

山形県国民保護計画

資料編

平成21年3月

山形県

資料編 目次

1	関係機関連絡先一覧	資料編	1
2	山形県国民保護対策本部及び山形県緊急処理事態対策本部運営要綱	資料編	5
3	山形県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	資料編	9
4	火災・災害等即報要領	資料編	19
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	資料編	31
6	山形県危機管理要綱	資料編	43
7	安否情報関係様式	資料編	49
8	公用令書	資料編	55
9	各種協定一覧	資料編	59
10	警報の通知先一覧	資料編	61
11	避難施設一覧	資料編	63
12	生活関連等施設の安全確保の留意点	資料編	113

1 関係機関連絡先一覧

(1) 県

担当部署	所在地	電話番号
総務部危機管理室総合防災課	山形市松波 2-8-1	023-630-2231

(2) 市町村

市町村名	担当部署	所在地	電話番号
山形市	防災安全課	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212
米沢市	総務課	米沢市金池 5-2-25	0238-22-5111
鶴岡市	危機管理課	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111
酒田市	総務課	酒田市本町 2-2-45	0234-26-5701
新庄市	総務課	新庄市沖の町 10-37	0233-22-2111
寒河江市	総務課	寒河江市中央 1-9-45	0237-86-2111
上山市	庶務課	上山市河崎 1-1-10	023-672-1111
村山市	総務課	村山市中央 1-3-6	0237-55-2111
長井市	総務課	長井市ままの上 5-1	0238-84-2111
天童市	総務課危機行革管理室	天童市老野森 1-1-1	023-654-1111
東根市	庶務課	東根市中央 1-1-1	0237-42-1111
尾花沢市	総務課	尾花沢市若葉町 1-1-3	0237-22-1111
南陽市	総務課	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
山辺町	総務課	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	023-667-1111
中山町	総務企画課	東村山郡中山町大字長崎 120	023-662-4899
河北町	総務課	西村山郡河北町谷地戊 81	0237-73-2111
西川町	町民税務課	西村山郡西川町大字海味 510	0237-74-4404
朝日町	総務課	西村山郡朝日町大字宮宿 1115	0237-67-2111
大江町	総務企画課	西村山郡大江町大字左沢 882-1	0237-62-2112
大石田町	町民税務課	北村山郡大石田町緑町 1	0237-35-2111
金山町	総務課	最上郡金山町大字金山 324-1	0233-52-2111
最上町	総務課・町民税務課	最上郡最上町大字向町 644	0233-43-2111
舟形町	総務課	最上郡舟形町舟形 263	0233-32-2111
真室川町	総務課	最上郡真室川町大字新町 127-5	0233-62-2111
大蔵村	総務課	最上郡大蔵村大字清水 2528	0233-75-2111
鮭川村	総務課	最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7	0233-55-2111
戸沢村	総務課	最上郡戸沢村大字古口 270	0233-72-2111
高畠町	総務課	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-3744
川西町	総務課	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-6610
小国町	町民課	西置賜郡小国町大字小国小坂町 2-70	0238-62-2260
白鷹町	総務政策課	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-85-6122
飯豊町	住民税務課	西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-72-2111
三川町	総務課	東田川郡三川町大字横山字西田 85	0235-66-3111
庄内町	総務課	東田川郡庄内町狩川字大釜 22	0234-56-3395
遊佐町	総務企画課	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211	0234-72-5895

(3) 消防本部

消防本部名	担当部署	所在地	電話番号
山形市消防本部	警防課	山形市緑町 4-15-7	023-634-1197
上山市消防本部		上山市石崎 1-7-46	023-672-1190
天童市消防本部	消防課	天童市桜町 2-1	023-654-1191
西村山広域行政事務組合消防本部	警防課	寒河江市大字西根字石川西 300-1	0237-86-2595
村山市消防本部	総務課	村山市中央 1-3-13	0237-55-2514
東根市消防本部	総務課	東根市大字東根甲 7057-25	0237-42-0134
尾花沢市消防本部	総務課	尾花沢市新町 4-5-1	0237-22-1131
最上広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	新庄市金沢字中村 1279-1	0233-22-7521
米沢市消防本部	消防課	米沢市金池 5-2-41	0238-23-3107
南陽市消防本部	消防課	南陽市三間通 445-2	0238-43-3500
高畠町消防本部		高畠町大字高畠 528	0238-52-1505
川西町消防本部		川西町大字上小松 1736-2	0238-42-3700
西置賜行政組合消防本部	総務課	長井市平山 4460	0238-88-1212
鶴岡市消防本部	警防課	鶴岡市馬場町 8-13	0235-22-8320
酒田地区広域行政組合消防本部	警防課	酒田市千石町 1-12-1	0234-23-3146

(4) 指定行政機関

内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛省 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁
 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁
 経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁 原子力安全・保安院 国土交通省 国土地理院
 気象庁 海上保安庁 環境省

(5) 指定地方行政機関

東北管区警察局 東北防衛局 東北総合通信局 東北財務局 東京税関 東北厚生局
 山形労働局 東北農政局 東北森林管理局 東北経済産業局 関東東北産業保安監督部
 東北地方整備局 北陸地方整備局 東北運輸局 東京航空局 東京航空交通管制部
 仙台管区气象台 第二管区海上保安本部 東北地方環境事務所

(6) 自衛隊

陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊

(7) 関係指定公共機関

独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人海上災害防止センター 独立行政法人建築研究所
 独立行政法人原子力安全基盤機構 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人国立病院機構
 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人情報処理推進機構 独立行政法人情報通信研究機構
 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人土木研究所
 独立行政法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人放射線医学総合研究所
 独立行政法人水資源機構
 日本銀行 日本赤十字社 日本放送協会 郵便事業株式会社
 東日本高速道路株式会社 日本貨物鉄道株式会社
 東日本電信電話株式会社
 東北電力株式会社
 ジェイアールバス東北株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社
 ヤマト運輸株式会社 株式会社日本航空インターナショナル
 全日本空輸株式会社 東日本旅客鉄道株式会社
 KDDI株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 ソフトバンクモバイル株式会社

(8) 指定地方公共機関

山形ガス株式会社 寒河江ガス株式会社 新庄都市ガス株式会社 鶴岡ガス株式会社
 酒田天然ガス株式会社 庄内中部ガス株式会社 社団法人山形県エルピーガス協会
 山交バス株式会社 庄内交通株式会社 社団法人山形県バス協会 第一貨物株式会社
 社団法人山形県トラック協会
 社団法人山形県医師会
 山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン
 株式会社エフエム山形

2 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成 18 年 1 月山形県制定）
最終改正 平成 20 年 4 月

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例（平成 16 年 12 月県条例第 59 号。以下、この条において「条例」という。）第 7 条及び条例第 8 条において準用する条例第 7 条の規定に基づき、山形県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び山形県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第 2 条 山形県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 山形県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）に事故があるとき、又は副本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。なお、この場合における副本部長の順序については、知事の職務を代理する副知事の順序の例による。

3 山形県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

（1）山形県部設置条例（昭和 34 年 3 月県条例第 2 号）に定める部の部長

（2）危機管理監

（3）会計管理者

（4）東京事務所長

（5）企業管理者

（6）病院事業管理者

4 知事は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、県の職員のうちから相当と認める者を本部員として任命する。

（本部室及び部）

第 3 条 国民保護対策本部に、本部員会議及び本部事務局をもって構成する本部室並びに別表 1 に定める部を置く。

（本部員会議）

第 4 条 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

2 本部員会議は、副本部長が必要の都度招集し、副本部長が主宰する。

（本部事務局）

第 5 条 本部事務局に局長を置き、危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局に局長を補佐するため次長を置き、危機管理室長をもって充てる。なお、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部事務局に別表 2 のとおり応急対策班を置き、その編成及び分掌事務については、別に定める。

（部）

第 6 条 部長は、別表 1 の部長の欄に掲げる者をもって充てる。

2 部の分掌事務は、別に定める。

3 部長は、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（現地対策本部の設置）

第 7 条 知事は、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて、国民保護対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、国民保護対策本部に、名称、管轄区域及び設置場所を定めて、山形県国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。

(現地対策本部員会議)

第 8 条 現地対策本部に現地対策本部員会議を置く。

2 現地対策本部員会議は、山形県国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び山形県国民保護現地対策本部員をもって構成し、当該管轄区域内に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

3 現地対策本部員会議は、現地対策本部長が必要の都度招集し、現地対策本部長が主宰する。

(現地対策本部の組織)

第 9 条 前条に定めるもののほか、現地対策本部の組織その他現地対策本部に関して必要な事項は、その都度現地対策本部長が定める。

(支部の設置)

第 10 条 知事は、国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に支部を置く。

2 支部は、総合支庁に設置し、その所管市町村を管轄区域とする。

3 当該支部の管轄区域内において現地対策本部が置かれた場合には、当該支部は現地対策本部長の指揮の下に業務を行う。

(支部長、副支部長及び支部員その他の職員)

第 11 条 支部に支部長を置き、総合支庁長をもって充てる。

2 支部に支部長を補佐するため副支部長を置き、総合支庁の各部長その他総合支庁長が定める職員をもって充てる。なお、支部長に事故があるときは、あらかじめ総合支庁長が定める副支部長が、その職務を代理する。

3 支部に支部員を置き、あらかじめ総合支庁長が定める総合支庁関係課長及び関係公所長をもって充てる。

4 支部にその他の職員を置き、あらかじめ総合支庁長が定める職員をもって充てる。

(支部員会議)

第 12 条 支部に支部員会議を置く。

2 支部員会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成し、管轄区域における国民保護措置の実施及び総合調整について協議する。

3 支部員会議は、支部長が必要の都度招集し、支部長が主宰する。

(支部の組織及び分掌事務)

第 13 条 支部の組織及び分掌事務は、総合支庁長があらかじめ定めておくものとする。

2 前項により定めた組織及び分掌事務は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(準用)

第 15 条 第 2 条から前条までの規定は、山形県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

国民保護対策本部に置かれる部の名称	部 長
総務部	総務部長
政策推進部	政策推進部長
文化環境部	文化環境部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働観光部	商工労働観光部長
農林水産部	農林水産部長
土木部	土木部長
出納部	会計管理者
東京連絡部	東京事務所長
企業部	企業管理者
病院事業部	病院事業管理者
教育部	教育長
公安部	警察本部長
議会部	本部長が指名する本部員
監査委員会	
人事委員会部	
労働委員会部	

別表 2

本部事務局に置かれる応急対策班の名称
総合調整班
管理班
保健医療対策班
輸送対策班
生活救援班
ライフライン対策班
建築物等対策班
安否情報対策班

3 山形県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成 18 年 1 月山形県制定）

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、山形県の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図 3 のとおりとする。

（交付等の対象者）

第 3 条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第 11 条の規定に基づき、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- （1）山形県の職員（山形県の警察職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （3）知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- （4）知事が指定した指定地方公共機関

（交付等の手続）

第 4 条 知事は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 知事は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式 1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。
- 3 知事は、前条第 4 号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（別記様式 1）による申請に基づき、特殊標章等の使用許可をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、使用の許可を与えるものとする。

第 2 章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付等）

第 5 条 知事は、第 3 条第 1 号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第 3 条第 1 号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第 2 号及び第 3 号

に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

- 3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勸案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

- 2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

- 2 第 10 条第 2 項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第 17 条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 山形県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務部危機管理室総合防災課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

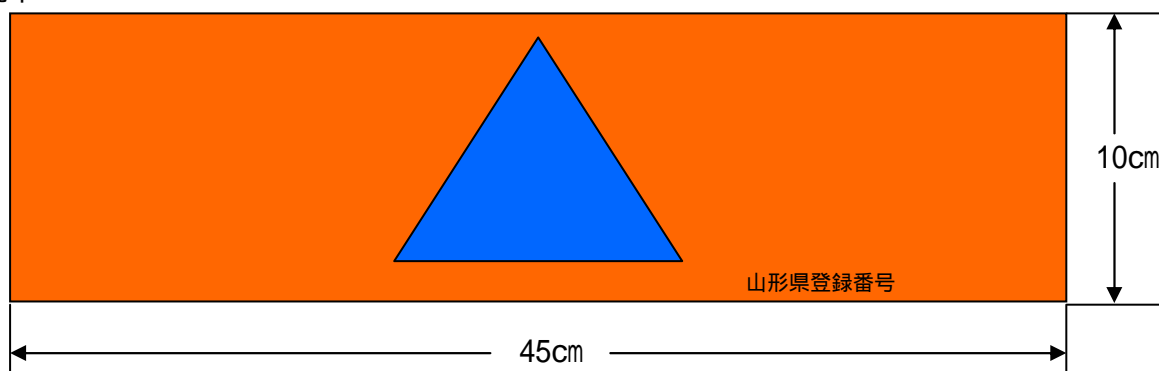
別紙（第2条関係）

区 分	表 示			制 式
	位 置	寸 法	材 質	
腕章	左腕に表示	別図1、のと おり	ビニール	<p>オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：山形県 1）</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	別図1、のと おり	ステッカー又はワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	別図2、のと おり	プリント又は塗色	
車両章	車両の両側面及び後面に表示	別図2、（大） のとおり	マグネット又は塗色	
	航空機の両側面に表示	別図2、（小） のとおり	ステッカー又は塗色	

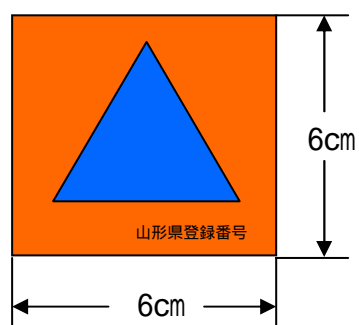
（注）腕章及び帽章は同時に付けるものとする。

別図1 (第2条関係)

腕章

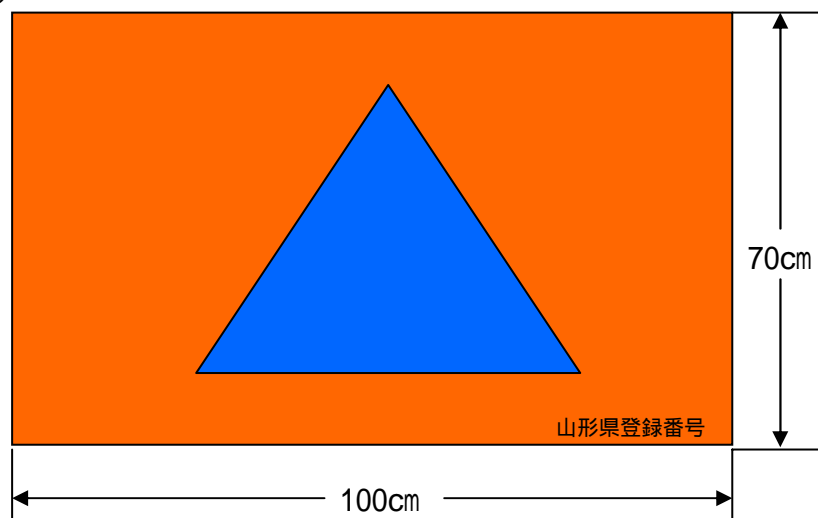


帽章

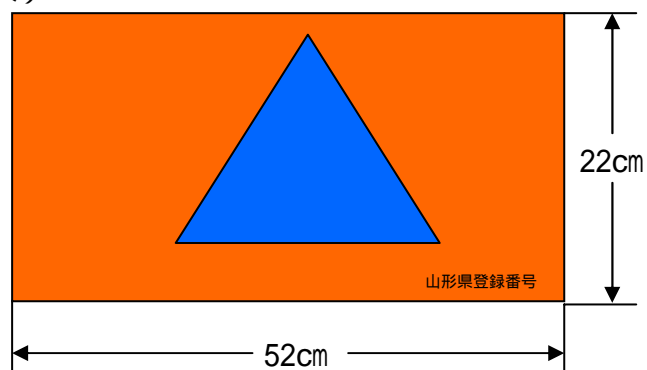


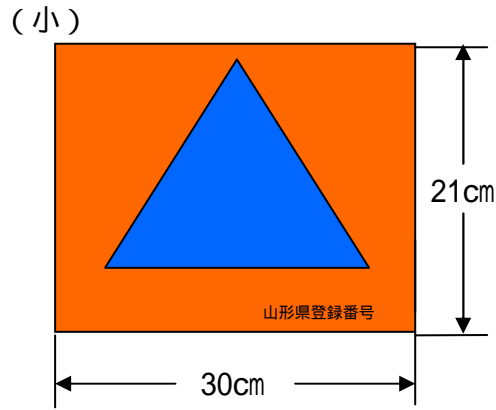
別図2 (第2条関係)

旗



車両章 (大)





別図3 (第2条関係)

身分証明書

表面

	<p>山形県知事</p> <p>身分証明書</p> <p>IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用</p> <p>for civil defence personnel</p>	
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

別記様式 1 (第 4 条関係)

交 付
 特殊標章等に係る 申請書
 使用許可

平成 年 月 日

山形県知事 殿

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦)年.....月.....日
--------------------------------	--------------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> <p>写 真</p> <p>縦 4 × 横 3 cm</p> <p><small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small></p> </div>
---	--

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長：.....cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：.....(Rh 因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)
.....

(許可権者使用欄)
資 格：.....
証明書番号：..... 交付等の年月日：.....
有効期間の満了日：.....
返納日：.....

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付 / 使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号 (記載例)	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	顔の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	山形県の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		標章の使用 帽子、衣服用 × 1	2007/6/18	所屬 国民保護課
2														
3														

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

山形県知事 殿	年 月 日
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

山形県知事 殿	年 月 日
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。

4 火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）
最終改正 平成 20 年 5 月消防震第 69 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待

たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入する

こと（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「（株） 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

【様式】(抄)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等(国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。)及び特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付又は使用の許可(以下「交付等」という。)に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者(指定行政機関の長及び都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

(イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)である医療関係者(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。)

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

(エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(搜索、收容、輸送等)を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

(イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) (ア)から(ウ)まで及び(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(搜索、收容、輸送等)を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標

章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外を対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（C M Y K値：C-0, M-100, Y-100, K-0、R G B値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。

- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされ

ていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (7) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (I) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
都道府県知事が交付等を行う対象者
- (7) 当該都道府県の職員（(7)及び(7)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (I) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
- (7) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
市町村長が交付等を行う対象者
- (7) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、(7)及び(7)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長が交付等を行う対象者
- (7) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者が交付等を行う対象者
- (7) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・ 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(7) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等につい

ては、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

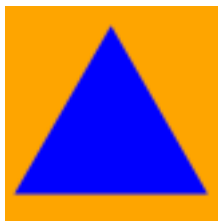
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図 2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。

- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受け
る権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、 省の
職員、 県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4セ
ンチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと
異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。
（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、
有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行
う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、
平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する
部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A
B O式及びRh式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされてい
ることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与して
はならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行って
いない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民
保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等
を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュ
ネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意
義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるもの
とする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成す
るものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護
法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができ
る。
 - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武
力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必
要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うもの
とする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の中で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字
標章等に係る
特 殊

交 付
使用許可

申 請 書

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字)	生年月日(西暦)
(ローマ字)	年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
電話番号：	
E-mail：	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長：cm	眼の色：
頭髪の色：	血液型：(Rh因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

.....

.....

(許可権者使用欄)	
資 格：	
証明書番号：	交付等の年月日：
有効期間の満了日：	
返納日：	



[様式2]

赤十字標章等 / 特殊標章等の交付 / 使用許可をした者に関する台帳

証明書番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の年月日	有効期間の満了日	身長	眼の色	髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	県の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用 x 1	2007/6/18	所属 国民保護課
2														
3														

[様式 3]

表面

	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月 12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュ ネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		



裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[様式 4]

表面

	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月 12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュ ネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

6 山形県危機管理要綱（平成 17 年 4 月山形県制定）

最終改正 平成 20 年 4 月

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、危機又は危機となるおそれがある事態への対応について、総合的な体制を整備し、併せて迅速かつ適切に対応することにより、県民が安心して生活できる環境づくりに資することを目的として制定する。

（定義）

第 2 条 「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

- （1）県民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態
- （2）県行政の円滑な運営に著しい支障を及ぼす事態

2 「緊急事態」とは、危機又は危機となるおそれがある事態をいう。

3 「危機管理」とは、緊急事態の発生を未然に防止し、又は緊急事態発生時に被害の拡大防止及び早期復旧を図ることをいう。

（責務）

第 3 条 危機管理室及び各部局等の責務は、次のとおりとする。

（1）危機管理室の責務

緊急事態発生時においては、県の事態対処の事務を統括し、対処に関する基本的な方針の案の策定、関係部局等が実施する対処措置の総合調整、関係機関との連絡調整等を行う。事前対策においては、全庁的な危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

（2）各部局等の責務

緊急事態発生時においては、危機管理室と連携して所管する事務に係る対処措置を実施する。事前対策においては、各部局等における危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

（危機管理員及び危機管理調整員）

第 4 条 危機管理員は、危機管理の一元的対応の強化及び適正な事務の確保を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）危機管理に関する所管部局等の事務の総括に関すること。
- （2）緊急事態における危機管理監への報告及び対処措置の調整に関すること。
- （3）緊急事態において危機管理監が指示する事項に関すること。
- （4）その他所管部局等における危機管理の事務を推進するために必要な事項

2 危機管理調整員は、前項に掲げる事務について危機管理員を補佐するものとする。

第 2 章 常設の危機管理組織

（危機管理調整会議）

第 5 条 総合的な危機管理施策の推進等を図るため、危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の構成員は、別表 1 のとおりとする。

3 調整会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

4 調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）総合的な危機管理施策の検討及び推進に関すること。
- （2）危機管理に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- （3）その他危機管理施策を推進するために必要な事項

5 調整会議の事務局は、危機管理室（生活安全調整課）に置く。

(危機管理調整員連絡会議)

第6条 調整会議の円滑な運営、危機管理に関する情報の迅速な収集及び伝達等を図るため、危機管理調整員連絡会議(以下「調整員連絡会議」という。)を随時開催する。

2 調整員連絡会議の構成員は、別表2のとおりとする。

3 調整員連絡会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第7条 総合的な危機管理施策を検討するため、危機管理室長は、必要に応じて、調整会議の下に、課題ごとに関係課長等からなる幹事会又は担当職員からなるワーキンググループ等を設置することができる。

第3章 緊急事態における危機管理組織

(関係課長等対策会議)

第8条 危機管理監は、危機となるおそれがあり、かつ、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催することができる。

(危機管理対策会議)

第9条 副知事は、危機となるおそれがあり、かつ、全庁的な対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、危機管理対策会議を開催することができる。

2 危機管理対策会議の組織及び運営は、調整会議に準じる。

(危機対策本部)

第10条 知事は、危機と認める事態に対応する場合、危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部の本部長は知事、副本部長は副知事、本部員は企業管理者、病院事業管理者、危機管理監、本庁各部局長、会計管理者及び総合支庁長等をもって充てる。

3 本部長は、現地における事務を処理するため、必要があると認める場合は、現地危機対策本部(以下「現地本部」という。)を設置するものとする。

4 本部長は、副本部長又は本部員の中から現地本部の長を指名する。

5 対策本部又は現地本部の事務局は、危機管理室又は総合支庁等に置く。

(法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合の対応)

第11条 法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制に基づき対応する。

第4章 緊急事態対処の基準

(緊急事態発生時の情報伝達)

第12条 緊急事態発生時の情報伝達は、基本的に次のとおりとする。

(1) 各部局等(各総合支庁及び各行政委員会を除く。)の担当課

緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を当該部局等の危機管理員に報告するとともに、関係課に連絡する。報告を受けた危機管理員は、速やかに危機管理監に報告する。

(2) 各総合支庁の担当課

緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を総合支庁の危機管理員に報告するとともに、関係課(本庁を含む。)に連絡する。報告を受けた総合支庁及び本庁の関係部局等の危機管理員は、速やかに危機管理監に報告する。

(3) 各行政委員会の担当課

県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の担当課は、緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を所属における調整会議の委員に報

告するとともに、関係課に連絡する。報告を受けた当該委員は、速やかに危機管理監に連絡する。

(危機管理監による事態の区分と対処措置)

第13条 危機管理監は、被害状況等から事態の推移を予測し、事態の区分を判断する。

(1) 危機と判断した場合

ア 危機管理監は、現に甚大な被害が生じるなどにより危機であると判断した場合は、知事に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、対策本部の設置について意見を具申する。

イ 対策本部が設置された場合は、危機管理室及び各部局等は、知事の指示に基づき対処措置を実施する。

(2) 危機となるおそれがある事態と判断した場合

ア 危機管理監は、甚大な被害が生じるおそれがあるなどにより危機となるおそれがある事態と判断した場合は、知事に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、危機管理監が県の事態対処の事務を統括することについて了承を得る。

イ 危機管理監は、関係部局等の意見を踏まえ、対処に関する基本的な方針の案を策定し、知事の承認を得る。

ウ 危機管理監は、対処措置を迅速かつ適切に実施するため必要があると認める場合は、対処に関する基本的な方針に基づき、関係部局等が実施する対処措置に関する総合調整を行う。

エ 危機管理監は、状況に応じて次のことを実施する。

(ア) 関係課長等対策会議の開催

(イ) 危機管理対策会議の開催についての副知事への意見の具申

(ウ) 対策本部の設置についての知事への意見の具申

オ 各部局長等は、危機管理監に対して前項に掲げる事項の実施を求めることができる。

カ 各部局等は、危機管理監の総合調整に基づき所管する事務に係る対処措置を実施する。

(3) 緊急事態にはあたらないと判断した場合

ア 危機管理監は、緊急事態にはあたらないと判断した場合は、各部局等に対処措置を要請する。

イ 各部局等は、所管する事務に係る対処措置を実施し、経過等を危機管理室に報告する。

(広報活動の実施)

第14条 危機管理室及び各部局等は、県民の安全や安心を確保するため、総務部総務課広報室と連携し、被害状況や対策の実施等に関する情報を報道機関等に対して迅速かつ適切に提供する。

第5章 危機管理機能の強化について

(危機発生 of 未然防止)

第15条 危機管理室及び各部局等は、平素から危機発生の予知・予見に努め、危機発生 of 未然防止及び被害の軽減のための措置を講ずるものとする。

(危機管理意識の高揚)

第16条 危機管理室は、全庁的な職員の危機管理意識の高揚を図るため、危機管理に関する研修会等を適宜開催する。

2 各部局等は、各部局等の職員の危機管理意識の高揚を図るため又は想定される事態対処に関する知識を習得するため、危機管理に関する研修会等を開催するよう努めるものとする。

(危機管理マニュアルの整備)

第17条 危機管理室及び各部局等は、関係部局等と調整のうえ、想定される事態対処に関する危機管理マニュアルを策定するものとする。

- 2 各部局等は、危機管理マニュアルを策定又は改訂した場合は、速やかに危機管理室に報告するものとする。
- 3 危機管理室及び各部局等は、環境の変化、訓練の成果等に基づき、適宜危機管理マニュアルを見直すものとする。
- 4 危機管理室は、各部局等における危機管理マニュアルの整備について、必要な指導及び助言を行う。

(訓練の実施)

第18条 危機管理室及び各部局等は、定期的に危機管理マニュアルに基づく訓練を実施するものとし、各部局等においては、その計画及び実施結果を速やかに危機管理室に報告するものとする。

- 2 危機管理室は、各部局等における訓練の実施について、必要な指導及び助言を行う。

(資機材等の確保)

第19条 危機管理室及び各部局等は、想定される事態が発生した場合の被害状況を考慮し、計画的に資機材等を確保するものとする。

(関係機関との連携)

第20条 危機管理室及び各部局等は、想定される事態が発生した場合に備えて、あらかじめ国や市町村等の関係機関と情報交換を行うなど、連携体制の構築を図るものとする。

第6章 その他

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、危機管理について必要な事項については、別に規定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 従前の山形県危機管理要綱(平成15年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別表 1)

危機管理調整会議構成員

議 長	副知事
副議長	危機管理監
委 員	総務部次長(危機管理員)
	総務部危機管理室長
	政策推進部次長(危機管理員)
	文化環境部次長(危機管理員)
	健康福祉部次長(危機管理員)
	商工労働観光部次長(危機管理員)
	農林水産部次長(危機管理員)
	土木部次長(危機管理員)
	出納局次長(危機管理員)
	村山総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	最上総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	置賜総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	庄内総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	東京事務所長(危機管理員)
	教育次長(危機管理員)
	企業局長(危機管理員)
	病院事業局長(危機管理員)
	県議会事務局次長
	監査委員事務局長
	人事委員会事務局長
	労働委員会事務局長
事務局長	総務部危機管理室長
事務局次長	生活安全調整課長
(事務局)	危機管理室(生活安全調整課)
陪 席	食品安全対策課長
	総合防災課長
	総務部総務課広報室長

(別表2)

危機管理調整員連絡会議構成員

議長	危機管理室長
委員	総務部総務課副主幹（危機管理調整員）
	総務部人事課副主幹（危機管理調整員）
	総務部危機管理室生活安全調整課副主幹
	政策推進部政策企画課副主幹（危機管理調整員）
	文化環境部県民文化課副主幹（危機管理調整員）
	健康福祉部健康福祉企画課副主幹（危機管理調整員）
	商工労働観光部産業政策課副主幹（危機管理調整員）
	農林水産部農政企画課副主幹（危機管理調整員）
	土木部管理課副主幹（危機管理調整員）
	出納局総務課副主幹（危機管理調整員）
	村山総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	最上総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	置賜総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	庄内総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	東京事務所総務広報課長（危機管理調整員）
	教育庁総務課副主幹（危機管理調整員）
	企業局総務企画課副主幹（危機管理調整員）
	病院事業局県立病院課副主幹（危機管理調整員）
	県議会事務局総務課副主幹
	監査委員事務局監査課副主幹
	人事委員会事務局職員課副主幹
	労働委員会事務局審査調整課副主幹
事務局	危機管理室生活安全調整課副主幹
	危機管理室生活安全調整課課長補佐
	危機管理室食品安全対策課課長補佐
	危機管理室総合防災課課長補佐
陪席	総務部総務課広報室室長補佐

7 安否情報関係様式（武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号））

最終改正 平成 18 年 3 月号外総務省令第 50 号

（ 1 ）様式第 1 号

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～ を囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(2) 様式第2号

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

（3）様式第3号

報告日時： 年 月 日 時 分
 市町村名： 担当者名：

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷（疾病）の該当状況	負傷又は疾病の状態	現在の居所	連絡先 その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 「～」の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意については特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏	名
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備	考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

(5) 様式第5号

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

8 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成 16 年厚生労働省令第 170 号））

（ 1 ） 公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第 号	公 用 令 書 氏名 住所	第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第			
81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81 条第 4 項					
（理由）					
年 月 日					
処分権者 氏名		印			
収用すべき物 資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名 住所		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第		
81 条第 3 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
81 条第 4 項				
(理由)				
	年	月	日	
				処分権者 氏名 印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

使用第	号	公 用 令 書					
		氏名 住所					
		<p style="text-align: right;">第 82 条</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する第</p>					
		<p>82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。</p>					
		(理由)					
		年 月 日					
		処分権者 氏名					
		印					
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(4) 公用令書様式第四

公用令書様式第四

取消第	号							
		公	用	令	書			
						氏名		
						住所		
							第 81 条第 2 項	
							第 81 条第 3 項	
							第 81 条第 4 項	
							第 82 条	
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					第 183 条において準用する第	
							第 183 条において準用する第	
							第 183 条において準用する第	
							第 183 条において準用する第	
81 条第 2 項		の規定に基づく公用令書 (年	月	日	第	号)	に係る処分
81 条第 3 項								
81 条第 4 項								
82 条								
		を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令						第 16
								第 52
条								
条において準用する第 16 条		の規定により、これを交付する。						
(取り消した処分の内容)								
		年	月	日				
						処分権者	氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

9 各種協定一覧

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 19 年 7 月 12 日）

災害対策基本法又は国民保護法の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定（以下、「災害時等の相互応援協定」という。）又は都道府県間で個別に締結する災害時等の相互応援協定では被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため応援を必要とする都道府県の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めている。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定（平成 19 年 11 月 8 日）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県が、大規模災害発生時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態において、被災者等の避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置の対策が十分に実施できない場合に、災害対策基本法又は国民保護法の規定に基づき、他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めている。

10 警報の通知先一覧

(1) 県の他の執行機関

名 称	担当部署	所 在 地	電話番号
教育委員会	教育庁総務課	山形市松波 2-8-1	023-630-2906
公安委員会	警察本部警務課・警備第二課	山形市松波 2-8-1	023-626-0110
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	山形市松波 2-8-1	023-630-2075
監査委員	監査委員事務局監査第一課	山形市松波 2-8-1	023-630-2041
人事委員会	人事委員会事務局職員課	山形市松波 2-8-1	023-630-2777
労働委員会	労働委員会事務局審査調整課	山形市松波 2-8-1	023-630-2792
収用委員会	収用委員会事務局	山形市松波 2-8-1 (土木部管理課用地室内)	023-630-2566
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会事務局	酒田市山居町 2-14-23 (庄内総合支庁水産課内)	0234-24-6161
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会事務局	山形市松波 2-8-1 (農林水産部生産技術課内)	023-630-2478

(2) 市町村・消防本部

1(2)(3)に同じ

(3) 指定地方公共機関

1(8)に同じ

1.1 避難施設一覧

所在市町村名	避難施設数	うち屋内施設数	
		うち屋内施設数	うち屋外施設数
山形市	313	95	218
米沢市	138	62	76
鶴岡市	322	197	125
酒田市	342	109	233
新庄市	93	46	47
寒河江市	73	30	43
上山市	92	47	45
村山市	46	27	19
長井市	31	10	21
天童市	135	36	99
東根市	44	23	21
尾花沢市	71	40	31
南陽市	53	35	18
山辺町	28	20	8
中山町	21	10	11
河北町	57	21	36
西川町	26	15	11
朝日町	49	15	34
大江町	32	15	17
大石田町	54	42	12
金山町	22	11	11
最上町	65	54	11
舟形町	83	34	49
真室川町	31	16	15
大蔵村	11	6	5
鮭川村	24	12	12
戸沢村	26	13	13
高畠町	21	20	1
川西町	20	10	10
小国町	12	11	1
白鷹町	23	13	10
飯豊町	27	21	6
三川町	25	16	9
庄内町	75	32	43
遊佐町	52	26	26
計	2,537	1,190	1,347

山形市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立産業技術短期大学校体育館・グラウンド	山形市	松栄 2-2-1	山形県知事
山形県立山形東高等学校体育館・グラウンド	山形市	緑町 1-5-87	山形県教育委員会
山形県立山形南高等学校第一・第二体育館 ・グラウンド	山形市	東原町 4-6-16	山形県教育委員会
山形県立山形西高等学校体育館・グラウンド	山形市	鉄砲町 1-15-64	山形県教育委員会
山形県立山形西高等学校末広校舎グラウンド	山形市	末広町 4-23	山形県教育委員会
山形県立山形北高等学校体育館・グラウンド	山形市	緑町 2-2-7	山形県教育委員会
山形県立山形工業高等学校体育館・グラウンド	山形市	緑町 1-5-12	山形県教育委員会
山形県立山形中央高等学校第一・第二体育館 ・グラウンド	山形市	鉄砲町 2-10-73	山形県教育委員会
山形県立山形中央高等学校松山グラウンド	山形市	松山	山形県教育委員会
山形県立霞城学園高等学校アリーナ	山形市	城南町 1-16-1	山形県教育委員会
山形県立山形聾学校体育館・グラウンド	山形市	大字谷柏 20	山形県教育委員会
山形県立山形養護学校体育館・グラウンド	山形市	行才 116	山形県教育委員会
山形県体育館	山形市	霞城町 1-2	山形県教育委員会
山形県武道館	山形市	霞城町 1-2	山形県教育委員会
山形市立商業高等学校体育館・グラウンド	山形市	あかねヶ丘 1-9-1	山形市教育委員会
山形市立第十小学校体育館・グラウンド	山形市	やよい 2-6-1	山形市教育委員会
飯塚公民館	山形市	横道 7	山形市教育委員会
山形市立第四中学校体育館・グラウンド	山形市	花楸 2-10-48	山形市教育委員会
山形市立宮浦小学校体育館・グラウンド	山形市	宮浦 17-3	山形市教育委員会
北部公民館	山形市	宮町 4-17-13	山形市教育委員会
山形市立第三小学校体育館・グラウンド	山形市	宮町 5-7-58	山形市教育委員会
榎沢公民館	山形市	金石田 8-2	山形市教育委員会
元木公民館	山形市	元木 3-4-8	山形市教育委員会
江南公民館	山形市	江南 1-1-27	山形市教育委員会
江南体育館	山形市	江南 1-1-27	財団法人 山形市体育協会
山形市立第二小学校体育館・グラウンド	山形市	香澄町 3-9-38	山形市教育委員会
山形市立桜田小学校体育館・グラウンド	山形市	桜田東 1-1-30	山形市教育委員会
鈴川公民館	山形市	山家町 2-4-48	山形市教育委員会
山形市立第十中学校体育館・グラウンド	山形市	若宮 1-10-12	山形市教育委員会
南部公民館	山形市	小荷駄町 7-110	山形市教育委員会
南部体育館	山形市	小荷駄町 7-110	財団法人 山形市体育協会
福祉体育館	山形市	小白川町 2-3-33	財団法人 山形市体育協会
東部公民館	山形市	小白川町 2-3-47	山形市教育委員会
山形市立第八小学校体育館・グラウンド	山形市	小白川町 2-8-36	山形市教育委員会
山形市立滝山小学校体育館・グラウンド	山形市	小立 4-13-86	山形市教育委員会

山形市立第一中学校体育館・グラウンド	山形市	松波 3-1-15	山形市教育委員会
霞城公民館	山形市	城西町 2-2-15	山形市教育委員会
山形市立第七小学校体育館	山形市	城北町 2-9-37	山形市教育委員会
金井公民館	山形市	大字陣場 903	山形市教育委員会
山形市立金井中学校体育館・グラウンド	山形市	陣場 3-12-25	山形市教育委員会
山形市立金井小学校体育館・グラウンド	山形市	陣場 3-7-60	山形市教育委員会
山形市立第二中学校体育館・グラウンド	山形市	西崎 62	山形市教育委員会
山形市立西小学校体育館・グラウンド	山形市	西田 3-2-1	山形市教育委員会
山形市立南小学校体育館・グラウンド	山形市	青田 2-1-1	山形市教育委員会
山形市立東小学校体育館・グラウンド	山形市	泉町 19-31	山形市教育委員会
山形市立第三中学校体育館・グラウンド	山形市	双葉町 2-1-10	山形市教育委員会
山形市立第四小学校体育館・グラウンド	山形市	相生町 4-37	山形市教育委員会
蔵王体育館	山形市	蔵王温泉字上の台 103	蔵王温泉観光協会
山形市立蔵王第三小中学校体育館・グラウンド	山形市	蔵王温泉字丈二田 727	山形市教育委員会
山形市立蔵王第二小学校体育館・グラウンド	山形市	蔵王上野字南坂 2116	山形市教育委員会
山形市立蔵王第一小学校体育館・グラウンド	山形市	蔵王成沢西 4-3-17	山形市教育委員会
山形市立蔵王第一中学校体育館・グラウンド	山形市	蔵王南成沢 34	山形市教育委員会
蔵王公民館	山形市	蔵王半郷 1028	山形市教育委員会
山形市立高瀬小学校体育館・グラウンド	山形市	大字下東山 1264	山形市教育委員会
高瀬公民館（高瀬紅花ふれあいセンター）	山形市	大字下東山 1360	山形市教育委員会
山形市立明治小学校体育館・グラウンド	山形市	大字灰塚 454	山形市教育委員会
山形市立山寺小中学校体育館・グラウンド	山形市	大字山寺 1650	山形市教育委員会
山寺公民館	山形市	大字山寺 517-1	山形市教育委員会
山形市立出羽小学校体育館・グラウンド	山形市	大字漆山 3169	山形市教育委員会
明治公民館	山形市	大字渋江字金甲 979	山形市教育委員会
南山形公民館	山形市	大字松原 203-1	山形市教育委員会
山形市立南山形小学校体育館・グラウンド	山形市	大字松原字東河原 188	山形市教育委員会
山形市立大曽根小学校体育館・グラウンド	山形市	大字上反田 278	山形市教育委員会
大曽根公民館	山形市	大字上反田 811-2	山形市教育委員会
滝山公民館	山形市	大字青田字仲田 196-2	山形市教育委員会
山形市立楯山小学校体育館・グラウンド	山形市	大字青柳字一本木 64	山形市教育委員会
出羽公民館	山形市	大字千手堂 404-1	山形市教育委員会
山形市立村木沢小学校体育館・グラウンド	山形市	大字村木沢 6046	山形市教育委員会
山形市立第八中学校体育館・グラウンド	山形市	大字村木沢字河原田 1620-2	山形市教育委員会
村木沢公民館	山形市	大字村木沢字金沢 1672-1	山形市教育委員会
山形市立大郷小学校体育館・グラウンド	山形市	大字中野 506	山形市教育委員会
大郷公民館	山形市	大字中野字楯 543	山形市教育委員会
山形市立高楯中学校体育館・グラウンド	山形市	大字中里 38	山形市教育委員会
山形市立本沢小学校体育館・グラウンド	山形市	大字長谷堂 1111-1	山形市教育委員会
本沢公民館	山形市	大字長谷堂字御手作 1070-1	山形市教育委員会
山形市立第九中学校体育館・グラウンド	山形市	大字津金沢字中谷地 657	山形市教育委員会
山形市立西山形小学校体育館・グラウンド	山形市	大字柏倉 888	山形市教育委員会
西山形公民館	山形市	大字柏倉字児小墓 38	山形市教育委員会

楯山公民館	山形市	大字風間字台 1181-1	山形市教育委員会
東沢公民館	山形市	大字妙見寺字酒塩川 4	山形市教育委員会
山形市立双葉小学校体育館・グラウンド	山形市	大字門伝字荻の窪 2836	山形市教育委員会
山形市立第六小学校体育館・グラウンド	山形市	鉄砲町 2-9-55	山形市教育委員会
山形市立第七中学校体育館・グラウンド	山形市	天神町 2520	山形市教育委員会
山形市立第五小学校体育館・グラウンド	山形市	東原町 1-1-9	山形市教育委員会
南沼原公民館	山形市	南館西 19-11	山形市教育委員会
山形市立第六中学校体育館・グラウンド	山形市	南原町 2-3-55	山形市教育委員会
山形市立第九小学校体育館・グラウンド	山形市	馬見ヶ崎 2-5-1	山形市教育委員会
山形市立南沼原小学校体育館・グラウンド	山形市	富の中 1-1-4	山形市教育委員会
山形市立東沢小学校体育館・グラウンド	山形市	防原町 4-15	山形市教育委員会
山形市立第一小学校体育館・グラウンド	山形市	本町 1-5-19	山形市教育委員会
山形市立第五中学校体育館・グラウンド	山形市	薬師町 1-14-10	山形市教育委員会
千歳公民館	山形市	落合町 1087-1	山形市教育委員会
山形市立千歳小学校体育館・グラウンド	山形市	落合町 1359	山形市教育委員会
山形市立鈴川小学校体育館・グラウンド	山形市	鈴川町 3-7-10	山形市教育委員会
西部公民館	山形市	籠田 1-2-23	山形市教育委員会
県民ふれあい広場	山形市	桜町地内	山形県知事
山形駅西地区再開発事業用地	山形市	山形市双葉町 1-2 の一部	山形県知事
山形県あかねヶ丘陸上競技場	山形市	あかねヶ丘 2-4-1	山形県教育委員会
あかねヶ丘公園	山形市	あかねヶ丘 1-14-1	山形市長
あかねヶ丘北公園	山形市	あかねヶ丘 1-4-1	山形市長
ひまわり公園	山形市	あかねヶ丘 3-11-1	山形市長
名取公園	山形市	あこや町 1-14-1	山形市長
姫公園	山形市	あこや町 3-39-7	山形市長
太郎公園	山形市	あこや町 3-46-5	山形市長
おおはぐろ公園	山形市	あさひ町 100-1	山形市長
つくし公園	山形市	あずま町 23-2	山形市長
神明公園	山形市	印役町 2-873-6	山形市長
円応寺町公園	山形市	円応寺 16	山形市長
つきやま公園	山形市	下条町 2-40	山形市長
西部南公園	山形市	下条町 2-6-1	山形市長
西部北公園	山形市	下条町 3-17	山形市長
流通西公園	山形市	下柳 24	山形市長
花楯公園	山形市	花楯 1-219	山形市長
霞城公園	山形市	霞城町 3	山形市長
吉原公園	山形市	吉原 1-25	山形市長
久保田公園	山形市	久保田 2-3-1	山形市長
久保田花園公園	山形市	久保田 3-9-1	山形市長
宮町公園	山形市	宮町 1-3034	山形市長
なかよし公園	山形市	宮町 2-3038	山形市長
両所宮公園	山形市	宮町 3-8-2	山形市長
宮町観音堂公園	山形市	宮町 4-16-1	山形市長

ひょうたん公園	山形市	元木 1-6-1	山形市長
元木 2 号公園	山形市	元木 2-6-1	山形市長
中ノ目公園	山形市	元木 3-6	山形市長
五日町公園	山形市	五日町 18-18	山形市長
かすみ公園	山形市	幸町 4	山形市長
清水町公園	山形市	江南 1-433	山形市長
南江俣公園	山形市	江南 3-18-4	山形市長
江俣東公園	山形市	江俣 2-8	山形市長
江俣中央公園	山形市	江俣 3-7	山形市長
江俣西公園	山形市	江俣 4-11	山形市長
荒楯西公園	山形市	荒楯 1-16-1	山形市長
荒楯中央公園	山形市	荒楯 1-6-1	山形市長
駅前公園	山形市	香澄町 1-12-1	山形市長
高堂公園	山形市	高堂 1-58-58	山形市長
本面公園	山形市	桜田西 2-2	山形市長
坂巻公園	山形市	桜田西 3-3	山形市長
四ツ堀公園	山形市	桜田西 4-6	山形市長
広面公園	山形市	桜田東 1-5	山形市長
樋口公園	山形市	桜田東 4-4	山形市長
寿町公園	山形市	寿町 108-5	山形市長
第二公園	山形市	十日町 4-1641	山形市長
春日公園	山形市	春日町 47-11	山形市長
白鳩公園	山形市	春日町 63-1	山形市長
小荷駄町公園	山形市	小荷駄町 10	山形市長
小姓町公園	山形市	小姓町 39-14	山形市長
小白川地藏公園	山形市	小白川 3-9-1	山形市長
十二柳公園	山形市	小白川 4-89	山形市長
千歳が丘公園	山形市	小白川町 1-14-1	山形市長
あこや公園	山形市	小白川町 1-7-1	山形市長
小白川公園	山形市	小白川町 2-860-4	山形市長
天満公園	山形市	小白川町 3-3-26	山形市長
小白川南公園	山形市	小白川町 4-25-1	山形市長
こだま公園	山形市	小白川町 4-28-1	山形市長
あけぼの公園	山形市	小白川町 5-11-1	山形市長
かじか公園	山形市	小白川町 5-19-9	山形市長
小立公園	山形市	小立 1-5-1	山形市長
戸神公園	山形市	小立 3-5-1	山形市長
福ノ神公園	山形市	小立 4-180-1	山形市長
松栄公園	山形市	松栄 1-3-7	山形市長
松見公園	山形市	松見町 19-1	山形市長
松山公園	山形市	松山 3-8-1	山形市長
べにばな公園	山形市	松波 1-13	山形市長
松波公園	山形市	松波 2-4-1	山形市長

資料編

かもしか公園	山形市	松波 4-4	山形市長
竈田北公園	山形市	上町 1-12-1	山形市長
上町公園	山形市	上町 2-4-3	山形市長
上町南公園	山形市	上町 5-3-1	山形市長
蛸ヶ丘公園	山形市	城西町 3-49	山形市長
しらとり公園	山形市	城西町 4-19	山形市長
砂塚公園	山形市	城西町 5-49-1	山形市長
あさひ公園	山形市	城西町 5-49-2	山形市長
城南公園	山形市	城南町 3-57-1	山形市長
みつばち公園	山形市	城北町 2-480	山形市長
陣場公園	山形市	陣場 2-4	山形市長
ほなみ公園	山形市	陣場南 4	山形市長
陣場瀬波公園	山形市	瀬波 2-9-6	山形市長
西原公園	山形市	西原 2-4-1	山形市長
西田中央公園	山形市	西田 2-19	山形市長
行西公園	山形市	西田 4-16-1	山形市長
西田公園	山形市	西田 4-26-1	山形市長
西田かえで公園	山形市	西田 5-12-3	山形市長
若松公園	山形市	青田 2-12	山形市長
迎田公園	山形市	青田 4-14	山形市長
上河原公園	山形市	千歳 1-2331	山形市長
刈田公園	山形市	千歳 1-2649	山形市長
いずみひばり公園	山形市	泉町 24-5	山形市長
いずみ公園	山形市	泉町 9-7	山形市長
前田公園	山形市	前田 8-1	山形市長
双葉公園	山形市	双葉町 2-32-8	山形市長
南ヶ丘公園	山形市	蔵王桜田字広面 133-95	山形市長
蔵王美原公園	山形市	蔵王松ヶ丘 1-1-17	山形市長
蔵王松ヶ丘公園	山形市	蔵王松ヶ丘 1-2-7	山形市長
しんなん南公園	山形市	蔵王成沢字向久保田 2227-2	山形市長
睦公園	山形市	蔵王成沢字久保田 499-74	山形市長
飯田西の前公園	山形市	蔵王飯田字西の前 1729	山形市長
たかき公園	山形市	大字高木 30	山形市長
とがみ西公園	山形市	大字富神台 2	山形市長
漆山さくら公園	山形市	大字漆山字下川原 3388	山形市長
よつば公園	山形市	大字沼木字高野内 433-102	山形市長
西部運動広場	山形市	大字沼木字新田 948	山形市教育委員会
大峰公園	山形市	中桜田 1-5	山形市長
さくら公園	山形市	中桜田 2-8-1	山形市長
うえのやま公園	山形市	中桜田 3-4	山形市長
鑄物町運動広場	山形市	鑄物町 24	山形市教育委員会
長町熊野公園	山形市	長町 3-13-3	山形市長
西浦公園	山形市	長町 4-2532	山形市長

鳥居ヶ丘公園	山形市	鳥居ヶ丘 1255	山形市長
もみじ公園	山形市	東原町 2-240-35	山形市長
ひぐらし公園	山形市	東山形 1-3-1	山形市長
こまくさ公園	山形市	東山形 2-5-1	山形市長
東青田公園	山形市	東青田 2-12	山形市長
謡光公園	山形市	東青田 3-10	山形市長
柳田公園	山形市	東青田 4-7	山形市長
あかしや公園	山形市	銅町 2-10-8	山形市長
新銅町公園	山形市	銅町 2-10-8	山形市長
みなみ公園	山形市	南一番町 8-1	山形市長
八丁路公園	山形市	南栄町 3-11-1	山形市長
南沼原中央公園	山形市	南館西 18-1	山形市長
きたうら公園	山形市	南原町 1-1170	山形市長
南原中央公園	山形市	南原町 3-12	山形市長
南山形公園	山形市	南松原 2-4-4	山形市長
土樋東公園	山形市	馬見ヶ崎 1-4	山形市長
沖西公園	山形市	馬見ヶ崎 2-14	山形市長
土樋西公園	山形市	馬見ヶ崎 3-6	山形市長
樋越公園	山形市	馬見ヶ崎 4-11	山形市長
飯塚公園	山形市	飯塚町 2006	山形市長
飯田公園	山形市	飯田 5-1764	山形市長
みずかみ第二公園	山形市	飯田西 2-4	山形市長
飯田西の前第二公園	山形市	飯田西 5-1730	山形市長
桧葉の木公園	山形市	桧町 3-10-1	山形市長
平清水公園	山形市	平清水 2-4-1	山形市長
皆川公園	山形市	北山形 2-6-1	山形市長
北町公園	山形市	北町 1-23	山形市長
天狗橋公園	山形市	北町 2-13	山形市長
安堵橋公園	山形市	北町 2-8	山形市長
西柳公園	山形市	北町 3-10-12	山形市長
柳橋公園	山形市	北町 4-1-2	山形市長
末広町公園	山形市	末広町 5	山形市長
さくら木公園	山形市	木の実町 7-12	山形市長
ふれあい公園	山形市	薬師町 1-11-1	山形市長
市陸上競技場	山形市	薬師町 2-22-72	山形市教育委員会
馬畔公園	山形市	薬師町 2-3348	山形市長
薬師公園	山形市	薬師町 2-616	山形市長
立谷川運動広場	山形市	立谷川 2-959	山形市教育委員会
流通センター野球場	山形市	流通センター 2-1	山形市教育委員会
流通南公園	山形市	流通センター 2-2-1	山形市長
流通東公園	山形市	流通センター 4-2-5	山形市長
緑町公園	山形市	緑町 4-16-2	山形市長
がにかわ公園	山形市	鈴川町 2-6-5	山形市長

資料編

やんべ公園	山形市	鈴川町 3-107-2	山形市長
籠田東公園	山形市	籠田 1-8-1	山形市長
籠田中央公園	山形市	籠田 3-4-1	山形市長

米沢市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立米沢女子短期大学体育館・グラウンド	米沢市	通町 6-15-1	山形県知事
山形県立梓園体育館	米沢市	三沢 26100-14	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
山形県立米沢興譲館高等学校体育館・グラウンド	米沢市	大字笹野 1101	山形県教育委員会
山形県立米沢東高等学校体育館・グラウンド	米沢市	丸の内 2-5-63	山形県教育委員会
山形県立米沢工業高等学校体育館・グラウンド	米沢市	大字川井 300	山形県教育委員会
山形県立米沢商業高等学校体育館・グラウンド	米沢市	本町 3-1-12	山形県教育委員会
山形県立米沢養護学校体育館・グラウンド	米沢市	太田町 4-1-102	山形県教育委員会
米沢市立第一中学校体育館・グラウンド	米沢市	駅前 4-3-51	米沢市教育委員会
米沢市塩井コミュニティセンター	米沢市	塩井町塩野 2068-1	米沢市教育委員会
米沢市立塩井小学校体育館・グラウンド	米沢市	塩井町塩野 3760	米沢市教育委員会
米沢市立第三中学校体育館・グラウンド	米沢市	館山 2-4-58	米沢市教育委員会
米沢市児童会館	米沢市	丸の内 1-3-47	米沢市教育委員会
米沢市立興譲小学校体育館・グラウンド	米沢市	丸の内 2-1-58	米沢市教育委員会
置賜総合文化センター	米沢市	金池 3-1-14	米沢市教育委員会
米沢市営体育館	米沢市	金池 3-1-62	米沢市教育委員会
米沢市窪田コミュニティセンター	米沢市	窪田町窪田 598-2	米沢市教育委員会
米沢市立窪田小学校体育館・グラウンド	米沢市	窪田町窪田 665-3	米沢市教育委員会
米沢市愛宕コミュニティセンター	米沢市	古志田町 76-3	米沢市教育委員会
米沢市立愛宕小学校体育館・グラウンド	米沢市	御廟 3-10-1	米沢市教育委員会
米沢市広幡コミュニティセンター	米沢市	広幡町上小菅 1394-7	米沢市教育委員会
米沢市立広幡小学校体育館・グラウンド	米沢市	広幡町上小菅 1396	米沢市教育委員会
笹野民芸館	米沢市	笹野本町 5208-2	米沢市長
米沢市立第四中学校体育館・グラウンド	米沢市	春日 4-2-69	米沢市教育委員会
アクティー米沢	米沢市	西大通 1-5-5	米沢市長
米沢市すこやかセンター	米沢市	西大通 1-5-60	米沢市長
米沢市南原コミュニティセンター関分館	米沢市	大字関 402-6	米沢市教育委員会
米沢市立関根小学校体育館・グラウンド	米沢市	大字関根 13541	米沢市教育委員会
米沢市山上コミュニティセンター	米沢市	大字関根 480	米沢市教育委員会
米沢市立三沢西部小学校体育館・グラウンド	米沢市	大字口田沢 2361-1	米沢市教育委員会
米沢市田沢コミュニティセンター	米沢市	大字口田沢 2375-1	米沢市教育委員会
米沢市立関根小学校赤崩分校体育館・グラウンド	米沢市	大字赤崩 21203	米沢市教育委員会
米沢市立第七中学校体育館・グラウンド	米沢市	大字川井 108-3	米沢市教育委員会
米沢市上郷コミュニティセンター	米沢市	大字川井 3969	米沢市教育委員会
米沢市立上郷小学校浅川分校体育館・グラウンド	米沢市	大字浅川 900 の乙	米沢市教育委員会
米沢市立上郷小学校体育館・グラウンド	米沢市	大字竹井 1383	米沢市教育委員会
米沢市立南原小学校体育館・グラウンド	米沢市	大字南原笹野町 2984	米沢市教育委員会

米沢市南原コミュニティセンター	米沢市	大字南原猪苗代町 2910-2	米沢市教育委員会
米沢市立関根小学校板谷分校体育館・グラウンド	米沢市	大字板谷 293	米沢市教育委員会
米沢市立南原中学校体育館・グラウンド	米沢市	大字季山 2139	米沢市教育委員会
米沢市立南原小学校季山分校体育館・グラウンド	米沢市	大字季山 806	米沢市教育委員会
米沢市立関小学校体育館・グラウンド	米沢市	大字立石 2565	米沢市教育委員会
米沢市立三沢東部小学校体育館・グラウンド	米沢市	大字築沢 3401	米沢市教育委員会
米沢市立三沢東部小学校山梨沢分校体育館 ・グラウンド	米沢市	大字築沢 6345	米沢市教育委員会
米沢市北部コミュニティセンター	米沢市	中央 6-1-21	米沢市教育委員会
米沢市立北部小学校体育館・グラウンド	米沢市	中央 7-4-33	米沢市教育委員会
米沢市立西部小学校体育館・グラウンド	米沢市	直江町 5-34	米沢市教育委員会
米沢市西部コミュニティセンター	米沢市	直江町 5-9	米沢市教育委員会
中央公民館通町分館	米沢市	通町 4-1-1	米沢市教育委員会
米沢市立松川小学校体育館・グラウンド	米沢市	通町 4-10-15	米沢市教育委員会
米沢市立東部小学校体育館・グラウンド	米沢市	東 1-6-102	米沢市教育委員会
米沢市立第五中学校体育館・グラウンド	米沢市	東大通 1-1-82	米沢市教育委員会
米沢市北部集会所	米沢市	徳町 2-72	米沢市長
米沢市立万世小学校体育館・グラウンド	米沢市	八幡原 5-3948-4	米沢市教育委員会
米沢市万世コミュニティセンター	米沢市	八幡原 5-4149-9	米沢市教育委員会
米沢市南部コミュニティセンター	米沢市	本町 2-4-28	米沢市教育委員会
米沢市立南部小学校体育館・グラウンド	米沢市	門東町 1-2-31	米沢市教育委員会
米沢市立第二中学校体育館・グラウンド	米沢市	林泉寺 2-2-5	米沢市教育委員会
米沢市立六郷小学校体育館・グラウンド	米沢市	六郷町一漆 40-1	米沢市教育委員会
米沢市六郷コミュニティセンター	米沢市	六郷町一漆 68-2	米沢市教育委員会
米沢市立第六中学校体育館・グラウンド	米沢市	六郷町西藤泉 160	米沢市教育委員会
米沢市東部コミュニティセンター	米沢市	花沢町 1-2-38-6	米沢市教育委員会
米沢市三沢コミュニティセンター	米沢市	大字築沢 1776-1	米沢市教育委員会
佐氏泉公園	米沢市	駅前 3 丁目地内	米沢市長
米沢市立塩井町児童遊園	米沢市	塩井町塩野 2300-1	米沢市長
松が岬公園	米沢市	丸の内 1 丁目地内	米沢市長
松が岬第 2 公園	米沢市	丸の内 1 丁目地内	米沢市長
金池第 1 号公園	米沢市	金池 1 丁目地内	米沢市長
金池第 2 号公園	米沢市	金池 2 丁目地内	米沢市長
北村公園	米沢市	金池 4 丁目地内	米沢市長
吉池公園	米沢市	金池 5 丁目地内	米沢市長
けやき公園	米沢市	金池 6 丁目地内	米沢市長
もみじ公園	米沢市	金池 7 丁目地内	米沢市長
こめつが公園	米沢市	金池 8 丁目地内	米沢市長
米沢市立窪田児童遊園	米沢市	窪田町窪田字八郎 2700-1	米沢市長
米沢市立御廟児童遊園	米沢市	御廟 1-1859	米沢市長
成島児童遊園成島ワクワクランド	米沢市	広幡町成島字窪平山 2107	米沢市長
春日ふれあい公園	米沢市	春日 2 丁目地内	米沢市長
春日風の子公園	米沢市	春日 2 丁目地内	米沢市長

資料編

芦付公園	米沢市	春日4丁目地内	米沢市長
さくら公園	米沢市	春日4丁目地内	米沢市長
米沢市立小野川児童遊園	米沢市	小野川町地内	米沢市長
米沢市立三沢東部小学校笹原分校グラウンド	米沢市	小野川町 513-1	米沢市教育委員会
赤芝児童遊園	米沢市	赤芝町字堂下 101	米沢市長
米沢市立敬師児童遊園	米沢市	大字関根 13922-1	米沢市長
米沢市立川井児童遊園	米沢市	大字川井谷地 55	米沢市長
米沢市立中央児童遊園	米沢市	中央 4-3360-9	米沢市長
桐町公園	米沢市	中央 4-3403-1	米沢市長
いちょう公園	米沢市	中田町地内	米沢市長
西部公園	米沢市	直江町地内	米沢市長
西浦公園	米沢市	通町4丁目地内	米沢市長
米沢市立通町児童遊園	米沢市	通町5丁目 2378-1	米沢市長
松川公園	米沢市	通町6丁目地内	米沢市長
米沢市立日の出町児童遊園	米沢市	東大通 2-9102-1	米沢市長
米沢総合公園	米沢市	徳町地内	米沢市長
八幡原公園	米沢市	八幡原1丁目地内	米沢市長
南部公園	米沢市	本町2丁目地内	米沢市長
米沢市立びつき石児童遊園	米沢市	万世町桑山 1427	米沢市長
桑山第3号公園	米沢市	万世町桑山地内	米沢市長
桑山第2号公園	米沢市	万世町桑山地内	米沢市長
米沢市立片子児童遊園	米沢市	万世町片子前川原 5466	米沢市長
米沢市立六郷町西藤泉児童遊園	米沢市	六郷町西藤泉 1376-1	米沢市長

鶴岡市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立鶴峰園体育館	鶴岡市	大字湯田川字中田 35-1	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
山形県立慈丘園体育館・グラウンド	鶴岡市	大字下川字窪畑 183-5	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
山形県立鶴岡南高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	若葉町 26-31	山形県教育委員会
山形県立鶴岡北高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	若葉町 16-5	山形県教育委員会
山形県立鶴岡北高等学校共用グラウンド	鶴岡市	新形町 2-62	山形県教育委員会
山形県立鶴岡工業高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	家中新町 8-1	山形県教育委員会
山形県立鶴岡工業高等学校県立高等学校共用体育館・共用体育施設	鶴岡市	新形町 16-20	山形県教育委員会
山形県立鶴岡中央高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	大宝寺字日本国 410	山形県教育委員会
山形県立鶴岡中央高等学校温海校体育館・グラウンド	鶴岡市	温海字片淵 120	山形県教育委員会
山形県立加茂水産高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	加茂字大崩 595	山形県教育委員会
山形県立庄内農業高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	藤島字古橋跡 221	山形県教育委員会
山形県立山添高等学校体育館・グラウンド	鶴岡市	上山添字文栄 38	山形県教育委員会
山形県立鶴岡養護学校体育館・グラウンド	鶴岡市	大塚町 5-44	山形県教育委員会

山形県立鶴岡高等養護学校体育館・グラウンド	鶴岡市	稲生 1-20-33	山形県教育委員会
山形県金峰少年自然の家体育館	鶴岡市	大字高坂字杉ヶ沢 54-1	山形県教育委員会
第六学区コミュニティ防災センター	鶴岡市	みどり町 22-28	鶴岡市長
出羽庄内国際村	鶴岡市	伊勢原町 8-32	鶴岡市長
第四学区コミュニティセンター	鶴岡市	稲生 1-10-80	鶴岡市長
鶴岡市立鶴岡第四中学校体育館・グラウンド	鶴岡市	小真木原町 3-1	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立朝暘第三小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	新形町 17-24	鶴岡市教育委員会
鶴岡市小真木原総合体育館	鶴岡市	小真木原町 2-1	鶴岡市教育委員会
第二学区コミュニティ防災センター	鶴岡市	昭和町 11-22	鶴岡市長
鶴岡市立鶴岡第三中学校体育館・グラウンド	鶴岡市	城南町 25-1	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立朝暘第五小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	切添町 15-4	鶴岡市教育委員会
第三学区コミュニティセンター	鶴岡市	泉町 5-70	鶴岡市長
鶴岡市立大山小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	大山二丁目 20-1	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立西郷小学校体育館	鶴岡市	下川字樋渡 100	鶴岡市教育委員会
西郷コミュニティセンター	鶴岡市	下川字龍花 54	鶴岡市長
加茂コミュニティセンター	鶴岡市	加茂字岩倉 241-3	鶴岡市長
鶴岡市立加茂小学校体育館	鶴岡市	加茂字弁慶沢 200	鶴岡市教育委員会
斎コミュニティ防災センター	鶴岡市	我老林字野中川原 35-2	鶴岡市長
鶴岡市立斎小学校体育館	鶴岡市	我老林字野中川原 51	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立小堅小学校体育館	鶴岡市	堅苔沢淵ノ上 334	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立京田小学校体育館	鶴岡市	高田字下村 104	鶴岡市教育委員会
京田コミュニティ防災センター	鶴岡市	高田字下村 336-1	鶴岡市長
鶴岡市立豊浦中学校体育館	鶴岡市	三瀬字横町 33-2	鶴岡市教育委員会
三瀬コミュニティセンター	鶴岡市	三瀬字堅田 138-8	鶴岡市長
鶴岡市立三瀬小学校体育館	鶴岡市	三瀬字菖蒲田 88 地内 1	鶴岡市教育委員会
小堅コミュニティセンター	鶴岡市	小波渡字浜田 43 地内 2	鶴岡市長
上郷コミュニティセンター	鶴岡市	水沢字水尻 38	鶴岡市長
黄金コミュニティ防災センター	鶴岡市	青龍寺字川内 203 地内 1	鶴岡市長
鶴岡市立黄金小学校体育館	鶴岡市	青龍寺字北内 48	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立上郷小学校体育館	鶴岡市	大広字山崎 61	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立鶴岡第五中学校体育館・グラウンド	鶴岡市	大山字若柳 271	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立田川小学校体育館	鶴岡市	田川字高田 9	鶴岡市教育委員会
田川コミュニティセンター	鶴岡市	田川字中川原 6 地内 1	鶴岡市長
鶴岡市立湯田川小学校体育館	鶴岡市	湯田川字万年入 149	鶴岡市教育委員会
湯田川コミュニティセンター	鶴岡市	藤沢字西側 174 地内 1	鶴岡市長
鶴岡市立栄小学校体育館	鶴岡市	播磨字若松 51 地内 1	鶴岡市教育委員会
栄コミュニティ防災センター	鶴岡市	播磨字若松 95 地内 1	鶴岡市長
鶴岡市立大泉小学校体育館	鶴岡市	白山字西野 148	鶴岡市教育委員会
鶴岡市農村センター	鶴岡市	矢馳字上矢馳 258	鶴岡市長
鶴岡市立朝暘第二小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	東原町 25-1	鶴岡市教育委員会
湯野浜コミュニティセンター	鶴岡市	湯野浜 1-1-7	鶴岡市長
鶴岡市立湯野浜小学校体育館	鶴岡市	湯野浜 1-16-38	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立鶴岡第一中学校体育館・グラウンド	鶴岡市	道田町 1-82	鶴岡市教育委員会

第一学区コミュニティ防災センター	鶴岡市	文園町 1-63	鶴岡市長
鶴岡市立第二体育館	鶴岡市	文園町 1-8	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立朝陽第一小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	文園町 2-1	鶴岡市教育委員会
第五学区コミュニティ防災センター	鶴岡市	宝町 18-77	鶴岡市長
鶴岡市立鶴岡第二中学校体育館	鶴岡市	宝田 2-8-34	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立鶴岡第二中学校グラウンド	鶴岡市	宝田 2-8-1	鶴岡市教育委員会
大山コミュニティセンター・駐車場	鶴岡市	友江町 23-71	鶴岡市長
鶴岡市立由良小学校体育館	鶴岡市	由良 1-21-70	鶴岡市教育委員会
由良コミュニティセンター	鶴岡市	由良 2-14-53	鶴岡市長
鶴岡市立朝陽第四小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	陽光町 9-20	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立朝陽第六小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	淀川町 9-70	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立東栄小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	川尻字町上 15-1	鶴岡市教育委員会
東栄公民館	鶴岡市	蛸井興屋字水尻 26-1	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立長沼小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	長沼字宮前 163	鶴岡市教育委員会
長沼公民館	鶴岡市	長沼字宮東 25-1	鶴岡市教育委員会
藤島農村環境改善センター・運動広場	鶴岡市	添川字新地 315	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立渡前小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	渡前字中屋敷 1	鶴岡市教育委員会
渡前公民館	鶴岡市	渡前字中屋敷 28	鶴岡市教育委員会
藤島公民館	鶴岡市	藤島字笹花 73	鶴岡市教育委員会
藤島老人福祉センター	鶴岡市	藤島字笹花 75-6	鶴岡市長
鶴岡市立藤島中学校体育館・グラウンド	鶴岡市	藤島字笹花 86-1	鶴岡市教育委員会
八栄島公民館	鶴岡市	八色木字西野 102-4	鶴岡市教育委員会
藤島体育館	鶴岡市	藤の花 1-1-1	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立藤島小学校体育館・グラウンド	鶴岡市	藤の花 2-1-1	鶴岡市教育委員会
広瀬地区公民館	鶴岡市	羽黒町後田字下田元 237	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立羽黒第三小学校体育館	鶴岡市	羽黒町後田字下田元 9	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立羽黒第二小学校体育館	鶴岡市	羽黒町荒川字花沢 4	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立羽黒中学校体育館	鶴岡市	羽黒町荒川字宮東 28-1	鶴岡市教育委員会
羽黒体育センター	鶴岡市	羽黒町荒川字前田元 64-7	鶴岡市教育委員会
羽黒町コミュニティセンター	鶴岡市	羽黒町荒川字谷地堰 28	鶴岡市教育委員会
泉地区公民館	鶴岡市	羽黒町荒川字谷地堰 11-1	鶴岡市教育委員会
羽黒体育館	鶴岡市	羽黒町荒川字谷地堰 29-1	鶴岡市教育委員会
羽黒老人福祉センター	鶴岡市	羽黒町荒川字白山 56-1	鶴岡市長
羽黒西部児童館	鶴岡市	羽黒町三ツ橋字向田 57	鶴岡市長
いずみ保育園	鶴岡市	羽黒町市野山字山王林 11	鶴岡市長
大東保育園	鶴岡市	羽黒町手向字池之頭 139-1	鶴岡市長
鶴岡市立羽黒第一小学校体育館	鶴岡市	羽黒町手向字手向 179-1	鶴岡市教育委員会
手向地区公民館	鶴岡市	羽黒町手向字黒沢 31-1	鶴岡市教育委員会
四小地区公民館	鶴岡市	羽黒町上野新田字段之松 6-2	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立第四小学校体育館	鶴岡市	羽黒町上野新田字二段割 1-2	鶴岡市教育委員会
いでは文化会館	鶴岡市	羽黒町手向字院主南 72	鶴岡市長
創造の森	鶴岡市	羽黒町川代字向山 628-1	鶴岡市長
貴船保育園	鶴岡市	羽黒町後田字谷地田 186-1	鶴岡市長

月山高原活性化センター	鶴岡市	羽黒町手向字玉川 28-823	鶴岡市長
鶴岡市立櫛引東小学校たらのき代分校体育館 ・グラウンド	鶴岡市	たらのき代字西野 834	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立櫛引東小学校体育館	鶴岡市	黒川字小在家 90	鶴岡市教育委員会
東部児童館・体育館	鶴岡市	黒川字仲村 171-1	鶴岡市長
櫛引スポーツセンター	鶴岡市	三千刈字清和 158-1	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立櫛引西小学校体育館	鶴岡市	上山添字文栄 1	鶴岡市教育委員会
西部児童館・体育館	鶴岡市	上山添字文栄 1	鶴岡市長
櫛引公民館	鶴岡市	上山添字文栄 100	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立櫛引中学校体育館	鶴岡市	上山添字文栄 86	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立櫛引南小学校体育館	鶴岡市	東荒屋字竹の内 212	鶴岡市教育委員会
南部児童館・体育館	鶴岡市	東荒屋字竹の内 292	鶴岡市長
一霞公民館	鶴岡市	一霞字宮之前 68	一霞自治会
越沢基幹集落センター	鶴岡市	越沢字越沢 45	鶴岡市長
鶴岡市立温海小学校体育館	鶴岡市	温海字荻田 240-1	鶴岡市教育委員会
温海漁村センター	鶴岡市	温海字温海 17	鶴岡市長
温海児童館・広場	鶴岡市	温海字温海 315	鶴岡市長
釜谷坂公民館	鶴岡市	温海字釜谷坂 38-1	釜谷坂自治会
暮坪公民館	鶴岡市	温海字暮坪 27	暮坪自治会
温海川農業者健康管理施設	鶴岡市	温海川字越沢 6-1	鶴岡市長
関川しな織りセンター	鶴岡市	関川字向 222	鶴岡市長
戸沢林業集落集会施設	鶴岡市	戸沢字東保 168	鶴岡市長
安土構造改善センター	鶴岡市	五十川字安土 46-1	鶴岡市長
鈴公民館	鶴岡市	五十川字黒滝 34	鈴自治会
鶴岡市立五十川小学校体育館	鶴岡市	五十川字山之脇 201	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立山戸小学校体育館	鶴岡市	山五十川字山崎 1-1	鶴岡市教育委員会
山五十川多目的研修集会施設	鶴岡市	山五十川字木ノ下 475-1	鶴岡市長
小岩川公民館	鶴岡市	小岩川字巖 163	小岩川自治会
峠ノ山集会センター	鶴岡市	小国字西山 57-14	鶴岡市長
小国山村振興センター	鶴岡市	小国字町尻 2-6	鶴岡市長
小菅野代公民館	鶴岡市	小菅野代字宮野沢 158	小菅野代自治会
小名部構造改善センター	鶴岡市	小名部字上浜田 137-3	鶴岡市長
菅野代公民館	鶴岡市	菅野代字宮野下 3-1	鶴岡市教育委員会
旧菅野代小学校体育館	鶴岡市	菅野代字宮野下 4-2	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立鼠ヶ関小学校体育館	鶴岡市	鼠ヶ関字横路 620	鶴岡市教育委員会
鼠ヶ関青少年海洋センター	鶴岡市	鼠ヶ関字原海 150	鶴岡市長
鍋倉集会センター	鶴岡市	鼠ヶ関字鍋倉 82	鶴岡市長
早田公民館	鶴岡市	早田字上ノ山 24	早田自治会
鶴岡市立温海中学校体育館	鶴岡市	大岩川字黒岩 35	鶴岡市教育委員会
浜中公民館	鶴岡市	大岩川字沢山 767	浜中自治会
宮名公民館	鶴岡市	大岩川字白岩 410-43	宮名自治会
湯之里公民館	鶴岡市	湯温海字紅葉岡 131-1	湯之里自治会
温海温泉林業センター	鶴岡市	湯温海字湯之里 88-8	鶴岡市長

楨代公民館	鶴岡市	楨代字内沢 98-2	楨代自治会
鶴岡市立福栄小学校体育館	鶴岡市	木野俣字不動滝 11-1	鶴岡市教育委員会
木野俣集落センター	鶴岡市	木野俣字木野俣 241-5	鶴岡市長
三栗屋公民館	鶴岡市	越中山字三栗屋 62-1	三栗屋集落
越中山公民館	鶴岡市	越中山字村田 66-67	越中山集落
谷口公民館	鶴岡市	越中山字谷口 83	谷口集落
中入公民館	鶴岡市	越中山字中入 163-2	中入集落
立岩公民館	鶴岡市	越中山字立岩 76-1	立岩集落
下田沢林業集会施設	鶴岡市	下田沢字虻崎 61	下田沢集落
大平公民館	鶴岡市	下田沢字東 34-1	大平集落
下名川公民館	鶴岡市	下名川字村東 64	下名川集落
朝日山村開発センター	鶴岡市	下名川字落合 220	鶴岡市教育委員会
朝日老人福祉センター	鶴岡市	下名川字落合 220	鶴岡市教育委員会
熊出下公民館	鶴岡市	熊出字下村 172-3	熊出下集落
熊出中公民館	鶴岡市	熊出字長表 52	鶴岡市教育委員会
熊出林業集会施設	鶴岡市	熊出字日鍵 209	熊出上集落
荒沢公民館	鶴岡市	荒沢字岩屋平	荒沢集落
鱒淵公民館	鶴岡市	荒沢字鱒淵 119	鱒淵集落
行沢公民館	鶴岡市	行沢字堰南	行沢集落
砂川公民館	鶴岡市	砂川字谷地田 15	砂川集落
松沢公民館	鶴岡市	松沢字水上口 1	松沢集落
朝日庁舎南出張所	鶴岡市	上田沢字下中島 25	鶴岡市長
朝日南部公民館	鶴岡市	上田沢字船渡 3-14	鶴岡市教育委員会
鶴岡市立朝日大泉小学校体育館	鶴岡市	上田沢字中明 64	鶴岡市教育委員会
上田沢公民館	鶴岡市	上田沢字東ノ内 11-2	上田沢集落
上名川公民館	鶴岡市	上名川字堰西 13-2	上名川集落
倉沢公民館	鶴岡市	倉沢字上ノ山口 100	倉沢集落
大針中公民館	鶴岡市	大針字山崎 1-2	大針中集落
大針下公民館	鶴岡市	大針字上村沢口 41-2	大針下集落
大針上公民館	鶴岡市	大針字仲畑	大針集落
大鳥自然の家	鶴岡市	大鳥字寿岡 112	鶴岡市教育委員会
大鳥防雪センター	鶴岡市	大鳥字寿岡 219	鶴岡市長
松ヶ崎公民館	鶴岡市	大鳥字松ヶ崎 124-1	松ヶ崎集落
繁岡公民館	鶴岡市	大鳥字繁岡 242	繁岡集落
誉谷公民館	鶴岡市	大鳥字誉谷	誉谷集落
関谷公民館	鶴岡市	大網字屋敷田 96-1	関谷集落
鶴岡市立大網小学校体育館	鶴岡市	大網字興屋 38-6	鶴岡市教育委員会
七五三掛公民館	鶴岡市	大網字七五三掛 39-1	七五三掛集落
下村公民館	鶴岡市	大網字西大石 90	下村集落
上村公民館	鶴岡市	大網字大網 149	上村集落
中村公民館	鶴岡市	大網字中田 123	中村集落
朝日東部公民館	鶴岡市	大網字土倉 28-1	鶴岡市教育委員会
中野新田林業集会施設	鶴岡市	中野新田字居村 25	中野新田集落

田麦俣公民館	鶴岡市	田麦俣字七ツ滝 112	田麦俣集落
旧田麦俣分校体育館	鶴岡市	田麦俣字七ツ滝 69	鶴岡市長
沖田公民館	鶴岡市	東岩本字沖田 71	沖田集落
漆原公民館	鶴岡市	東岩本字漆原 19	漆原集落
北野公民館	鶴岡市	東岩本字北野 29-2	北野集落
朝日スポーツセンター体育館	鶴岡市	東岩本字野中 143	鶴岡市教育委員会
朝日青少年センター	鶴岡市	東岩本字野中 146	鶴岡市教育委員会
野中公民館	鶴岡市	東岩本字野中 83	野中集落
下本郷林業集会施設	鶴岡市	本郷字細越 72	下本郷集落
鶴岡市立朝日中学校体育館	鶴岡市	本郷字笹目 50	鶴岡市教育委員会
上本郷公民館	鶴岡市	本郷字平沢下 10	上本郷集落
鶴岡市立朝日小学校体育館	鶴岡市	下名川字落合 2	鶴岡市教育委員会
やつこうや公園	鶴岡市	ほなみ町 13-1	鶴岡市長
鶴岡南部公園	鶴岡市	ほなみ町 4	鶴岡市長
みどり町公園	鶴岡市	みどり町 30-6	鶴岡市長
東部運動広場	鶴岡市	伊勢原町 12-13	鶴岡市教育委員会
伊勢横内公園	鶴岡市	伊勢原町 18-2	鶴岡市長
みずき公園	鶴岡市	伊勢原町 24-1	鶴岡市長
ふれあい公園	鶴岡市	伊勢原町 7-1	鶴岡市長
北田公園	鶴岡市	稲生 2-1-20	鶴岡市長
茅原公園	鶴岡市	茅原町 12-13	鶴岡市長
やすらぎ公園	鶴岡市	茅原町 24	鶴岡市長
錦町公園	鶴岡市	錦町 9-3	鶴岡市長
砂田公園	鶴岡市	砂田町 18-13	鶴岡市長
ふじわら公園	鶴岡市	桜新町 4-22	鶴岡市長
三光町公園	鶴岡市	三光町 9-31	鶴岡市長
小真木原公園	鶴岡市	小真木原町 2-102 外 187 筆	鶴岡市教育委員会
城南町公園	鶴岡市	城南町 10-1	鶴岡市長
とりのす公園	鶴岡市	城北町 1-32	鶴岡市長
新町公園	鶴岡市	新海町 29-90	鶴岡市長
新海町公園	鶴岡市	新海町 8-68	鶴岡市長
新形東公園	鶴岡市	新形町 19-3	鶴岡市長
新形公園	鶴岡市	新形町 23-26	鶴岡市長
新形北公園	鶴岡市	新形町 7-153	鶴岡市長
舞台公園	鶴岡市	神明町 15-32	鶴岡市長
青柳町公園	鶴岡市	青柳町 2-6	鶴岡市長
さいわい公園	鶴岡市	青柳町 24-1	鶴岡市長
内川河川緑地	鶴岡市	泉町 9-1	鶴岡市長
天保恵公園	鶴岡市	大山 1-26-12	鶴岡市長
鶴岡市水道部グラウンド	鶴岡市	のぞみ町 185-1	鶴岡市水道部
大西町公園	鶴岡市	大西町 35-22	鶴岡市長
大塚公園	鶴岡市	大塚町 20-8	鶴岡市長
東部公園	鶴岡市	大東町 6-58	鶴岡市長

大部公園	鶴岡市	大部町 18-6	鶴岡市長
大宝地公園	鶴岡市	大宝寺町 19-1	鶴岡市長
船渡公園	鶴岡市	朝暘町 13	鶴岡市長
鶴岡東公園	鶴岡市	朝暘町 21	鶴岡市長
長者町西公園	鶴岡市	長者町 20-1	鶴岡市長
長者町東公園	鶴岡市	長者町 26-10	鶴岡市長
杉の子公園	鶴岡市	鳥居町 14-4	鶴岡市長
鳥居町南公園	鶴岡市	鳥居町 26-1	鶴岡市長
鳥居町北公園	鶴岡市	鳥居町 4-1	鶴岡市長
おおひがし公園	鶴岡市	東原町 4-6	鶴岡市長
道形公園	鶴岡市	道形町 22-2	鶴岡市長
日の出公園	鶴岡市	日出 1-23-1	鶴岡市長
荒田公園	鶴岡市	日出 2-11-1	鶴岡市長
日和田公園	鶴岡市	日和田町 15-5	鶴岡市長
鶴岡公園	鶴岡市	馬場町 4-1	鶴岡市長
南部保育園園庭	鶴岡市	美原町 13-10	鶴岡市長
美原町公園	鶴岡市	美原町 26-24	鶴岡市長
鶴岡市中央児童遊園	鶴岡市	苗津町 1-1	鶴岡市長
文園町公園	鶴岡市	文園町 14-11	鶴岡市長
宝町公園	鶴岡市	宝町 8-8	鶴岡市長
南部公園	鶴岡市	睦町 5-37	鶴岡市長
駅前公園	鶴岡市	未広町 17-4	鶴岡市長
大山東公園	鶴岡市	友江町 10-1	鶴岡市長
八坂公園	鶴岡市	大東町 24-18	鶴岡市長
日吉町公園	鶴岡市	日吉町 9	鶴岡市長
布目東通公園	鶴岡市	美咲町 14	鶴岡市長
鶴岡西部公園	鶴岡市	美咲町 29-1	鶴岡市長
三和農村公園	鶴岡市	三和本田前 40-1	鶴岡市長
笹花公園	鶴岡市	上藤島字笹花 48-13	鶴岡市長
駅前児童公園	鶴岡市	上藤島字備中下 50-2	鶴岡市長
添川農村公園	鶴岡市	添川字池苗代 33-2	鶴岡市長
東堀越農村公園	鶴岡市	東堀越字中田 3-1	鶴岡市長
藤島子ども広場	鶴岡市	藤島字向楯跡 65-1	鶴岡市長
藤島町河川公園	鶴岡市	藤島字川向 98	鶴岡市長
八色木農村公園	鶴岡市	八色木字西野 102	鶴岡市長
藤島南部児童公園	鶴岡市	箕舂新田字大谷地 1-1	鶴岡市長
和名川農村公園	鶴岡市	和名川字南田 12-1	鶴岡市長
田代地区広場	鶴岡市	下山添字広瀬 82	田代地区
下山添地区広場	鶴岡市	下山添字中通 98	下山添地区
丸岡地区広場	鶴岡市	丸岡字町の内 138	丸岡地区
桂荒俣地区広場	鶴岡市	桂荒俣字上桂 103	桂荒俣地区
鶴岡市立黒川中地区東小学校グラウンド	鶴岡市	黒川字小在家 90-1	鶴岡市教育委員会
黒川上地区広場	鶴岡市	黒川字上の山 138-4	黒川上地区

黒川下地区広場	鶴岡市	黒川字大杉 285	黒川下地区
三千刈地区広場	鶴岡市	三千刈字清和 56	三千刈地区
松根地区広場	鶴岡市	松根字中松根 59	松根地区
鶴岡市立上山添西小学校グラウンド	鶴岡市	上山添字文栄 1	鶴岡市教育委員会
常盤木地区広場	鶴岡市	常盤木字臼井 46	常盤木地区
西荒屋地区広場	鶴岡市	西荒屋字杉下 108-1	西荒屋地区
西片屋地区広場	鶴岡市	西片屋字楯村 68	西片屋地区
中田地区広場	鶴岡市	中田字八幡 130-1	中田地区
東北地区広場	鶴岡市	東荒屋字小島 330-1	東北地区
東南地区広場	鶴岡市	東荒屋字田中 95	東南地区
馬渡地区広場	鶴岡市	馬渡字道東 157-5	馬渡地区
板井川地区広場	鶴岡市	板井川字宮の下 55、56、57-1	板井川地区
宝谷地区広場	鶴岡市	宝谷字舞台 192	宝谷地区
市道永寂寺線道路（駅裏側）	鶴岡市	温海字温海	鶴岡市長
温海庁舎前広場	鶴岡市	温海字温海 577-1	鶴岡市長
市道温海 1 号線道路	鶴岡市	温海字温福	鶴岡市長
旧念珠関中グラウンド	鶴岡市	鼠ヶ関字横路 20-1	鶴岡市長

酒田市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立産業技術短期大学校庄内校体育館・グラウンド	酒田市	京田 3-57-4	山形県知事
山形県立酒田東高等学校体育館・グラウンド	酒田市	亀ヶ崎 1-3-60	山形県教育委員会
山形県立酒田西高等学校体育館・グラウンド	酒田市	東泉町 5-9-5	山形県教育委員会
山形県立酒田商業高等学校体育館・グラウンド	酒田市	上本町 7-10	山形県教育委員会
山形県立酒田工業高等学校体育館・グラウンド	酒田市	宮海字新林 400	山形県教育委員会
山形県立酒田北高等学校体育館・グラウンド	酒田市	宮海字明治 1	山形県教育委員会
山形県立酒田聾学校体育館・グラウンド	酒田市	宮海字新林 307	山形県教育委員会
酒田市立琢成小学校体育館・グラウンド	酒田市	栄町 10-8	酒田市教育委員会
酒田市総合文化センター・駐車場	酒田市	中央西町 2-59	酒田市教育委員会
酒田市立浜田小学校体育館・グラウンド	酒田市	浜田 1-5-46	酒田市教育委員会
酒田市立若浜小学校体育館・グラウンド	酒田市	若浜町 1-1	酒田市教育委員会
酒田市若浜学区コミュニティ防災センター・駐車場	酒田市	若浜町 1-48	酒田市教育委員会
酒田市立第二中学校体育館・グラウンド	酒田市	新橋 4-19-3	酒田市教育委員会
酒田勤労者福祉センター・駐車場	酒田市	緑町 19-10	酒田市教育委員会
酒田勤労者体育センター・駐車場	酒田市	緑町 19-15	酒田市教育委員会
酒田市立富士見小学校体育館・グラウンド	酒田市	富士見町 2-10-1	酒田市教育委員会
酒田市富士見学区コミュニティ防災センター・駐車場	酒田市	曙町 2-68-3	酒田市教育委員会
酒田市立亀城小学校体育館・グラウンド	酒田市	亀ヶ崎 2-3-55	酒田市教育委員会
酒田市立松原小学校体育館・グラウンド	酒田市	亀ヶ崎 5-8-25	酒田市教育委員会
酒田市立第三中学校体育館・グラウンド	酒田市	松原南 13-1	酒田市教育委員会

酒田市東禅寺コミュニティ防災センター・駐車場	酒田市	みずほ 2-8-7	酒田市教育委員会
酒田市立港南小学校体育館・グラウンド	酒田市	入船町 3-5	酒田市教育委員会
酒田市営体育館	酒田市	入船町 3-20	酒田市教育委員会
酒田市立松陵小学校体育館・グラウンド	酒田市	住吉町 9-36	酒田市教育委員会
酒田市立第一中学校体育館・グラウンド	酒田市	住吉町 10-70	酒田市教育委員会
酒田市立第五中学校体育館・グラウンド	酒田市	酒井新田字水口 80	酒田市教育委員会
酒田市立酒田中央高等学校体育館・グラウンド	酒田市	北千日堂前字松境 9-1	酒田市教育委員会
酒田市立泉小学校体育館・グラウンド	酒田市	東泉町 4-4-1	酒田市教育委員会
酒田市立第六中学校体育館・グラウンド	酒田市	下安町 13-1	酒田市教育委員会
酒田市泉学区コミュニティ防災センター・駐車場	酒田市	ゆたか 2-2-11	酒田市教育委員会
酒田市飛島小・中学校体育館・グラウンド	酒田市	飛島字中村甲 283	酒田市教育委員会
酒田市立西荒瀬小学校体育館・グラウンド	酒田市	宮海字新林 660	酒田市教育委員会
酒田市立新堀小学校体育館・グラウンド	酒田市	木川字アラコウヤ 32	酒田市教育委員会
酒田市新堀コミュニティ防災センター・駐車場	酒田市	木川字アラコウヤ 34	酒田市教育委員会
酒田市立広野小学校体育館・グラウンド	酒田市	広野字中通 53	酒田市教育委員会
酒田市立浜中中学校体育館・グラウンド	酒田市	浜中字上村 370-2	酒田市教育委員会
酒田市浜中農村研修センター・駐車場	酒田市	浜中字上村 387-3	酒田市長
酒田市立黒森小学校体育館・グラウンド	酒田市	黒森字一の木 450	酒田市教育委員会
酒田市立十坂小学校体育館・グラウンド	酒田市	坂野辺新田字地続山 987-1	酒田市教育委員会
酒田市立第四中学校体育館・グラウンド	酒田市	錦町 1-32-1	酒田市教育委員会
酒田市立宮野浦小学校体育館・グラウンド	酒田市	宮野浦 1-11-1	酒田市教育委員会
酒田市宮野浦学区コミュニティ防災センター ・駐車場	酒田市	宮野浦 2-3-3	酒田市教育委員会
酒田市立東平田小学校体育館・グラウンド	酒田市	生石字奥山 155	酒田市教育委員会
酒田市東平田コミュニティ防災センター・駐車場	酒田市	生石字登路田 8-1	酒田市教育委員会
酒田市立中平田小学校体育館・グラウンド	酒田市	熊手島字下福島 1-1	酒田市教育委員会
酒田市立平田中学校体育館・グラウンド	酒田市	荻島字面桜 8	酒田市教育委員会
酒田市立北平田小学校体育館・グラウンド	酒田市	漆曾根字腰廻 295	酒田市教育委員会
酒田市立鳥海小学校体育館・グラウンド	酒田市	本楯字前田 89-2	酒田市教育委員会
酒田市北部農民センター・駐車場	酒田市	本楯字新田目 87-1	酒田市長
酒田市立鳥海中学校体育館・グラウンド	酒田市	本楯字前田 94-1	酒田市教育委員会
酒田市上田コミュニティ防災センター	酒田市	上野曾根字上中割 49	酒田市教育委員会
酒田市上田コミュニティ防災センター駐車場	酒田市	上野曾根字郷野目端 14	酒田市教育委員会
酒田市立南遊佐小学校体育館・グラウンド	酒田市	宮内字小楯 62-1	酒田市教育委員会
酒田市立八幡小学校体育館・グラウンド	酒田市	観音寺字古楯 1	酒田市教育委員会
八幡町体育館	酒田市	観音寺字町後 15	酒田市教育委員会
八幡保育園	酒田市	麓字上川原 37-1	酒田市長
八幡保育園グラウンド	酒田市	観音寺字町 153	酒田市教育委員会
中央公民館	酒田市	観音寺字町後 18	酒田市教育委員会
八幡町修道館	酒田市	観音寺字町後 18	酒田市教育委員会
一條公民館	酒田市	市条字水上 24-5	酒田市教育委員会
市条保育園・グラウンド	酒田市	市条字村ノ前 66-2	酒田市長
老人福祉センターやまゆり荘	酒田市	市条字八森 920-2	酒田市長

まいづる荘	酒田市	市条字八森 920-3	酒田市長
酒田市立一條小学校体育館・グラウンド	酒田市	寺田字沖 1-8	酒田市教育委員会
滝ノ里ふれあい館・グラウンド	酒田市	升田字大西 10	酒田市長
酒田市立八幡中学校体育館・グラウンド	酒田市	小泉字前田 91-1	酒田市教育委員会
酒田市立日向小学校体育館・グラウンド	酒田市	上黒川字家ノ東 19-2	酒田市教育委員会
日向公民館	酒田市	上黒川字家ノ東 57-1	酒田市教育委員会
大沢地区多目的集会施設	酒田市	上青沢字向芦沢 154-5	酒田市長
大沢公民館青沢分館・グラウンド	酒田市	上青沢字向芦沢 5	酒田市教育委員会
鳥海高原家族旅行村	酒田市	草津字湯ノ台 149	酒田市長
湯の台温泉鳥海山荘	酒田市	草津字湯ノ台 66-1	酒田市長
旧大藤保育園・グラウンド	酒田市	大藤字下黒沢 52-5	酒田市長
酒田市立大沢小学校体育館・グラウンド	酒田市	大藤字ニタ子 213	酒田市教育委員会
大沢公民館	酒田市	大藤字脇 254	酒田市教育委員会
旧福山保育園・グラウンド	酒田市	福山字貝ラケ 8	酒田市長
酒田市青沢克雪管理センター	酒田市	北青沢字家ノ前 280	酒田市長
酒田市立松山小学校体育館・グラウンド	酒田市	山寺字見初沢 157-1	酒田市教育委員会
松嶺公民館・駐車場	酒田市	字山田 20-1	酒田市教育委員会
松山農村環境改善センター・駐車場	酒田市	字山田 28	酒田市長
朝日園・グラウンド	酒田市	字新屋敷 36	酒田市長
酒田市立松山中学校体育館・グラウンド	酒田市	字総光寺沢 12	酒田市教育委員会
松山体育館・駐車場	酒田市	字内町 6-2	酒田市教育委員会
山寺公民館・駐車場	酒田市	山寺字見初沢 165	酒田市教育委員会
みどり園・駐車場	酒田市	相沢字鶴牧 46	酒田市長
内郷公民館・駐車場	酒田市	相沢字鶴牧 56	酒田市教育委員会
酒田市立内郷小学校体育館・グラウンド	酒田市	相沢字鶴牧 6	酒田市教育委員会
ひばり園・駐車場	酒田市	地見興屋字前割 12-2	酒田市長
酒田市立地見興屋小学校体育館・グラウンド	酒田市	地見興屋字前割 9-1	酒田市教育委員会
南部公民館・駐車場	酒田市	地見興屋字前割 9-4	酒田市教育委員会
健康増進施設小林温泉・駐車場等	酒田市	小林字杉沢 117-1	酒田市長
平田中央公民館山元分館	酒田市	山元字中峯 1	酒田市教育委員会
平田中央公民館田沢分館	酒田市	田沢字道の外 105	酒田市教育委員会
酒田市立田沢小学校体育館・グラウンド	酒田市	田沢字小平 34-2	酒田市教育委員会
平田中央公民館中野俣分館・広場	酒田市	中野俣字中瀬 45-2	酒田市教育委員会
平田中央公民館北俣分館	酒田市	北俣字本宮 27-1	酒田市教育委員会
平田中央公民館北俣分館駐車場	酒田市	北俣字本宮 28-18	酒田市教育委員会
ひらたコミュニティセンター・駐車場	酒田市	北俣字仁助新田 31-11	酒田市教育委員会
平田中央公民館山谷分館・広場	酒田市	山谷字下川原 79	酒田市教育委員会
平田中央公民館檜橋分館	酒田市	檜橋字大柳 34-2	酒田市教育委員会
郡鏡コミュニティ施設・広場	酒田市	郡山字上台 134-1	酒田市教育委員会
高齢者活動施設あすか	酒田市	飛鳥字契約場 80	酒田市長
平田農村環境改善センター・前庭	酒田市	飛鳥字契約場 70-1	酒田市長
酒田市立南平田小学校体育館・グラウンド	酒田市	飛鳥字腰巻 99	酒田市教育委員会
檜橋保育園・園庭	酒田市	檜橋字大林 4-2	酒田市長

酒田市立飛鳥中学校体育館・グラウンド	酒田市	飛鳥字堂之後 30	酒田市教育委員会
平田中央公民館緑町分館	酒田市	砂越緑町 4-39	酒田市教育委員会
平田健康福祉センター	酒田市	飛鳥字契約場 35	酒田市長
酒田市平田 B & G 海洋センター	酒田市	飛鳥字契約場 31	酒田市教育委員会
酒田市親子スポーツ会館	酒田市	光ヶ丘二丁目 1-27	酒田市教育委員会
酒田市武道館	酒田市	字新町光ヶ丘 33-26	酒田市教育委員会
砂越コミュニティ施設	酒田市	砂越字楯之内 60-1	酒田市長
砂越コミュニティ施設駐車場	酒田市	砂越字楯之内 60-1	酒田市教育委員会
日本海東公園	酒田市	あきほ町 678	酒田市長
こがね北公園	酒田市	こがね町 1-7	酒田市長
こがね南公園	酒田市	こがね町 2-4	酒田市長
旭公園	酒田市	旭新町 19-6	酒田市長
大通り公園	酒田市	一番町 7-17	酒田市長
駅東公園	酒田市	駅東 1-15	酒田市長
中砂田公園	酒田市	駅東 1-7-1	酒田市長
大宮公園	酒田市	卸町 5-1	酒田市長
亀ヶ崎公園	酒田市	亀ヶ崎 3-5-14	酒田市長
亀ヶ崎四丁目公園	酒田市	亀ヶ崎 4-64-2	酒田市長
亀ヶ崎六丁目公園	酒田市	亀ヶ崎 6-4	酒田市長
内川原公園	酒田市	亀ヶ崎 7-13	酒田市長
亀ヶ崎七丁目公園	酒田市	亀ヶ崎 7-8	酒田市長
九木原公園	酒田市	宮野浦 1-617-2	酒田市長
京田 1 丁目公園	酒田市	京田 1-3-5	酒田市長
錦公園	酒田市	錦町 1-110	酒田市長
錦町北公園	酒田市	錦町 3-107	酒田市長
錦町南公園	酒田市	錦町 4-106	酒田市長
松陽公園	酒田市	光ヶ丘 2-61-211	酒田市長
光ヶ丘公園	酒田市	光ヶ丘 3	酒田市長
光ヶ丘新生公園	酒田市	光ヶ丘 5-11-60	酒田市長
十五軒公園	酒田市	広栄町 2-97-6	酒田市長
高見台一丁目公園	酒田市	高見台 1-7-1	酒田市長
高見台二丁目公園	酒田市	高見台 2-8-1	酒田市長
四ツ興野公園	酒田市	四ツ興野 410	酒田市長
四ツ興野南公園	酒田市	四ツ興野 424	酒田市長
若宮町一丁目公園	酒田市	若宮町 1-20-550	酒田市長
若宮町二丁目公園	酒田市	若宮町 2-18-799	酒田市長
若原公園	酒田市	若原町 10-14	酒田市長
港南公園	酒田市	若竹町 1-5	酒田市長
若竹町東公園	酒田市	若竹町 2-6	酒田市長
若竹町中央公園	酒田市	若竹町 2-8	酒田市長
若浜南公園	酒田市	若浜町 10-17	酒田市長
若浜北公園	酒田市	若浜町 4-3	酒田市長
住吉台公園	酒田市	住吉町 3	酒田市長

上安南公園	酒田市	上安町 2-131	酒田市長
上安北公園	酒田市	上安町 2-132	酒田市長
上安東公園	酒田市	上安町 3-8-1	酒田市長
新井田公園	酒田市	新井田町 9-1	酒田市長
新橋北公園	酒田市	新橋 1-118	酒田市長
新橋中央公園	酒田市	新橋 2-16-1	酒田市長
新橋公園	酒田市	新橋 2-2-4	酒田市長
新橋南公園	酒田市	新橋 4-10-1	酒田市長
新橋東公園	酒田市	新橋 5-2-1	酒田市長
西川原北公園	酒田市	千石町 1-6-35	酒田市長
西川原中央公園	酒田市	千石町 2-15-2	酒田市長
千日町北公園	酒田市	千日町 28-6	酒田市長
千日町公園	酒田市	千日町 59-1	酒田市長
妙法寺公園	酒田市	相生町 2-165	酒田市長
豊里公園	酒田市	豊里字大割 23-10	酒田市長
大町南公園	酒田市	大町 7-1	酒田市長
酒田市コミュニティ防災センター駐車場	酒田市	大浜 1-4-83	酒田市教育委員会
浜田南公園	酒田市	東栄町 12-12	酒田市長
浜田北公園	酒田市	東栄町 2-10	酒田市長
東泉公園	酒田市	東泉町 1-14-1	酒田市長
東泉町二丁目公園	酒田市	東泉町 2-15	酒田市長
北部公園	酒田市	東泉町 2-8-1	酒田市長
泉里西公園	酒田市	東泉町 3-6-1	酒田市長
泉里公園	酒田市	東泉町 4-5-1	酒田市長
大町北公園	酒田市	東大町 1-23-1	酒田市長
大町東公園	酒田市	東大町 2-23-1	酒田市長
大町公園	酒田市	東大町 2-5-19	酒田市長
東大町あさひ公園	酒田市	東大町 3-44-1	酒田市長
東大町三丁目公園	酒田市	東大町 3-9-1	酒田市長
東中の口町公園	酒田市	東中の口町 19-26	酒田市長
広表公園	酒田市	東町 1丁目 1 2 - 1	酒田市長
東町公園	酒田市	東町 1丁目 4 - 1	酒田市長
東両羽公園	酒田市	東両羽町 2	酒田市長
日和山公園	酒田市	南新町 1丁目	酒田市長
市営体育館	酒田市	入船町 3 - 2 0	酒田市教育委員会
富士見町公園	酒田市	富士見町 1-121	酒田市長
富士見東公園	酒田市	富士見町 2-113	酒田市長
北新橋公園	酒田市	北新橋 1-112	酒田市長
北新橋二丁目公園	酒田市	北新橋 2-105	酒田市長
北新橋西公園	酒田市	北新橋 2-117	酒田市長
北千日町公園	酒田市	北千日町 26	酒田市長
本町公園	酒田市	本町 3-4-3	酒田市長
札の前公園	酒田市	末広町 17-5	酒田市長

末広公園	酒田市	末広町 98-1	酒田市長
両羽公園	酒田市	両羽町 10-20	酒田市長
緑ヶ丘一丁目公園	酒田市	緑ヶ丘 1-10-2	酒田市長
緑ヶ丘二丁目公園	酒田市	緑ヶ丘 2-10-1	酒田市長
緑公園	酒田市	緑町 12-4	酒田市長
岡島田児童公園	酒田市	岡島田字俵田 48	酒田市長
麓児童公園	酒田市	観音寺字町後 52-5	酒田市長
観音寺ふれあい広場	酒田市	観音寺字町後 9-5	酒田市長
天神公園	酒田市	市条字水上 113-12	酒田市長
市条児童公園	酒田市	市条字村ノ前 55-1	酒田市長
寺田児童公園	酒田市	寺田字寺ノ下 21-1	酒田市長
中央児童公園	酒田市	小泉字上川原 13-5	酒田市長
前川児童公園	酒田市	前川字前田 101	酒田市長
大島田児童公園	酒田市	大島田字艾田 90	酒田市長
ふれあい与作公園	酒田市	法連寺字茅針谷地 4	酒田市長
平沢児童公園	酒田市	北平沢字稻荷町 49	酒田市長
荒町多目的広場	酒田市	麓字横道 19-2	酒田市長
舞鶴公園	酒田市	麓字舞鶴山 1	酒田市長
歴史公園	酒田市	字新屋敷 36-2	酒田市長
砂越緑町公園	酒田市	砂越緑町 3-20	酒田市長
砂越城趾公園	酒田市	砂越字楯之内 232-1	酒田市教育委員会
山元農村公園	酒田市	山元字古山神 16-4	酒田市長
錦町二丁目公園	酒田市	錦町 2-64-2	酒田市長
錦町五丁目公園	酒田市	錦町 5-57-2	酒田市長
荒瀬公園	酒田市	市条字荒瀬 94・99	酒田市長
砂越駅前公園	酒田市	砂越字上川原 300	酒田市長
中野俣円能寺農村公園	酒田市	中野俣字円能寺 105	酒田市長
飛鳥大道端公園	酒田市	飛鳥字大道端 243-1	酒田市長
飛鳥農村公園	酒田市	飛鳥字中島	酒田市長
仁助新田保育園園庭	酒田市	北俣字仁助新田 36	酒田市長
幸町公園	酒田市	幸町 2-3-1	酒田市長
北新町一丁目公園	酒田市	北新町 1-1-14	酒田市長
北水出公園	酒田市	浜田 2-4-1	酒田市長
中央公園	酒田市	中町 1-5-1	酒田市長
天王下公園	酒田市	幸町 2-99	酒田市長
若浜公園	酒田市	若浜町 80-21	酒田市長
こあら中央公園	酒田市	こあら 2-128	酒田市長
曙公園	酒田市	曙町 1-112	酒田市長
日の出公園	酒田市	日の出町 1-111	酒田市長
富士見町三丁目公園	酒田市	富士見町 3-2-60	酒田市長
こあら公園	酒田市	こあら 1-110	酒田市長
札ノ前公園	酒田市	末広町 17-5	酒田市長
亀ヶ崎二丁目公園	酒田市	亀ヶ崎 2-425	酒田市長

瑞穂西公園	酒田市	みずほ 1-115	酒田市長
東禅寺公園	酒田市	松原南 115	酒田市長
亀ヶ崎五丁目公園	酒田市	亀ヶ崎 5-1-14	酒田市長
瑞穂東公園	酒田市	みずほ 2-116	酒田市長
日本海西公園	酒田市	あきほ町 690	酒田市長
大宮北公園	酒田市	大宮町 4-12-5	酒田市長
大宮南公園	酒田市	大宮町 3-16-1	酒田市長
しらさぎ公園	酒田市	こがね町 2-29	酒田市長
市営体育館	酒田市	入船町 3-20	酒田市長
泉里東公園	酒田市	東泉町 4-16-1	酒田市長
泉町公園	酒田市	泉町 130	酒田市長
下安東公園	酒田市	下安町 149	酒田市長
下安西公園	酒田市	下安町 148	酒田市長
三軒茶屋公園	酒田市	北千日町 21-3	酒田市長
ゆたか一丁目公園	酒田市	ゆたか 1-9-1	酒田市長
ゆたか二丁目公園	酒田市	ゆたか 2-2-20	酒田市長
ゆたか北公園	酒田市	ゆたか 2-11-4	酒田市長
東泉町五丁目公園	酒田市	東泉町 5-112	酒田市長
東泉町六丁目公園	酒田市	東泉町 6-109	酒田市長
ゆたか三丁目公園	酒田市	ゆたか 3-117	酒田市長
広栄町公園	酒田市	広栄町 1-4-1	酒田市長
十五軒南公園	酒田市	広野字十五軒 4-3	酒田市長
錦町南公園	酒田市	錦町 4-106	酒田市長
京田二丁目公園	酒田市	京田 2-1-6	酒田市長
錦町あかね公園	酒田市	錦町 1-104-12	酒田市長

新庄市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立最上学園体育館・グラウンド	新庄市	松本 55-1	山形県知事
山形県立農業大学校講堂・グラウンド	新庄市	角沢 1366	山形県知事
最上中央公園体育館	新庄市	大字金沢 1147	新庄市長
山形県立新庄北高等学校体育館・グラウンド	新庄市	大字飛田字備前川 61	山形県教育委員会
山形県立新庄南高等学校体育館・グラウンド	新庄市	城南町 5-5	山形県教育委員会
山形県立新庄神室産業高等学校体育館 ・グラウンド	新庄市	大字松本 370	山形県教育委員会
山形県立新庄養護学校体育館・グラウンド	新庄市	大字金沢字金沢山 1894-4	山形県教育委員会
新庄市生涯学習センター「わくわく新庄」	新庄市	下金沢町 15-11	新庄市長
新庄市立日新小学校体育館・グラウンド	新庄市	下金沢町 16-4	新庄市長
南部保育所	新庄市	下金沢町 2-34	新庄市長
新庄市立山屋小学校体育館・グラウンド	新庄市	金沢 3083	新庄市長
新庄市東山スポーツハウス	新庄市	金沢字金沢山 3070-7	新庄市長
新庄市武道館	新庄市	金沢字金沢山 3070-8	新庄市長
新庄市体育館	新庄市	金沢字金沢山 3072-2	新庄市長

農村環境改善センター	新庄市	金沢字西の山 3025-8	新庄市長
乳幼児保育所	新庄市	若葉町 14-2	新庄市長
新庄市立明倫中学校体育館・グラウンド	新庄市	十日町 2675	新庄市長
新庄市立沼田小学校体育館・グラウンド	新庄市	十日町 2701	新庄市長
新庄市立北辰小学校体育館・グラウンド	新庄市	十日町 812	新庄市長
新庄市立図書館	新庄市	小田島町 4-21	新庄市長
新庄市立新庄小学校体育館・グラウンド	新庄市	城西町 6-24	新庄市長
雪の里情報館	新庄市	石川町 4-15	新庄市長
旧角沢小学校体育館・グラウンド	新庄市	大字角沢 709-3	新庄市長
新庄市立八向中学校体育館・グラウンド	新庄市	大字升形 1649	新庄市長
升形児童館	新庄市	大字升形 797-6	新庄市長
新庄市立升形小学校体育館・グラウンド	新庄市	大字升形 800-9	新庄市長
昭和活性化センター	新庄市	大字昭和字昭和 659	新庄市長
新庄市立日新中学校体育館・グラウンド	新庄市	大字松本 136	新庄市長
新庄市立萩野中学校体育館・グラウンド	新庄市	大字泉田字往還東 398	新庄市長
新庄市立泉田小学校体育館・グラウンド	新庄市	大字泉田字往還東 459	新庄市長
泉田保育所	新庄市	大字泉田字往還東 460	新庄市長
萩野地区公民館	新庄市	大字泉田字泉田 2	新庄市長
新庄市立萩野小学校体育館・グラウンド	新庄市	大字萩野 2574-2	新庄市長
萩野児童センター	新庄市	大字萩野 2652	新庄市長
旧萩野小学校土内分校・用地	新庄市	大字萩野 53-10	新庄市長
新庄市立本合海小学校体育館・グラウンド	新庄市	大字本合海 128	新庄市長
本合海児童センター	新庄市	大字本合海 185	新庄市長
八向地区公民館	新庄市	大字本合海 41-1	新庄市長
新庄市生涯学習センター「新庄市民プラザ」	新庄市	大手町 1-60	新庄市長
中部保育所	新庄市	大手町 2-76	新庄市長
新庄市保健センター	新庄市	堀端町 3-33	新庄市長
市民文化会館	新庄市	堀端町 4-67	新庄市長
新庄ふるさと歴史センター	新庄市	堀端町 4-74	新庄市長
新庄市立新庄中学校体育館・グラウンド	新庄市	堀端町 5-81	新庄市長
中央学童保育所	新庄市	堀端町 7-40	新庄市長
北部保育所	新庄市	檜町 25-2	新庄市長
山形県農業総合研究センター畜産試験場ふれあい 広場	新庄市	大字鳥越字一本松 1076	山形県知事
安達前公園	新庄市	栄町 12-2	新庄市長
下田公園	新庄市	下田町 8-1	新庄市長
東山公園	新庄市	金沢字金沢山 3070-8	新庄市長
金沢東公園	新庄市	金沢字南沢 1572-46	新庄市長
千門町公園	新庄市	五日町字横打 5-1	新庄市長
金沢公園	新庄市	若葉町 11-14	新庄市長
中央公園	新庄市	若葉町 23-68	新庄市長
屋内ゲートボール場	新庄市	十日町字小檜室 2628-3	新庄市長
沼田公園	新庄市	沼田町 45-37	新庄市長

末広公園	新庄市	上金沢町 48	新庄市長
常葉町公園	新庄市	常葉町 1269-6	新庄市長
駅前ふれあい広場	新庄市	多門町 1146-4	新庄市長
八向運動広場	新庄市	大字升形字笹原 2127-2	新庄市長
新庄市立昭和小学校グラウンド	新庄市	大字昭和 660	新庄市長
横根山運動広場	新庄市	大字泉田字高台新田 4102-18	新庄市長
旧日新小学校柏木山分校用地	新庄市	大字鳥越 2675	新庄市長
八幡公園	新庄市	大字鳥越字楯山 1757-1	新庄市長
福田緑地	新庄市	大字福田字福田山 711-14	新庄市長
中道公園	新庄市	中道町 10-1	新庄市長
中の川公園	新庄市	鉄砲町 22	新庄市長
谷地田公園	新庄市	東谷地田町 12-1	新庄市長
最上公園	新庄市	堀端町 2-1	新庄市長
小檜室 2 号公園	新庄市	檜町 20-3	新庄市長
小檜室 1 号公園	新庄市	檜町 27	新庄市長

寒河江市

施設名称		施設所在地	管理者名
山形県立寒河江高等学校体育館・グラウンド	寒河江市	六供町 2-3-9	山形県教育委員会
山形県立寒河江高等学校農業校舎体育館 ・グラウンド	寒河江市	大字高松 49	山形県教育委員会
山形県立寒河江工業高等学校体育館・グラウンド	寒河江市	緑町 148	山形県教育委員会
寒河江市立寒河江小学校体育館・グラウンド	寒河江市	丸内 1-3-8	寒河江市教育委員会
寒河江市立寒河江中部小学校体育館・グラウンド	寒河江市	元町 2-19	寒河江市教育委員会
寒河江市立なか保育所・前広場	寒河江市	山岸町 4-13	寒河江市長
寒河江市立三泉小学校体育館・グラウンド	寒河江市	字中河原 191-1	寒河江市教育委員会
寒河江市立幸生小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字幸生 550	寒河江市教育委員会
寒河江市立南部小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字高屋字北江 11	寒河江市教育委員会
寒河江市立柴橋小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字柴橋 1923	寒河江市教育委員会
寒河江市立しばはし保育所・前広場	寒河江市	大字柴橋 1984-1	寒河江市長
寒河江市柴橋地区公民館・屋外	寒河江市	大字柴橋 1988-6	寒河江市教育委員会
寒河江市西部地区公民館・屋外	寒河江市	大字清助新田 930	寒河江市教育委員会
寒河江市立にしね保育所・前広場	寒河江市	大字西根 169	寒河江市長
寒河江市立西根小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字西根 170	寒河江市教育委員会
寒河江市立陵東中学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字西根 430	寒河江市教育委員会
寒河江市中央公民館	寒河江市	大字西根字石川西 333	寒河江市教育委員会
寒河江市市民体育館	寒河江市	大字西根字石川西 365	寒河江市教育委員会
寒河江市立田代小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字田代 370-1	寒河江市教育委員会
寒河江市南部地区公民館	寒河江市	大字島 225	寒河江市教育委員会
寒河江市立みなみ保育所・前広場	寒河江市	大字島字島東 181	寒河江市長
寒河江市立醍醐小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字日和田 6-1	寒河江市教育委員会
寒河江市立しらいわ保育所・前広場	寒河江市	大字白岩 1296-2	寒河江市長
寒河江市立白岩小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字白岩 1848	寒河江市教育委員会

寒河江市老人福祉センター	寒河江市	大字白岩字大江寺 415	寒河江市 社会福祉協議会
寒河江市立陵西中学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字八鍬字富沢 836	寒河江市教育委員会
寒河江市立たかまつ保育所・前広場	寒河江市	大字米沢 643-2	寒河江市長
寒河江市立高松小学校体育館・グラウンド	寒河江市	大字米沢 643-2	寒河江市教育委員会
寒河江市立陵南中学校体育館・グラウンド	寒河江市	内の袋 1-11-1	寒河江市教育委員会
寒河江市勤労青少年ホーム	寒河江市	大字西根字石川西 333	寒河江市教育委員会
八幡原第 1 号公園	寒河江市	元町 1-11-2	寒河江市長
八幡原第 2 号公園	寒河江市	元町 3-10	寒河江市長
八幡原第 3 号公園	寒河江市	元町 4-18	寒河江市長
若葉町公園	寒河江市	若葉町 11-1	寒河江市長
船橋公園	寒河江市	船橋町 5	寒河江市長
丸内公園	寒河江市	南町 1-13-8	寒河江市長
南町公園	寒河江市	南町 1-533	寒河江市長
幸田町公園	寒河江市	幸田町 8-1	寒河江市長
東寒河江第 1 号公園	寒河江市	高田 2-2-1	寒河江市長
東寒河江第 2 号公園	寒河江市	高田 1-3-1	寒河江市長
中央工業団地第 2 号公園	寒河江市	中央工業団地 156-1	寒河江市長
本楯公園	寒河江市	本楯 4-20-66	寒河江市長
栄町ふれあい広場	寒河江市	栄町 1-11	寒河江市長
仲谷地第 2 号公園	寒河江市	仲谷地 2-16	寒河江市長
寒河江公園	寒河江市	字長岡地内	寒河江市長
南部公園	寒河江市	大字島字島東 225-5	寒河江市長
西根公園	寒河江市	大字西根字石川西 302-1	寒河江市長
落衣前第 2 号公園	寒河江市	大字寒河江字落衣前 6-1	寒河江市長

上山市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立総合療育訓練センター体育館 ・グラウンド	上山市	河崎 3-7-1	山形県知事
山形県立上山明新館高等学校体育館・グラウンド	上山市	仙石 650	山形県教育委員会
山形県立山形盲学校体育館・グラウンド	上山市	金谷字金ヶ瀬 1111	山形県教育委員会
山形県立上山高等養護学校体育館・グラウンド	上山市	宮脇 600	山形県教育委員会
山形県立ゆきわり養護学校体育館	上山市	河崎 3-7-1	山形県教育委員会
上山市立南小学校体育館・グラウンド	上山市	けやきの森 1-1	上山市教育委員会
上山市体育文化センター・駐車場	上山市	けやきの森 2-1	上山市長
上山市立西郷第一小学校体育館・グラウンド	上山市	阿弥陀地字上原 906-1	上山市教育委員会
元西郷児童館	上山市	阿弥陀地字上原 914-1	上山市長
あさひ保育園・前広場	上山市	旭町 2-3-3	上山市長
宮生地区公民館	上山市	下生居字屋敷前 288	上山市長
上山市立宮生小学校体育館・グラウンド	上山市	下生居字森 752	上山市教育委員会
みなみ保育園	上山市	河崎 1-1-45	上山市長
南児童センター	上山市	河崎 1-1-45	上山市長

元本庄児童センター	上山市	皆沢字鶴巻 1247-1	上山市長
本庄地区公民館	上山市	皆沢字鶴巻 1247-1	上山市長
上山市立本庄小学校体育館・グラウンド	上山市	皆沢字宝 126-1	上山市教育委員会
しらさぎ保育園・前広場	上山市	金生東 2-6-54	上山市長
上山市立中川小学校体育館・グラウンド	上山市	金谷字水神河原 1189-2	上山市教育委員会
中川児童センター	上山市	金谷字水神河原 1550-1	上山市長
元金瓶児童館	上山市	金瓶字原 23-2	上山市長
働く婦人の家	上山市	元城内 1-1	上山市長
上山市立上山小学校体育館・グラウンド	上山市	元城内 5-5	上山市教育委員会
上山市市民会館・駐車場	上山市	元城内 6-1	上山市長
上山市立西郷第二小学校体育館・グラウンド	上山市	高松字南沢 1335	上山市教育委員会
中川農業者等トレーニングセンター	上山市	高野字念仏檀 127-3	上山市長
中川地区公民館・前広場	上山市	高野字念仏檀 66-3	上山市長
元にし保育園・前広場	上山市	松山 2-2-12	上山市長
東地区公民館	上山市	須田板字原際 742-2	上山市長
元東児童館	上山市	須田板字原際 753	上山市長
上山市立東小学校体育館・グラウンド	上山市	須田板字原際 784-1	上山市教育委員会
上山市立北中学校体育館・グラウンド	上山市	泉川字松ノ木 110	上山市教育委員会
蔵王坊平総合交流促進施設	上山市	蔵王坊平国有林 241 林班	上山市長
上山市立山元中学校体育館・グラウンド	上山市	狸森字久々取 511-1	上山市教育委員会
元山元保育園	上山市	狸森字久々取 513-3	上山市長
山元地区公民館	上山市	狸森字久々取 513-3	上山市長
中山地区公民館	上山市	中山字上町式 3156	上山市長
上山市立中山小学校体育館・グラウンド	上山市	中山字壁屋敷 5608	上山市教育委員会
元宮生児童館	上山市	中生居字谷地 621-3	上山市長
上山市立南中学校体育館・グラウンド	上山市	長清水 3-7-1	上山市教育委員会
上山市生涯学習センター・前広場	上山市	東町 3-61	上山市長
西郷地区公民館・前広場	上山市	藤吾字下原 412-3	上山市長
南部体育館	上山市	藤吾字下原 412-3	上山市長
勤労青少年ホーム	上山市	南町 9-1	上山市長
北部地区公民館・前広場	上山市	弁天 1丁目 6-8	上山市長
南部地区農業者トレーニングセンター	上山市	牧野字中原 1912	上山市長
上山市立宮川中学校体育館・グラウンド	上山市	牧野字中原 1945-2	上山市教育委員会
上山市民球場	上山市	けやきの森 1-2	上山市長
鷺ヶ袋公園	上山市	旭町 2-191-22	上山市長
上生居農村公園	上山市	下生居字ザイケ 1443-1	上山市長
市民公園	上山市	河崎字石崎 70-2	上山市長
関根農村公園	上山市	関根字中通 1129	上山市長
久保手農村公園	上山市	久保手字久保手 4301	上山市長
金瓶児童遊園	上山市	金瓶字原 23-2	上山市長
月岡公園	上山市	元城内 50-3	上山市長
細谷児童遊園	上山市	細谷 33	上山市長
蔵王坊平駐車場	上山市	菖蒲外二字末沢山外 42	上山市長

川口児童遊園	上山市	川口字北裏 70-5	上山市長
中山児童遊園	上山市	中山字新町巻 2569-1	上山市長
市民総合運動広場	上山市	長清水字鞍掛 909	上山市長
榎下農村公園	上山市	榎下字流町 1067	上山市長
かみのやま温泉駅東口広場	上山市	美咲町 1-85-6	上山市長
ヴェンテングルテン	上山市	弁天 2-535-1	上山市長
旧上山農業高等学校グラウンド	上山市	弁天 2-809	上山市長
アピヤントK駐車場	上山市	矢来 1-1-1	上山市長
長清水公園	上山市	矢来 4-272-3	上山市長

村山市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立村山農業高等学校体育館・グラウンド	村山市	楯岡北町 1-3-1	山形県教育委員会
山形県立楯岡高等学校体育館・グラウンド	村山市	楯岡荒町 2-1-1	山形県教育委員会
村山市立楯岡小学校体育館・グラウンド	村山市	楯岡楯 18-1	村山市教育委員会
村山市楯岡ふれあいセンター	村山市	楯岡楯 8-15	村山市長
村山市立楯岡中学校体育館・グラウンド	村山市	楯岡新高田 11-3	村山市教育委員会
村山市市民会館	村山市	楯岡笛田 2-6-1	村山市長
岩野ふるさとむら研修センター（岩野会館）	村山市	大字岩野 772-6	村山市長
旧村山市立山ノ内小学校体育館・グラウンド	村山市	大字山の内 120	村山市長
村山市立大久保小学校体育館・グラウンド	村山市	大字大久保甲 1-1	村山市教育委員会
村山市勤労青少年ホーム・前広場	村山市	大字大久保甲 610-2	村山市教育委員会
村山市多目的集会施設 （村山市大久保地区市民センター）	村山市	大字大久保甲 875-1	村山市長
村山市戸沢地区市民センター	村山市	大字長善寺 1675	村山市長
村山市立戸沢小学校体育館・グラウンド	村山市	大字長善寺 293-2	村山市教育委員会
旧村山市立戸沢中学校グラウンド	村山市	大字白鳥 875	村山市教育委員会
袖崎地区市民センター	村山市	大字土生田 2185	村山市長
村山市立袖崎小学校体育館・グラウンド	村山市	大字土生田 263	村山市教育委員会
村山市立富本小学校体育館・グラウンド	村山市	大字湯野沢 1129	村山市教育委員会
村山市富本地区市民センター	村山市	大字湯野沢 155-1	村山市長
村山市富本児童センター・前広場	村山市	大字湯野沢 4605	村山市長
村山市大高根地区市民センター	村山市	大字富並 1794-2	村山市長
村山市立富並小学校体育館・グラウンド	村山市	大字富並 2169	村山市教育委員会
村山市立西郷小学校体育館・グラウンド	村山市	大字名取 1217	村山市教育委員会
村山市就業改善センター（西郷地区市民センター）	村山市	大字名取 1339-7	村山市長
村山居合振武館	村山市	大字林崎 85	村山市教育委員会
村山市大倉地区市民センター	村山市	大字櫛山 463-14	村山市長
村山市立大倉小学校体育館・グラウンド	村山市	大字櫛山 48-7	村山市教育委員会
村山武道館	村山市	中央 1 丁目 3-6	村山市教育委員会
村山市保健センター	村山市	中央 1 丁目 3-6	村山市長
旧村山市立袖崎中学校グラウンド	村山市	大字土生田 260	村山市長
旧村山市立葉山中学校グラウンド	村山市	大字湯野沢 1881	村山市長

旧村山市立大高根中学校グラウンド	村山市	大字富並 1469	村山市長
旧村山市立西郷中学校グラウンド	村山市	大字名取 3312-66	村山市長

長井市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立泉荘体育館・グラウンド	長井市	今泉 1812	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
山形県立やまなみ学園体育館・グラウンド	長井市	今泉 1812	山形県知事
山形県立長井高等学校体育館・グラウンド	長井市	四ツ谷 2-5-1	山形県教育委員会
山形県立長井工業高等学校体育館・グラウンド	長井市	幸町 9-17	山形県教育委員会
長井市立長井小学校体育館・グラウンド	長井市	まもの上 5-2	長井市教育委員会
長井市立豊田小学校体育館・グラウンド	長井市	歌丸 976	長井市教育委員会
長井市立平野小学校体育館・グラウンド	長井市	九野本 3118	長井市教育委員会
長井市立伊佐沢小学校体育館・グラウンド	長井市	上伊佐沢 2027	長井市教育委員会
長井市立長井北中学校体育館・グラウンド	長井市	成田 2883	長井市教育委員会
長井市立長井南中学校体育館・グラウンド	長井市	泉 1819-1	長井市教育委員会
長井市豊田児童センター園庭	長井市	歌丸 2475	長井市長
長井市民文化会館、白つつじ公園	長井市	館町北 5-10	長井市教育委員会
長井市置賜生涯学習プラザグラウンド	長井市	九野本 1235-1	長井市教育委員会
長井市平野児童センター園庭	長井市	九野本 3183-1	長井市長
長井市立致芳小学校グラウンド	長井市	五十川 1091	長井市教育委員会
長井市致芳児童センター園庭	長井市	五十川 2316	長井市長
長井市豊田地区公民館前広場	長井市	時庭 254	長井市教育委員会
長井市特用林産物展示実習施設こぶし荘前広場	長井市	上伊佐沢 6958-1	長井市長
長井市立西根小学校グラウンド	長井市	草岡 375	長井市教育委員会
長井市伊佐沢児童センター園庭	長井市	中伊佐沢 1256-20	長井市長
長井市多目的研修センター向山荘前広場	長井市	中伊佐沢 1256-8	長井市長

天童市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立天童高等学校体育館・グラウンド	天童市	大字山元 850	山形県教育委員会
山形県青年の家体育館	天童市	小路 1-7-8	山形県教育委員会
天童市立天童南部小学校体育館・グラウンド	天童市	田鶴町 4-2-10	天童市教育委員会
天童市立天童中部小学校体育館・グラウンド	天童市	老野森 2-6-4	天童市教育委員会
天童市立天童北部小学校体育館・グラウンド	天童市	乱川 4-2-25	天童市教育委員会
天童市立成生小学校体育館・グラウンド	天童市	大字高木 836	天童市教育委員会
天童市立蔵増小学校体育館・グラウンド	天童市	大字蔵増 676	天童市教育委員会
天童市立寺津小学校体育館・グラウンド	天童市	大字寺津 1350	天童市教育委員会
天童市立津山小学校体育館・グラウンド	天童市	大字貫津 591	天童市教育委員会
天童市立高原の里交流施設ぼんぼこ多目的運動広場（屋内・屋外）	天童市	大字田麦野 381	天童市教育委員会
天童市立山口小学校体育館・グラウンド	天童市	大字山口 1919	天童市教育委員会
天童市立高嶺小学校体育館・グラウンド	天童市	大字高嶺北 239	天童市教育委員会

天童市立長岡小学校体育館・グラウンド	天童市	東長岡 3-3-1	天童市教育委員会
天童市立干布小学校体育館・グラウンド	天童市	大字干布 580	天童市教育委員会
天童市立荒谷小学校体育館・グラウンド	天童市	大字荒谷 7857	天童市教育委員会
天童市立第一中学校グラウンド	天童市	大字原町 290	天童市教育委員会
天童市立第二中学校体育館・グラウンド	天童市	大字久野本 1674	天童市教育委員会
天童市立第三中学校体育館・グラウンド	天童市	大字矢野目 1285	天童市教育委員会
天童市立第四中学校体育館・グラウンド	天童市	柏木町 1-3-1	天童市教育委員会
天童市立中央公民館	天童市	老野森 1-1-1	天童市教育委員会
天童市立天童南部公民館	天童市	一日町 1-13-1	天童市教育委員会
天童市立天童中部公民館	天童市	老野森 2-6-1	天童市教育委員会
天童市立天童北部公民館	天童市	乱川 4-3-2	天童市教育委員会
天童市立成生公民館	天童市	大字高木 735	天童市教育委員会
天童市立蔵増公民館	天童市	大字蔵増南 672	天童市教育委員会
天童市立寺津公民館	天童市	大字藤内新田 1656	天童市教育委員会
天童市立津山公民館	天童市	大字貫津 2434	天童市教育委員会
天童市立田麦野公民館	天童市	大字田麦野 467-1	天童市教育委員会
天童市立山口公民館	天童市	大字山口 1969-1	天童市教育委員会
天童市立高掬公民館	天童市	大字長岡 1725	天童市教育委員会
天童市立長岡公民館	天童市	東長岡 3-4-1	天童市教育委員会
天童市立干布公民館	天童市	大字干布 580	天童市教育委員会
天童市立荒谷公民館	天童市	大字荒谷 8445-1	天童市教育委員会
天童市勤労青少年ホーム	天童市	老野森 2-6-2	天童市教育委員会
天童市農業者トレーニングセンター	天童市	大字長岡 1731-2	財団法人天童市文化 スポーツ振興事業団
天童市スポーツセンター総合体育館・グラウンド	天童市	大字小関 1230	財団法人天童市文化 スポーツ振興事業団
天童市総合福祉センター	天童市	老野森 2-6-3	社会福祉法人天童 市社会福祉協議会
山形県総合運動公園	天童市	山王 1-1	山形県総合運動都 市公園公社
一日町公園	天童市	一日町 1-12	天童市長
小畑東公園	天童市	駅西 2-6-1	天童市長
小畑西公園	天童市	駅西 3-9-17	天童市長
駅西公園	天童市	駅西 4-9-13	天童市長
塚田公園	天童市	鎌田 1-11-4	天童市長
温泉公園	天童市	鎌田 1-3-9	天童市長
鎌田公園	天童市	鎌田本町 1-4	天童市長
鍬の町公園	天童市	鎌田本町 2-8	天童市長
久野本公園	天童市	久野本 3-13	天童市長
城山公園	天童市	五日町 2-26	天童市長
交り江東公園	天童市	交り江 1-3	天童市長
交り江西公園	天童市	交り江 3-2-3	天童市長
浮ノ城公園	天童市	糠塚 1-10	天童市長

糠塚南公園	天童市	糠塚 2-6	天童市長
三日町公園	天童市	三日町 2-1-25	天童市長
小関公園	天童市	小関 2-2-2	天童市長
小路公園	天童市	小路 1-1-1	天童市長
小路南公園	天童市	小路 1-5	天童市長
千刈公園	天童市	泉町 1-8	天童市長
李田公園	天童市	泉町 2-5-6	天童市長
石倉公園広場	天童市	大字下萩野戸 902-1	天童市長
上萩野戸公園	天童市	大字干布 106	天童市長
奈良沢公園	天童市	大字干布 703	天童市長
上貫津公園	天童市	大字貫津 1201-1	天童市長
立谷川河川緑地	天童市	大字荒谷 2789-1	天童市長
おらだの川	天童市	大字荒谷 308-2	天童市長
小才勝東公園	天童市	大字荒谷 393-165	天童市長
小才勝西公園	天童市	大字荒谷 393-56	天童市長
高木公園	天童市	大字高木 568-2	天童市長
にれの木公園	天童市	大字高揃 1897-55	天童市長
あかつき公園	天童市	大字高揃 2135-2	天童市長
原崎児童遊園	天童市	大字山口 1768	天童市長
上山口公園	天童市	大字山口 2806-3	天童市長
二子沢公園	天童市	大字山口 4838	天童市長
水郷寺津沼公園	天童市	大字寺津 288-1	天童市長
榊賀公園	天童市	北目 2-11	天童市長
一本杉公園	天童市	乱川 2-10	天童市長
春日公園	天童市	乱川 3-10	天童市長
藤ヶ丘公園	天童市	大字清池 1345	天童市長
川原子公園広場	天童市	大字川原子 3004-1	天童市長
谷地中公園	天童市	大字川原子 405-3	天童市長
小原公園	天童市	大字川原子 5166	天童市長
堀端児童遊園	天童市	大字蔵増 4449	天童市長
蔵増南公園	天童市	大字蔵増南 1714-1	天童市長
田麦野公園	天童市	大字田麦野 1148-1	天童市長
藤内新田運動広場	天童市	大字藤内新田 503-226	天童市長
道満公園	天童市	大字道満 132-1	天童市長
小矢野目公園	天童市	大字矢野目 1540	天童市長
乱川公園	天童市	大字乱川 1292-3	天童市長
西原公園	天童市	大字乱川 1556-36	天童市長
糠塚 1号公園	天童市	大字老野森 266	天童市長
長岡児童遊園	天童市	中里 2-14-69	天童市長
松木段公園	天童市	中里 3-3	天童市長
長丘公園	天童市	中里 5-23-12	天童市長
中里緑地	天童市	中里 7-1	天童市長
岡屋敷公園	天童市	長岡北 1-8-6	天童市長

資料編

和久井公園	天童市	長岡北 3-6-4	天童市長
田鶴町公園	天童市	田鶴町 1-7-13	天童市長
辻の前公園	天童市	東長岡 2-6-1	天童市長
東長岡公園	天童市	東長岡 3-4-2	天童市長
稲荷公園	天童市	東芳賀 1-10-2	天童市長
諏訪公園	天童市	東芳賀 2-5-2	天童市長
一ツ橋公園	天童市	東本町 1-12	天童市長
中央公園	天童市	東本町 2-3	天童市長
沼北公園	天童市	東本町 3-13	天童市長
南小畑西公園	天童市	南小畑 3-4	天童市長
南小畑東公園	天童市	南小畑 4-5	天童市長
柏木東公園	天童市	柏木町 2-4	天童市長
柏木西公園	天童市	柏木町 3-8	天童市長
北久野本公園	天童市	北久野本 3	天童市長
ひかり公園	天童市	北久野本 4-7	天童市長
本町公園	天童市	本町 1-6-1	天童市長
万代公園	天童市	万代 629-22	天童市長
東千刈公園	天童市	南町 3-3	天童市長
東芳賀公園	天童市	東芳賀 3-6	天童市長
南部公園	天童市	南町 2-12	天童市長
北部公園	天童市	乱川 4-2	天童市長
綿掛公園	天童市	老野森 1-7	天童市長
老野森公園	天童市	老野森 2-12	天童市長

東根市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県身体障がい者保養所東紅苑体育館 ・グラウンド	東根市	温泉町 2-16-1	山形県知事
山形県立東根工業高等学校体育館・グラウンド	東根市	中央西 1-1	山形県教育委員会
東根市立神町小学校体育館・グラウンド	東根市	神町東 2-6-1	東根市教育委員会
東根市立大富小学校体育館・グラウンド	東根市	大字羽入 841	東根市教育委員会
東根市立高崎小学校体育館・グラウンド	東根市	大字観音寺 2162	東根市教育委員会
東根市立小田島小学校体育館・グラウンド	東根市	大字郡山 411-1	東根市教育委員会
東根市立東郷小学校体育館・グラウンド	東根市	大字泉郷乙 1922	東根市教育委員会
東根市立長瀬小学校体育館・グラウンド	東根市	大字長瀬 188-1	東根市教育委員会
東根市立東根小学校体育館・グラウンド	東根市	本丸南 1-1-1	東根市教育委員会
東根市立東根中部小学校体育館・グラウンド	東根市	中央 2-5-1	東根市教育委員会
東根市立大富中学校体育館・グラウンド	東根市	柏原 3-1-1	東根市教育委員会
東根市立神町中学校体育館・グラウンド	東根市	大字若木 5988	東根市教育委員会
東根市立第一中学校体育館・グラウンド	東根市	鷲の宿 1-1	東根市教育委員会
東根市立第二中学校体育館・グラウンド	東根市	大字蟹沢 950-15	東根市教育委員会
東根市立第三中学校体育館・グラウンド	東根市	大字泉郷乙 1922	東根市教育委員会

東根市民体育館・グラウンド	東根市	大字東根乙 1119-1	財団法人 東根市体育協会
神町公民館	東根市	神町中央 2-10-16	東根市教育委員会
大富公民館	東根市	大字羽入 723	東根市教育委員会
高崎公民館	東根市	大字観音寺 2167-2	東根市教育委員会
小田島公民館	東根市	大字郡山 672	東根市教育委員会
長瀬公民館	東根市	大字長瀬 1259	東根市教育委員会
東根公民館	東根市	大字東根甲 9266-283	東根市教育委員会
東郷公民館	東根市	大字野川 1184-1	東根市教育委員会
堂ノ前公園	東根市	大字東根元東根字堂ノ前	東根市長
市民の広場	東根市	中央 1-1-1	東根市長
若木山公園	東根市	神町東 4-1077-1	東根市長
大森山公園	東根市	大字東根元原方字大森北	東根市長
大森緑地公園	東根市	大字東根元東根字大森	東根市長

尾花沢市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立北村山高等学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字尾花沢 1593	山形県教育委員会
尾花沢市立尾花沢中学校体育館・グラウンド	尾花沢市	横町 2-2-80	尾花沢市教育委員会
尾花沢市文化体育施設	尾花沢市	若葉町 1-4-27	尾花沢市教育委員会
おもだか保育園・前広場	尾花沢市	上町 5-6-15	尾花沢市教育委員会
尾花沢市福祉交流施設・前広場	尾花沢市	新町 2-6-64	尾花沢市長
尾花沢市立常盤小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字延沢 3130-1	尾花沢市教育委員会
徳良湖青少年自然研修センター	尾花沢市	大字延沢 3636-13	尾花沢市長
尾花沢市基幹集落センター	尾花沢市	大字延沢 3636-14	尾花沢市長
尾花沢市立常盤中学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字延沢 783	尾花沢市教育委員会
常盤地区公民館	尾花沢市	大字延沢 887	尾花沢市教育委員会
ときわ保育園・前広場	尾花沢市	大字延沢 919-1	尾花沢市教育委員会
宮沢地区公民館	尾花沢市	大字押切 1	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立荻袋小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字荻袋 1280-4	尾花沢市教育委員会
荻袋保育園・前広場	尾花沢市	大字荻袋 1767-1	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立牛房野小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字牛房野 635	尾花沢市教育委員会
尾花沢市銀嶺荘	尾花沢市	大字銀山新畑 162-1	尾花沢市長
宮沢地区地域福祉交流センター・前広場	尾花沢市	大字高橋 115-4	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立高橋小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字高橋 76	尾花沢市教育委員会
寺内保育園・前広場	尾花沢市	大字寺内 1087	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立寺内小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字寺内 1170	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立上柳小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字上柳渡戸 76	尾花沢市教育委員会
さくら保育園・前広場	尾花沢市	大字丹生 180-5	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立宮沢中学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字丹生 1933	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立明德小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字丹生 229	尾花沢市教育委員会
玉野地区公民館	尾花沢市	大字鶴巻田 474	尾花沢市教育委員会
玉野保育園・前広場	尾花沢市	大字鶴巻田 504-1	尾花沢市教育委員会

尾花沢市立玉野小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字鶴巻田 580	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立玉野中学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字鶴巻田 866	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立鶴子小中学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字鶴子 667	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立尾花沢小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	桮町 3-3-1	尾花沢市教育委員会
尾花沢市民体育館	尾花沢市	新町 3-5-35	尾花沢市教育委員会
尾花沢地区公民館	尾花沢市	北町 1-3-20	尾花沢市教育委員会
名木沢保育園・前広場	尾花沢市	大字名木沢 1666	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立名木沢小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字名木沢 855	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立福原中学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字野黒沢 208	尾花沢市教育委員会
福原地区公民館	尾花沢市	大字野黒沢 255	尾花沢市教育委員会
尾花沢市立福原中部小学校体育館・グラウンド	尾花沢市	大字野黒沢 532-28	尾花沢市教育委員会
野黒沢保育園・前広場	尾花沢市	大字野黒沢 532-59	尾花沢市教育委員会
六沢保育園・前広場	尾花沢市	大字六沢 285	尾花沢市教育委員会
尾花沢市学習情報センター	尾花沢市	若葉町 1-8-25	尾花沢市教育委員会
市民グラウンド	尾花沢市	大字尾花沢 5152-266	尾花沢市教育委員会
北町児童公園	尾花沢市	北町 1-5230	尾花沢市長

南陽市

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立南陽高等学校体育館・グラウンド	南陽市	宮内 4600	山形県教育委員会
南陽市立漆山中学校体育館・グラウンド	南陽市	羽付 480	南陽市教育委員会
南陽市立荻小学校体育館・グラウンド	南陽市	荻 1033	南陽市教育委員会
南陽市吉野公民館	南陽市	荻 156	南陽市長
南陽市立吉野中学校体育館・グラウンド	南陽市	荻 876	南陽市教育委員会
南陽市立中川小学校釜渡戸冬期分校・グラウンド	南陽市	釜渡戸 5287-6	南陽市教育委員会
南陽市立宮内中学校体育館・グラウンド	南陽市	宮内 2303	南陽市教育委員会
南陽市立宮内小学校体育館・グラウンド	南陽市	宮内 3415	南陽市教育委員会
南陽市武道館	南陽市	宮内 3436-1	南陽市長
南陽市福祉センター	南陽市	宮内 3465	南陽市長
南陽市文化センター	南陽市	宮内 3478	南陽市長
南陽市金山公民館	南陽市	金山 2054-1	南陽市長
南陽市沖郷公民館	南陽市	郡山 1070-1	南陽市長
南陽市立中川中学校体育館・グラウンド	南陽市	元中山 163	南陽市教育委員会
南陽市立沖郷小学校体育館・グラウンド	南陽市	高梨 460	南陽市教育委員会
南陽市立沖郷中学校体育館・グラウンド	南陽市	高梨 594-3	南陽市教育委員会
南陽市民体育館	南陽市	三間通 1096	南陽市長
南陽市勤労青少年ホーム	南陽市	三間通 420-1	南陽市長
赤湯市民体育館	南陽市	赤湯 212-1	南陽市長
南陽市健康長寿センター	南陽市	赤湯 215-2	高橋二郎
南陽市赤湯公民館	南陽市	赤湯 1815	南陽市長
南陽市老人いこいの家	南陽市	赤湯 391-5	高橋二郎
南陽市中央公民館	南陽市	赤湯 791-1	南陽市長
南陽市立赤湯中学校体育館・グラウンド	南陽市	樽塚 1815	南陽市教育委員会

南陽市立漆山小学校体育館・グラウンド	南陽市	漆山 1731	南陽市教育委員会
南陽市漆山公民館	南陽市	漆山 2025-2	南陽市長
南陽市夕鶴の里	南陽市	漆山 2025-2	南陽市長
南陽市立小滝小学校体育館・グラウンド	南陽市	小滝 1444	南陽市教育委員会
南陽市立中川小学校体育館・グラウンド	南陽市	川樋 25	南陽市教育委員会
南陽市中川公民館	南陽市	川樋 6-1	南陽市長
南陽市立梨郷小学校体育館・グラウンド	南陽市	竹原 139	南陽市教育委員会
南陽市梨郷公民館	南陽市	竹原 2839-1	南陽市長
南陽市立梨郷中学校体育館・グラウンド	南陽市	竹原 2841	南陽市教育委員会
南陽市立赤湯小学校体育館・グラウンド	南陽市	長岡 994	南陽市教育委員会
南陽市交流プラザ蔵楽・グラウンド	南陽市	宮内 1004-1	南陽市長
旧赤湯小学校グラウンド	南陽市	柵塚 1667	南陽市長

山辺町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立山辺高等学校体育館・グラウンド	山辺町	大字山辺 3028	山形県教育委員会
山辺町近江公民館	山辺町	近江 3-37	山辺町教育委員会
山辺町相模公民館	山辺町	大字根際 2279-1	山辺町教育委員会
山形町立相模小学校体育館・グラウンド	山辺町	大字根際 2283	山辺町教育委員会
山辺町中央公民館	山辺町	大字山辺 1	山辺町教育委員会
山辺南部公民館	山辺町	大字山辺 1424	山辺町教育委員会
山辺東部公民館	山辺町	大字山辺 2805-2	山辺町教育委員会
山辺町立山辺中学校体育館・グラウンド	山辺町	大字山辺 3700	山辺町教育委員会
山辺町立山辺小学校体育館・グラウンド	山辺町	大字山辺 55	山辺町教育委員会
山辺北部公民館	山辺町	大字山辺 975	山辺町教育委員会
山辺町立大寺小学校体育館・グラウンド	山辺町	大字大寺 1150	山辺町教育委員会
山辺町大寺公民館	山辺町	大字大寺 1751	山辺町教育委員会
山辺町立鳥海小・中学校体育館・グラウンド	山辺町	大字大蔵 1100	山辺町教育委員会
山辺町役場中支所・公民館	山辺町	大字大蔵 1173-1	山辺町長
畑谷農村婦人の家	山辺町	大字畑谷 420-1	山辺町長
山辺町役場作谷沢支所・公民館	山辺町	大字築沢 3102-1	山辺町長
山辺町立作谷沢小・中学校体育館・グラウンド	山辺町	大字築沢 636	山辺町教育委員会
山辺町武道館	山辺町	緑ヶ丘 1	山辺町教育委員会
山辺町民総合体育館	山辺町	緑ヶ丘 1	山辺町教育委員会
山辺町保健福祉センター	山辺町	大字大塚 836-1	山辺町長
山辺町民グラウンド	山辺町	緑ヶ丘 1	山辺町教育委員会

中山町

施設名称	施設所在地		管理者名
ひまわり温泉ゆ・ら・ら・駐車場・前交流広場	中山町	いずみ 1	中山町長
町民総合体育館・駐車場	中山町	いずみ 2	中山町教育委員会
中山町立長崎小学校体育館・グラウンド	中山町	長崎 1092	中山町教育委員会
中山勤労文化センター	中山町	長崎 4655-5	中山町教育委員会

資料編

中山町立中山中学校体育館・グラウンド	中山町	長崎 4880	中山町教育委員会
中央公民館	中山町	長崎 6010	中山町教育委員会
中山町立豊田小学校体育館・グラウンド	中山町	土橋 645	中山町教育委員会
なかやま保育園	中山町	柳沢 2322-1	中山町長
西部地区児童館・前広場	中山町	岡 230-1	中山町長
中山町保健福祉センター	中山町	柳沢 2336-1	中山町長
中山公園	中山町	長崎 5081	株式会社中山町商 工観光公社
中山共同福祉施設駐車場	中山町	長崎 4655-5	中山町長
屋内ゲートボール場及び駐車場	中山町	長崎 5861-6	中山町教育委員会
町民グラウンド	中山町	長崎 6010	中山町教育委員会

河北町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立みやま荘体育館・グラウンド	河北町	大字吉田字馬場 11	社会福祉法人山形 県社会福祉事業団
山形県立谷地高等学校体育館・グラウンド	河北町	谷地字田中 170	山形県教育委員会
河北町立河北中学校体育館・グラウンド	河北町	谷地中央 4-12-1	河北町教育委員会
河北町立谷地中部小学校体育館・グラウンド	河北町	谷地字所岡 73	河北町教育委員会
河北町立谷地南部小学校体育館・グラウンド	河北町	谷地字荒町東 1-7-1	河北町教育委員会
河北町立谷地西部小学校体育館	河北町	谷地字布田 55	河北町教育委員会
谷地保育所・グラウンド	河北町	谷地字所岡 1-8-6	河北町長
河北町コミュニティーセンター	河北町	谷地字みどり町 3-2	河北町教育委員会
河北町民体育館・駐車場	河北町	谷地字所岡 77	河北町教育委員会
河北町総合交流センターサハトベに花・駐車場	河北町	谷地字所岡 3-1-10	河北町教育委員会
河北町勤労者交流プラザ	河北町	谷地字所岡 142-4	河北町長
河北町ふれあい交流施設べに花温泉ひなの湯	河北町	谷地字下野 269	河北町長
河北町立西里小学校体育館・グラウンド	河北町	西里 562	河北町教育委員会
西里農村改善センター・駐車場	河北町	西里 750-7	河北町教育委員会
西里幼稚園・グラウンド	河北町	西里 667-11	河北町教育委員会
河北町立溝延小学校体育館・グラウンド	河北町	大字溝延字小堤 312-1	河北町教育委員会
河北町溝延研修センター・駐車場	河北町	大字溝延字小堤 40	河北町教育委員会
溝延幼稚園・グラウンド	河北町	大字溝延字小堤 45-1	河北町教育委員会
河北町立北谷地小学校体育館	河北町	大字吉田 367	河北町教育委員会
北谷地構造改善センター・駐車場	河北町	大字吉田字馬場 261	河北町教育委員会
北谷地保育所・グラウンド	河北町	大字吉田字馬場 422	河北町長
谷地西部保育所グラウンド	河北町	谷地己 1105	河北町長
元泉農村公園	河北町	字畑中 213-4	河北町長
天満農村公園	河北町	西里 139-2	河北町長
両所農村公園	河北町	西里 1682-1	河北町長
根際農村公園	河北町	西里 1964-1	河北町長
岩木農村公園	河北町	大字岩木 135-4	河北町長
笹本農村公園	河北町	大字岩木 948-2	河北町長

新吉田農村公園	河北町	大字新吉田 18-2	河北町長
吉野農村公園	河北町	谷地 2127	河北町長
河北公園	河北町	谷地戊 81	河北町長
荒町東公園	河北町	谷地字荒町東 12-1	河北町長
あさひ公園	河北町	谷地字荒町東 22-4	河北町長
ほこえ公園	河北町	谷地字荒町東 8-13	河北町長
所岡公園	河北町	谷地字所岡 1-7	河北町長
所岡東公園	河北町	谷地字所岡 2-14-7	河北町長
所岡中部公園	河北町	谷地字所岡 2-4-1	河北町長
田中公園	河北町	谷地中央 1-2-4	河北町長
河北中央公園	河北町	谷地中央 3-15-1	河北町長
若葉公園	河北町	谷地中央 5-6-1	河北町長

西川町

施設名称	施設所在地		管理者名
西川町立西山小学校体育館	西川町	大字海味 943	西川町教育委員会
西川町開発センター	西川町	大字間沢 280	西川町教育委員会
西川町立岩根沢小学校体育館	西川町	大字岩根沢 523-2	西川町教育委員会
西川町立西川中学校体育館・グラウンド	西川町	大字吉川 227-28	西川町教育委員会
吉川地区水田農業確立研修センター	西川町	大字吉川 664-10	西川町教育委員会
網取公民館	西川町	大字網取 619	西川町教育委員会
志津会館	西川町	大字志津 62-1	西川町教育委員会
志津駐車場	西川町	大字志津 62-1	西川町長
沼山地区集会センター	西川町	大字沼山 334-13	西川町教育委員会
西川町立水沢小学校体育館・グラウンド	西川町	大字水沢 2271	西川町教育委員会
大井沢総合センター	西川町	大字大井沢 822-1	西川町長
西川町立入間小学校体育館・グラウンド	西川町	大字入間 233-1	西川町教育委員会
西川町立入間小学校小山分校体育館・グラウンド	西川町	大字入間 803	西川町教育委員会
睦合公民館	西川町	大字睦合丙 148-1	西川町教育委員会
梅沢会館	西川町	大字睦合丙 40	梅沢地区
本道寺地区集会センター	西川町	大字本道寺 362-2	西川町教育委員会
西川町役場駐車場	西川町	大字海味 511	西川町長
町民グラウンド	西川町	大字間沢 280	西川町教育委員会
西川町立川土居小学校グラウンド	西川町	大字吉川 671-1	西川町教育委員会
沼山農村公園	西川町	大字沼山 333-9	西川町長
西川町立大井沢小学校グラウンド	西川町	大字大井沢 832	西川町教育委員会
睦合公園	西川町	大字睦合丙 37-2	西川町長

朝日町

施設名称	施設所在地		管理者名
朝日町民武道館	朝日町	大字宮宿 108-1	朝日町
朝日町民体育館	朝日町	大字宮宿 1115	朝日町
朝日町立朝日中学校体育館・グラウンド	朝日町	大字宮宿字上ノ田 108	朝日町教育委員会

資料編

朝日町立宮宿小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字宮宿字道合 1021	朝日町教育委員会
旧朝日町立上郷小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字上郷字中畑 314	朝日町教育委員会
朝日町立西五百川小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字常盤い字イシウ 181-1	朝日町教育委員会
朝日町健康増進センター	朝日町	大字常盤に 518-2	朝日町
西部公民館	朝日町	大字常盤に 519-7	朝日町
旧朝日町立水本小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字水本字北ノ原 620	朝日町教育委員会
旧朝日町立送橋小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字送橋字沢脇 461	朝日町教育委員会
朝日町立大谷小学校大沼分校体育館・グラウンド	朝日町	大字大沼 294-4	朝日町教育委員会
北部公民館	朝日町	大字大谷 1347	朝日町
朝日町立大谷小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字大谷 1147	朝日町教育委員会
教育研究所立木研修センター（屋内・屋外）	朝日町	大字立木 300	朝日町教育委員会
旧朝日町立和合小学校体育館・グラウンド	朝日町	大字和合 422	朝日町教育委員会
緑が丘公園	朝日町	大字宮宿 345-1	朝日町長
助ノ巻農村公園	朝日町	大字宮宿 88-3	朝日町長
舟渡農村公園	朝日町	大字玉ノ井乙 192-5	朝日町長
川通農村公園	朝日町	大字玉ノ井丁 270-1	朝日町長
今平農村公園	朝日町	大字今平 2-1	朝日町長
能中農村公園	朝日町	大字三中乙 523-33	朝日町長
西船渡農村公園	朝日町	大字三中甲 410	朝日町長
松程農村公園	朝日町	大字松程 118-1	朝日町長
上郷農村公園	朝日町	大字上郷 2462	朝日町長
夏草農村公園	朝日町	大字常盤い 376-13	朝日町長
常盤農村公園	朝日町	大字常盤に 25-1	朝日町長
西部地区総合運動場	朝日町	大字常盤へ 241-1	朝日町長
新宿農村公園	朝日町	大字新宿 245	朝日町長
緑町公園	朝日町	大字新宿 972-1	朝日町長
水本農村公園	朝日町	大字水本 620	朝日町長
送橋農村公園	朝日町	大字送橋 1088-1	朝日町長
太郎農村公園	朝日町	大字太郎 881-3	朝日町長
大沼農村公園	朝日町	大字大沼 588	朝日町長
大船木農村公園	朝日町	大字大船木 228-1	朝日町長
上郷ダムサイト運動場	朝日町	大字大滝 118-2	朝日町長
大谷地区運動公園	朝日町	大字大谷 1697-23	朝日町長
長沼山村広場	朝日町	大字長沼 85-1	朝日町長
栗木沢農村公園	朝日町	大字馬神 296-2	朝日町長
和合平農村公園	朝日町	大字和合平 8	朝日町長

大江町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立朝日学園体育館・グラウンド	大江町	大字藤田 837-4	山形県知事
山形県立左沢高等学校体育館・グラウンド	大江町	大字藤田字山中 816-3	山形県教育委員会
山形県朝日少年自然の家体育館・グラウンド	大江町	大字左沢字楯山 2523-5	山形県教育委員会
大江町立左沢小学校体育館・グラウンド	大江町	大字左沢 816-2	大江町教育委員会

大江町立三郷小学校体育館・グラウンド	大江町	大字三郷丙 1403	大江町教育委員会
大江町立本郷東小学校体育館・グラウンド	大江町	大字本郷丙 275-2	大江町教育委員会
大江町立本郷西小学校体育館・グラウンド	大江町	大字十八才甲 117-1	大江町教育委員会
大江町立七軒東小学校体育館・グラウンド	大江町	大字貫見 693-2	大江町教育委員会
大江町立七軒西小学校体育館・グラウンド	大江町	大字柳川 959-1	大江町教育委員会
大江町立大江中学校体育館・グラウンド	大江町	大字本郷己 605	大江町教育委員会
大江町中央公民館・前広場	大江町	大字本郷丁 373-1	大江町教育委員会
西地区体育館	大江町	大字貫見 468-2	大江町教育委員会
克雪管理センター	大江町	大字沢口 23-1	大江町長
町民ふれあい会館・前広場	大江町	大字左沢 306	大江町教育委員会
町体育センター・前広場	大江町	大字本郷丁 373-1	大江町教育委員会
大江町健康増進センター前広場	大江町	大字貫見 468	大江町教育委員会
大江町立七軒西小道海分校跡地	大江町	大字沢口 565	大江町長
総合体育施設	大江町	大字本郷己 605-1	大江町教育委員会
荒木田グラウンド	大江町	大字沢口 247	大江町長

大石田町

施設名称	施設所在地		管理者名
来迎寺公民館	大石田町	大字横山 1180-1	大石田町教育委員会
里公民館	大石田町	大字横山 3223	大石田町教育委員会
上ノ原公民館	大石田町	大字横山 366-2	大石田町教育委員会
大石田町立横山小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字横山 633	大石田町教育委員会
横山地区総合センター	大石田町	大字横山 98	大石田町教育委員会
海谷公民館	大石田町	大字海谷 1105-46	大石田町教育委員会
大石田町立亀井田小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字海谷 800-19	大石田町教育委員会
大石田町立亀井田中学校体育館・グラウンド	大石田町	大字岩ヶ袋 338-5	大石田町教育委員会
岩ヶ袋公民館	大石田町	大字岩ヶ袋 436	大石田町教育委員会
大石田町立駒籠小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字駒籠 413	大石田町教育委員会
駒籠公民館	大石田町	大字駒籠 66	大石田町教育委員会
今宿公民館	大石田町	大字今宿 337-1	大石田町教育委員会
次年子公民館	大石田町	大字次年子 169-2	大石田町教育委員会
川前公民館	大石田町	大字川前 55-5	大石田町教育委員会
白鷺公民館	大石田町	大字大浦字白鷺原 1599-1	大石田町教育委員会
大浦公民館	大石田町	大字大浦 200	大石田町教育委員会
大石田町立大石田小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字大石田乙 105-1	大石田町教育委員会
東町公民館	大石田町	大字大石田字上ノ原丙 527-1	大石田町教育委員会
八幡町公民館	大石田町	大字大石田甲 616-31	大石田町教育委員会
庚申町公民館	大石田町	大字大石田甲 623-161	大石田町教育委員会
南通公民館	大石田町	大字大石田乙 649-1	大石田町教育委員会
四日町公民館	大石田町	大字大石田甲 74-2	大石田町教育委員会
井出公民館	大石田町	大字大石田字樋ノ口 100	大石田町教育委員会
朝日町公民館	大石田町	大字大石田丁 202-25	大石田町教育委員会
大石田町立大石田第一中学校体育館・グラウンド	大石田町	大字大石田丁 224-1	大石田町教育委員会

資料編

大石田町中央公民館	大石田町	大字大石田丁 236-2	大石田町教育委員会
本町公民館	大石田町	大字大石田丁 71	大石田町教育委員会
愛宕町公民館	大石田町	大字大石田丁 92-10	大石田町教育委員会
曙町公民館	大石田町	大字大石田丙 415-22	大石田町教育委員会
栄町公民館	大石田町	大字大石田丙 470-20	大石田町教育委員会
大石田保育園	大石田町	大字鷹巣字楯ノ内 91-1	大石田町
鷹巣公民館	大石田町	大字鷹巣字上北原 179	大石田町教育委員会
大石田町立鷹巣小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字鷹巣字上北原 301-2	大石田町教育委員会
大石田町立田沢小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字田沢 1544-3	大石田町教育委員会
新山寺公民館	大石田町	大字田沢 1908-122	大石田町教育委員会
小菅公民館	大石田町	大字田沢 2283-24	大石田町教育委員会
田沢公民館	大石田町	大字田沢 40-1	大石田町教育委員会
大石田町立豊田小学校体育館・グラウンド	大石田町	大字豊田 1315-3	大石田町教育委員会
豊田公民館	大石田町	大字豊田 789-4	大石田町教育委員会
クロスカルチャープラザ	大石田町	緑町 8	大石田町
ふるさと自然館次年子	大石田町	大字次年子 1749	大石田町
旧最北高等技術専門学校体育館	大石田町	大字大石田乙 510	大石田町
旧次年子小学校グラウンド	大石田町	大字次年子 1205	大石田町教育委員会
桂桜公園	大石田町	緑町 28	大石田町
樋ノ口公園	大石田町	緑町 38	大石田町

金山町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立金山高等学校体育館・グラウンド	金山町	大字金山 248-2	山形県教育委員会
金山町立明安小学校体育館・グラウンド	金山町	大字下野明 369-1	金山町教育委員会
金山町立金山小学校体育館・グラウンド	金山町	大字金山 108-2	金山町教育委員会
勤労者体育センター	金山町	大字金山 556-4	金山町教育委員会
農村環境改善センター	金山町	大字金山 571	金山町長
金山町立金山中学校体育館・グラウンド	金山町	大字金山 641	金山町教育委員会
金山町中央公民館	金山町	大字金山 666-4	金山町教育委員会
金山町立中田小学校体育館・グラウンド	金山町	大字中田 637-2	金山町教育委員会
教育文化資料館	金山町	大字朴山 890-2	金山町教育委員会
金山町立有屋小学校体育館・グラウンド	金山町	大字有屋 484-11	金山町教育委員会
旧金山町立金山小学校田茂沢分校体育館	金山町	大字金山 1374-3	金山町長
大柳公園	金山町	大字金山 288-1	金山町長
八幡公園	金山町	大字金山 357-4	金山町長
町民グラウンド	金山町	大字金山 666-4	金山町教育委員会
羽場児童公園	金山町	大字金山 950-1	金山町長
旧金山町立金山小学校朴山分校グラウンド	金山町	大字朴山 890-2	金山町長

最上町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立新庄北高等学校最上校体育館 ・グラウンド	最上町	大字向町字水上 869-2	山形県教育委員会
最上町立月楯小学校体育館・グラウンド	最上町	大字月楯 145-5	最上町教育委員会
月楯集落センター	最上町	大字月楯 311	最上町教育委員会
萱場集会所	最上町	大字月楯 465-51	最上町教育委員会
向町駅公民館	最上町	大字向町 114-17	最上町教育委員会
豊田集会所	最上町	大字向町 1284-5	最上町教育委員会
前森集会所	最上町	大字向町 1563-20	最上町教育委員会
原佐原公民館	最上町	大字向町 1654-5	最上町教育委員会
赤沢公民館	最上町	大字向町 2017-2	最上町教育委員会
沢原公民館	最上町	大字向町 453-1	最上町教育委員会
最上町中央公民館	最上町	大字向町 674	最上町教育委員会
最上町立認定あたごこども園	最上町	大字向町 698-1	最上町教育委員会
最上町立最上中学校体育館・グラウンド	最上町	大字向町 760	最上町教育委員会
最上町立向町小学校体育館・グラウンド	最上町	大字向町 869-1	最上町教育委員会
黒沢公民館	最上町	大字黒澤 25-4	最上町教育委員会
堺田集会所	最上町	大字堺田 57-4	最上町教育委員会
上鶴杉集会所	最上町	大字志茂 1046-4	最上町教育委員会
最上町立大堀小学校体育館・グラウンド	最上町	大字志茂 127	最上町教育委員会
鶴杉集会所	最上町	大字志茂 1459-10	最上町教育委員会
志茂公民館	最上町	大字志茂 2734	最上町教育委員会
最上町立大堀保育所	最上町	大字志茂 238	最上町教育委員会
新清会館	最上町	大字志茂 244-1	最上町教育委員会
最上町基幹集落センター	最上町	大字志茂 306-3	最上町教育委員会
横川集会所	最上町	大字志茂 804-9	最上町教育委員会
若宮公民館	最上町	大字若宮 119-3	最上町教育委員会
下白川公民館	最上町	大字若宮 819-8	最上町教育委員会
最上町民体育館	最上町	大字大堀 1360-1	最上町教育委員会
大堀公民館	最上町	大字大堀 286	最上町教育委員会
最上町立瀬見小学校体育館・グラウンド	最上町	大字大堀 742	最上町教育委員会
瀬見公民館	最上町	大字大堀 987-1	最上町教育委員会
最上町立東法田小学校体育館・グラウンド	最上町	大字東法田 579-4	最上町教育委員会
東法田公民館	最上町	大字東法田 583-7	最上町教育委員会
最上町立富沢小学校体育館・グラウンド	最上町	大字富澤 1168	最上町教育委員会
下小路公民館	最上町	大字富澤 1173-2	最上町教育委員会
最上町立富沢保育所	最上町	大字富澤 1183	最上町教育委員会
最上町生活改善センター	最上町	大字富澤 1314	最上町教育委員会
笹森集会所	最上町	大字富澤 159-3	最上町教育委員会
立小路集会所	最上町	大字富澤 1854-5	最上町教育委員会
お湯トピアもがみ	最上町	大字富澤 2344	最上町教育委員会
万騎原公民館	最上町	大字富澤 2859-1	最上町教育委員会

資料編

松根公民館	最上町	大字富澤 2970-1	最上町教育委員会
明神公民館	最上町	大字富澤 580-1	最上町教育委員会
最上町立赤倉小学校体育館・グラウンド	最上町	大字富澤 981	最上町教育委員会
法田中公民館	最上町	大字法田 452-4	最上町教育委員会
野頭公民館	最上町	大字法田 91-4	最上町教育委員会
法田下公民館	最上町	大字法田 989-2	最上町教育委員会
本城集会所	最上町	大字本城 365-15	最上町教育委員会
十日町公民館	最上町	大字本城 68-1	最上町教育委員会
最上町立満沢小学校体育館・グラウンド	最上町	大字満澤 309-1	最上町教育委員会
下満沢公民館	最上町	大字満澤 444	最上町教育委員会
細の原集会所	最上町	大字満澤 500-3	最上町教育委員会
上満沢集会所	最上町	大字満澤 62-3	最上町教育委員会
一芻公民館	最上町	大字満澤 792-8	最上町教育委員会
向町交流会館	最上町	大字向町 831-5	最上町教育委員会
ふれあいの里グラウンド	最上町	大字富澤 4467-1	最上町長

舟形町

施設名称	施設所在地		管理者名
野集会センター	舟形町	長沢 236-3	舟形町教育委員会
幅高齢者コミュニティセンター・前広場	舟形町	長沢 746	舟形町教育委員会
長尾公民館・前広場	舟形町	長沢 673-3	舟形町教育委員会
内山多目的集会所・前広場	舟形町	長沢 2721-9	舟形町教育委員会
長沢公民館	舟形町	長沢 1885-8	舟形町教育委員会
長沢保育所・グラウンド	舟形町	長沢 3801	舟形町長
生涯学習センター	舟形町	長沢 3798	舟形町長
舟形町立長沢小学校体育館・グラウンド	舟形町	長沢 1072	舟形町教育委員会
経壇原公民館	舟形町	長沢 4770	舟形町教育委員会
大平多目的集会所・前広場	舟形町	長沢 3400-9	舟形町教育委員会
紫山農事集会所・前広場	舟形町	舟形 1844-1	舟形町教育委員会
沖の原地域農業総合管理施設・前広場	舟形町	舟形 2677-356	舟形町教育委員会
一の関公民館	舟形町	舟形 1360-1	舟形町教育委員会
舟形保育所・グラウンド	舟形町	舟形 42-1	舟形町長
中央公民館	舟形町	舟形 126	舟形町教育委員会
西堀公民館	舟形町	舟形 551-7	舟形町教育委員会
木友公民館・前広場	舟形町	舟形 2079-6	舟形町教育委員会
太折多目的集会所・前広場	舟形町	富田 1543-2	舟形町教育委員会
舟形町立舟形小学校体育館・グラウンド	舟形町	舟形 4560	舟形町教育委員会
長者原公民館・前広場	舟形町	長者原 293-2	舟形町教育委員会
富田公民館・前広場	舟形町	富田 358-1	舟形町教育委員会
福寿野防災ダム管理センター・前広場	舟形町	長者原 845-3	舟形町教育委員会
馬形構造改善センター	舟形町	堀内 4842	舟形町教育委員会
舟形町立富長小学校体育館・グラウンド	舟形町	富田 1945	舟形町教育委員会
堀内出張所・グラウンド	舟形町	堀内 1265	舟形町長

堀内生活改善センター・前広場	舟形町	堀内 116-5	舟形町教育委員会
洲崎木工クラフト館・前広場	舟形町	堀内 322-17	舟形町教育委員会
実栗屋公民館・前広場	舟形町	堀内 1378-2	舟形町教育委員会
横山公民館・前広場	舟形町	堀内 2131	舟形町教育委員会
真木野公民館・裏広場	舟形町	堀内 1817-2	舟形町教育委員会
新堀公民館・西方の広場	舟形町	堀内 1785-12	舟形町教育委員会
西又地区多目的集会所・前広場	舟形町	堀内 2449	舟形町教育委員会
松橋地区多目的集会所・脇広場	舟形町	堀内 2620-8	舟形町教育委員会
舟形町立堀内小学校体育館・グラウンド	舟形町	堀内 117	舟形町教育委員会
鮎パーク	舟形町	舟形	舟形町長
運動公園	舟形町	舟形	舟形町長
農村公園	舟形町	舟形	舟形町長
舟形小学校跡地	舟形町	舟形 1684	舟形町長
木友ゲートボール場	舟形町	舟形 2007	舟形町長
光生園周辺広場	舟形町	舟形 2387-1	舟形町長
舟形町役場前駐車場	舟形町	舟形 263	舟形町長
新庄もがみ農協集荷場前	舟形町	舟形 281-25	舟形町長
舟形駅前	舟形町	舟形 365-15	舟形町長
海洋センター体育館前	舟形町	舟形 448	舟形町教育委員会
西堀住宅団地内広場	舟形町	舟形 494	舟形町長
舟形町立舟形中学校グラウンド	舟形町	舟形 555-4	舟形町教育委員会
えんじゅ荘周辺広場	舟形町	長者原 1712-1	舟形町長
福寿野ゲートボール場	舟形町	長者原 845-3	舟形町教育委員会
小国川多目的広場	舟形町	長沢	舟形町長
野ゲートボール場	舟形町	長沢	舟形町教育委員会
長沢駅前広場	舟形町	長沢 2689-1	舟形町長
経壇原運動広場	舟形町	長沢 4770	舟形町教育委員会
富田町内会グラウンド	舟形町	富田	舟形町教育委員会
堀内改善会館前広場	舟形町	堀内 116-6	舟形町教育委員会
山形交通前広場	舟形町	堀内 317	舟形町長
母子健康センター跡地	舟形町	堀内 76	舟形町長
馬形公民館周辺	舟形町	堀内馬形 4842-2	舟形町教育委員会

真室川町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立真室川高等学校体育館・グラウンド	真室川町	大字新町字塩野 947	山形県教育委員会
山形県神室少年自然の家活動広場・グラウンド	真室川町	大字川の内字水上山 3414-5	山形県教育委員会
真室川中央公民館	真室川町	大字新町 233	真室川町教育委員会
真室川町民体育館	真室川町	大字新町 945	真室川町教育委員会
真室川町民武道館	真室川町	大字新町 239	真室川町教育委員会
真室川町立真室川小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字川ノ内 2104-2	真室川町教育委員会
真室川町立安楽城小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字大沢 1376-2	真室川町教育委員会
真室川町立差首鍋小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字差首鍋 1271-1	真室川町教育委員会

資料編

真室川町立平枝小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字差首鍋 1763	真室川町教育委員会
真室川町立真室川北部小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字釜淵 817-37	真室川町教育委員会
真室川町立小又小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字大沢 1660	真室川町教育委員会
真室川町立大滝小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字大滝 338	真室川町教育委員会
真室川町立及位小学校体育館・グラウンド	真室川町	大字及位 693	真室川町教育委員会
真室川町立安楽城小学校西部分校体育館 ・グラウンド	真室川町	大字大沢 3341	真室川町教育委員会
真室川町立真室川中学校体育館・グラウンド	真室川町	大字大沢 5016-26	真室川町教育委員会
真室川町立及位中学校体育館・グラウンド	真室川町	大字大滝 64-1	真室川町教育委員会
真室川町総合運動公園	真室川町	大字新町 944-8	真室川町教育委員会
真室川公園	真室川町	大字木ノ下 1125-1	真室川町長

大蔵村

施設名称	施設所在地		管理者名
大蔵村中央公民館集会場	大蔵村	大字清水 2620	大蔵村教育委員会
大蔵村立大蔵小学校体育館・グラウンド	大蔵村	大字清水 2688	大蔵村教育委員会
大蔵村立赤松小学校体育館	大蔵村	大字赤松 689-1	大蔵村教育委員会
大蔵村立大蔵中学校体育館・グラウンド	大蔵村	大字清水 2722	大蔵村教育委員会
大蔵村立沼台小中学校体育館・グラウンド	大蔵村	大字南山 1447-1	大蔵村教育委員会
大蔵村立肘折小中学校体育館・グラウンド	大蔵村	大字南山 2126-216	大蔵村教育委員会
大蔵村赤松生涯学習センターグラウンド	大蔵村	大字赤松 689-1	大蔵村教育委員会

鮭川村

施設名称	施設所在地		管理者名
鮭川村中央公民館	鮭川村	大字京塚 1324-2	鮭川村教育委員会
鮭川村立牛潜小学校体育館・グラウンド	鮭川村	大字京塚 196	鮭川村教育委員会
鮭川村立大豊小学校体育館・グラウンド	鮭川村	大字京塚 658	鮭川村教育委員会
鮭川村立曲川小学校体育館・グラウンド	鮭川村	大字曲川 213-7	鮭川村教育委員会
旧鮭川村立曲川小学校木の根坂分校体育館 ・グラウンド	鮭川村	大字曲川 3262-5	代表 井上喜子夫
鮭川村立曲川小学校芦沢分校体育館・グラウンド	鮭川村	大字曲川 513-24	鮭川村教育委員会
鮭川村立鮭川小学校体育館・グラウンド	鮭川村	大字佐渡 2000-2	鮭川村教育委員会
鮭川村農村交流センター	鮭川村	大字佐渡 2003-7	鮭川村長
鮭川村保健センター	鮭川村	大字佐渡 835-4	鮭川村長
中渡公民館	鮭川村	大字中渡 1594	中渡区長
旧中渡保育所・前広場	鮭川村	大字中渡 1595	鮭川村長
鮭川村立鮭川中学校体育館・グラウンド	鮭川村	大字庭月 2510-1	鮭川村教育委員会
こまどり保育所前広場	鮭川村	大字京塚 1323-1	鮭川村長
曲川保育所前広場	鮭川村	大字曲川 405-9	鮭川村長
鮭川村役場駐車場	鮭川村	大字佐渡 2003-7	鮭川村長
旧鮭川村立鮭川中学校グラウンド	鮭川村	大字川口 4455	鮭川村教育委員会

戸沢村

施設名称	施設所在地		管理者名
中央公民館・グラウンド	戸沢村	大字名高 1593-86	戸沢村教育委員会
戸沢村若者センター	戸沢村	大字蔵岡 3718-1	戸沢村教育委員会
戸沢村立神田小学校体育館・グラウンド	戸沢村	大字神田 3633	戸沢村教育委員会
戸沢村立戸沢小学校体育館・グラウンド	戸沢村	大字名高 1592	戸沢村教育委員会
戸沢村立古口小学校体育館・グラウンド	戸沢村	大字古口 100-26	戸沢村教育委員会
戸沢村立角川小・中学校体育館・グラウンド	戸沢村	大字角川 582	戸沢村教育委員会
戸沢村立戸沢中学校体育館・グラウンド	戸沢村	大字蔵岡 2905-7	戸沢村教育委員会
神田保育所・前広場	戸沢村	大字神田 3645-1	戸沢村長
戸沢保育所・前広場	戸沢村	大字名高 1593-393	戸沢村長
古口保育所・前広場	戸沢村	大字古口 199-3	戸沢村長
角川保育所・前広場	戸沢村	大字角川 452-1	戸沢村長
戸沢村保健センター	戸沢村	大字古口 2664-1	戸沢村長
農業環境改善センター・前広場	戸沢村	大字角川 481-1	戸沢村教育委員会
本郷農村公園	戸沢村	大字角川 454-1	戸沢村長
戸沢村若者総合施設	戸沢村	大字蔵岡 3718-1	戸沢村教育委員会

高畠町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立高畠高等学校体育館・グラウンド	高畠町	大字一本柳 2788	山形県教育委員会
高畠町立第一中学校体育館	高畠町	大字安久津 700	高畠町教育委員会
亀岡地区公民館	高畠町	大字亀岡 2843-2	高畠町教育委員会
高畠町立亀岡小学校体育館	高畠町	大字亀岡 2916	高畠町教育委員会
高畠町立和田小学校体育館	高畠町	大字元和田 1306	高畠町教育委員会
和田地区公民館	高畠町	大字元和田 1315-10	高畠町教育委員会
高畠町立第三中学校体育館	高畠町	大字元和田 650	高畠町教育委員会
高畠町立高畠小学校体育館	高畠町	大字高畠 3547	高畠町教育委員会
高畠町武道館	高畠町	大字高畠 430-1	高畠町教育委員会
高畠町営体育館	高畠町	大字高畠 435	高畠町教育委員会
高畠町中央公民館	高畠町	大字高畠 435	高畠町教育委員会
高畠町立時沢小学校体育館	高畠町	大字時沢 1256-1	高畠町教育委員会
高畠町立糠野目小学校体育館	高畠町	大字上平柳 2070	高畠町教育委員会
高畠町立和田小学校上和田分校多目的ホール	高畠町	大字上和田 72-2	高畠町教育委員会
高畠町立第二中学校体育館	高畠町	大字深沼 28-1	高畠町教育委員会
高畠町立屋代小学校体育館	高畠町	大字深沼 30	高畠町教育委員会
高畠町立二井宿小学校体育館	高畠町	大字二井宿 2750	高畠町教育委員会
二井宿地区公民館	高畠町	大字二井宿 2796	高畠町教育委員会
高畠町立第四中学校体育館	高畠町	大字福沢 196	高畠町教育委員会
生涯学習館	高畠町	福沢南 9-2	高畠町教育委員会

川西町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立総合コロニー希望が丘体育館 ・グラウンド	川西町	大字下小松 2045-20	社会福祉法人山形 県社会福祉事業団
山形県立置賜農業高等学校体育館・グラウンド	川西町	大字上小松 3723	山形県教育委員会
川西町立玉庭小学校体育館・グラウンド	川西町	大字玉庭 5255	川西町教育委員会
川西町立高山小学校体育館・グラウンド	川西町	大字高山 1913	川西町教育委員会
川西町立吉島小学校体育館・グラウンド	川西町	大字洲島 2381	川西町教育委員会
川西町立犬川小学校体育館・グラウンド	川西町	大字小松 823	川西町教育委員会
川西町立小松小学校体育館・グラウンド	川西町	大字上小松 1468	川西町教育委員会
川西町立東沢小学校体育館・グラウンド	川西町	大字大舟 988-4	川西町教育委員会
川西町立大塚小学校体育館・グラウンド	川西町	大字大塚 3030	川西町教育委員会
川西町立中郡小学校体育館・グラウンド	川西町	大字苅 239	川西町教育委員会

小国町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立小国高等学校体育館・グラウンド	小国町	大字岩井沢 621	山形県教育委員会
小国町民総合体育館	小国町	大字岩井沢 683-1	小国町教育委員会
小国町立小国小学校体育館	小国町	大字小国小坂町 382-2	小国町教育委員会
小国町立伊佐領小学校体育館	小国町	大字伊佐領 178	小国町教育委員会
小国町立白沼小中学校体育館	小国町	大字沼沢 547	小国町教育委員会
小国町立叶水小中学校体育館	小国町	大字叶水 301	小国町教育委員会
小国町立沖庭小学校体育館	小国町	大字若山 225-1	小国町教育委員会
小国町立北部小中学校体育館	小国町	大字太鼓沢 39	小国町教育委員会
小国町立玉川小学校体育館	小国町	大字玉川 337	小国町教育委員会
小国町立小玉川小学校体育館	小国町	大字小玉川 511	小国町教育委員会
小国町立小国中学校体育館	小国町	大字岩井沢 719	小国町教育委員会

白鷹町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立荒砥高等学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字荒砥甲 367	山形県教育委員会
白鷹町立蚕桑小学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字横田尻 3587	白鷹町教育委員会
白鷹町立鮎貝小学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字鮎貝 5215	白鷹町教育委員会
白鷹町立荒砥小学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字荒砥乙 540-1	白鷹町教育委員会
白鷹町立鷹山小学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字滝野 3116-7	白鷹町教育委員会
白鷹町立中山小学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字中山 2760	白鷹町教育委員会
白鷹町立東根小学校体育館・グラウンド	白鷹町	大字畔藤 5031	白鷹町教育委員会
白鷹町蚕桑地区公民館	白鷹町	大字横田尻 3610-1	白鷹町教育委員会
白鷹町鮎貝地区公民館	白鷹町	大字鮎貝 3994-7	白鷹町教育委員会
白鷹町荒砥地区公民館	白鷹町	大字荒砥甲 1099-2	白鷹町教育委員会
白鷹町鷹山地区公民館	白鷹町	大字萩野 1383-1	白鷹町教育委員会
白鷹町東根地区公民館	白鷹町	大字畔藤 6804	白鷹町教育委員会
山峡の里交流施設・広場	白鷹町	大字十王 4068-2	白鷹町教育委員会

白鷹町スポーツ公園	白鷹町	大字鮎貝 1593-2 外	白鷹町教育委員会
東陽の里公園	白鷹町	大字畔藤 6804	白鷹町教育委員会

飯豊町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立置賜農業高等学校飯豊分校体育館 ・グラウンド	飯豊町	大字椿 2800	山形県教育委員会
山形県飯豊少年自然の家活動広場	飯豊町	大字添川字関山 3535-33	山形県教育委員会
飯豊町立第一小学校体育館・グラウンド	飯豊町	大字萩生 677	飯豊町教育委員会
飯豊町立いいで中部幼稚園	飯豊町	大字萩生 3592	飯豊町教育委員会
飯豊町中部地区公民館	飯豊町	大字萩生 3548	飯豊町教育委員会
飯豊町さゆり保育園	飯豊町	大字中 768-2	飯豊町教育委員会
飯豊町立第二小学校体育館	飯豊町	大字小白川 3360	飯豊町教育委員会
飯豊町立飯豊中学校体育館	飯豊町	大字椿 1862	飯豊町教育委員会
飯豊町民スポーツセンター	飯豊町	大字椿 1859	飯豊町教育委員会
飯豊町町民総合センター	飯豊町	大字椿 3622	飯豊町長
飯豊町白椿地区公民館	飯豊町	大字椿 1902-4	飯豊町教育委員会
飯豊町つばき保育園	飯豊町	大字椿 3628-22	飯豊町長
飯豊町立添川小学校体育館	飯豊町	大字添川 2934-1	飯豊町教育委員会
添川児童センター	飯豊町	大字添川 2926-16	飯豊町長
飯豊町東部地区公民館	飯豊町	大字添川 2955	飯豊町教育委員会
飯豊町立手ノ子小学校体育館・グラウンド	飯豊町	大字手ノ子 1694-1	飯豊町教育委員会
飯豊町立手ノ子幼稚園	飯豊町	大字手ノ子 1710-1	飯豊町教育委員会
飯豊町西部地区公民館	飯豊町	大字手ノ子 2861-1	飯豊町教育委員会
飯豊町立中津川小中学校体育館	飯豊町	大字下屋地 331-1	飯豊町教育委員会
高齢者介護予防センター	飯豊町	大字上原 622	飯豊町長
飯豊町中津川地区公民館	飯豊町	大字上原 469	飯豊町教育委員会
白川ダム湖岸公園	飯豊町	大字数馬 52	飯豊町長
飯豊町民野球場	飯豊町	大字椿 2888	飯豊町教育委員会
置賜白川おらだの川施設	飯豊町	大字添川 2099 外	飯豊町長

三川町

施設名称	施設所在地		管理者名
みかわ保育園・幼稚園	三川町	大字押切新田字豊秋 100	三川町教育委員会
旧押切公民館	三川町	大字押切新田字豊秋 15-1	三川町長
三川町公民館	三川町	大字横山字西田 52-1	三川町教育委員会
三川町立横山小学校体育館・グラウンド	三川町	大字横山字大正 140	三川町教育委員会
三川町立押切小学校体育館・グラウンド	三川町	大字押切新田字高前 1	三川町教育委員会
町民武道館	三川町	大字横山字堤 105	三川町教育委員会
ふれあい館	三川町	大字横山字堤 189-3	三川町長
田田（休憩管理棟）、田田の宿（旧昔屋）	三川町	大字横山字堤 206	みかわ振興公社
三川町立東郷小学校体育館・グラウンド	三川町	大字神花字六瀬 297-1	三川町教育委員会
町民体育館	三川町	大字横山字堤 66-1	三川町教育委員会

三川町立三川中学校体育館・グラウンド	三川町	大字横山字堤 105	三川町教育委員会
屋内多目的運動施設	三川町	大字横山字堤 215	三川町教育委員会
三川町文化交流館	三川町	大字押切新田字三本木 118	三川町教育委員会
三川町高齢者若者センター	三川町	大字横山字堤 206	三川町長
なの花ホール	三川町	大字横山字堤 172-1	みかわ振興公社
田田の宿	三川町	大字横山字堤 206	みかわ振興公社
対馬児童公園	三川町	大字押切新田字対馬 360-1	三川町長
蛾眉公園	三川町	大字横山字横山 8-1	三川町長
袖東公園	三川町	大字横山字袖東 6-1	三川町長
いろり火の里	三川町	大字横山字堤 172-1	みかわ振興公社
町民グラウンド	三川町	大字横山字堤 64-1	三川町教育委員会

庄内町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立庄内総合高等学校体育館・グラウンド	庄内町	廿六木字三ツ車 8	山形県教育委員会
庄内町大中島自然ふれあい館・体育館・野外広場	庄内町	立谷沢字大谷 1-3	庄内町教育委員会
庄内町立立谷沢小学校体育館・グラウンド	庄内町	肝煎字福地山本 72-1	庄内町教育委員会
庄内町立立谷沢公民館・駐車場	庄内町	肝煎字福地山本 53-1	庄内町長
庄内町立立谷沢体育館・駐車場	庄内町	肝煎字福地山本 65	庄内町教育委員会
庄内町立清川小学校体育館・グラウンド	庄内町	清川字花崎 1-1	庄内町教育委員会
庄内町清川公民館・駐車場	庄内町	清川字花崎 1-2	庄内町教育委員会
庄内町立清川保育園（屋内・屋外）	庄内町	清川字花崎 57-2	庄内町長
庄内町立狩川小学校体育館・グラウンド	庄内町	狩川字松葉 5-1	庄内町教育委員会
庄内町立立川中学校体育館・グラウンド	庄内町	狩川字松葉 1-1	庄内町教育委員会
庄内町立立川中学校セミナーハウス・前広場	庄内町	狩川字大釜 10-1	庄内町長
庄内町狩川公民館・駐車場	庄内町	狩川字大釜 11-1	庄内町長
庄内町コミュニティ防災センター・駐車場	庄内町	狩川字楯下 97-1	庄内町長
庄内町立川老人福祉センター・駐車場	庄内町	狩川字大釜 23-1	庄内町長
庄内町体育センター・駐車場	庄内町	狩川字大釜 23-1	庄内町教育委員会
旧南部児童館	庄内町	狩川字中里 64	庄内町長
庄内町農林漁業体験実習館・駐車場	庄内町	狩川字笠山 146	庄内町長
庄内町風車村センター・駐車場	庄内町	狩川字笠山 444-9	庄内町長
庄内町立余目第四小学校体育館・グラウンド	庄内町	主殿新田字赤淵 21-1	庄内町教育委員会
庄内町余目第四公民館・駐車場	庄内町	主殿南野字十八軒 21-2	庄内町教育委員会
庄内町立余目第三小学校体育館・グラウンド	庄内町	廿六木字三百地 6-1	庄内町教育委員会
庄内町余目第二公民館・駐車場	庄内町	払田字サビ 40	庄内町教育委員会
庄内町立余目第二小学校体育館・グラウンド	庄内町	払田字村東 68	庄内町教育委員会
庄内町立余目中学校東体育館・西体育館 ・グラウンド	庄内町	余目字猿田 30	庄内町教育委員会
庄内町武道館・駐車場	庄内町	余目字猿田 87	庄内町教育委員会
庄内町総合体育館・駐車場	庄内町	余目字大塚 5-1	庄内町教育委員会
庄内町文化創造館・駐車場	庄内町	余目字仲谷地 280	庄内町教育委員会
庄内町余目第三公民館・駐車場	庄内町	余目字藤原野 3-1	庄内町教育委員会

庄内町立余目第一小学校体育館・グラウンド	庄内町	余目字南田 105-1	庄内町教育委員会
庄内町立余目第一公民館・駐車場	庄内町	余目字南田 94-1	庄内町教育委員会
旧南部児童館	庄内町	三ヶ沢字中里 64	庄内町長
松陽公園	庄内町	松陽 2-10	庄内町長
家根合農村公園	庄内町	家根合字菖蒲島 29	庄内町長
旧八栄里児童館敷地	庄内町	吉岡字東北裏 29-2	庄内町長
宮曾根農村公園	庄内町	宮曾根字東前 61-12	庄内町長
小出沼用地	庄内町	小出新田字中割 138-1	庄内町長
庄内町前田野目グラウンドゴルフ場	庄内町	前田野目字前割 45-1	庄内町教育委員会
庄内町南野グラウンド	庄内町	南野字北野 100	庄内町教育委員会
中堀野農村公園	庄内町	堀野字上堀野 103-3	庄内町長
なかよしフラワー公園	庄内町	余目字猿田 20-30	庄内町長
庄内町余目グラウンド	庄内町	余目字猿田 83-1	庄内町教育委員会
八幡公園	庄内町	余目字大塚 1	庄内町長
ふれあいひまわり広場	庄内町	余目字沢田 9-6	庄内町長
防災緑地	庄内町	余目字矢口 100-1	庄内町長

遊佐町

施設名称	施設所在地		管理者名
山形県立吹浦荘体育館・グラウンド	遊佐町	大字菅里字菅野南山 21-14	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
山形県立鳥海学園体育館・グラウンド	遊佐町	藤崎字茂森 14-178	山形県知事
山形県立遊佐高等学校体育館・グラウンド	遊佐町	遊佐町遊佐字堅田 21-1	山形県教育委員会
山形県海浜青年の家体育館・グラウンド	遊佐町	大字菅里字菅野	山形県教育委員会
遊佐町立藤岡小学校体育館・グラウンド	遊佐町	豊岡字花塚 29-1	遊佐町教育委員会
遊佐町立遊佐小学校体育館・グラウンド	遊佐町	吉出字和田 13	遊佐町教育委員会
遊佐町立稲川小学校体育館・グラウンド	遊佐町	江地字丁才谷地 31-4	遊佐町教育委員会
遊佐町立西遊佐小学校体育館・グラウンド	遊佐町	藤崎字千代ノ藤 2-2	遊佐町教育委員会
遊佐町立高瀬小学校体育館・グラウンド	遊佐町	当山字堰中瀬 25-4	遊佐町教育委員会
遊佐町立吹浦小学校体育館・グラウンド	遊佐町	吹浦字西楯 9-6	遊佐町教育委員会
遊佐町立遊佐中学校グラウンド	遊佐町	小原田字上川原 18-1	遊佐町教育委員会
遊佐町中央公民館	遊佐町	遊佐町字鶴田 52-2	遊佐町教育委員会
藤岡公民館	遊佐町	豊岡字下和田 31-3	遊佐町教育委員会
稲川公民館	遊佐町	増穂字大坪 25-2	遊佐町教育委員会
西遊佐公民館	遊佐町	藤崎字坂ノ下 142-1	遊佐町教育委員会
高瀬公民館	遊佐町	当山字上山崎 17-4	遊佐町教育委員会
吹浦公民館	遊佐町	吹浦字布倉 10-1	遊佐町教育委員会
藤岡公民館杉沢分館	遊佐町	杉沢字中田 1	遊佐町教育委員会
しらい自然館	遊佐町	白井新田字見晴野 21	遊佐町教育委員会
遊佐町民体育館	遊佐町	遊佐町字鶴田 29-2	遊佐町教育委員会
菅里体育館	遊佐町	菅里字菅野 7-1	遊佐町教育委員会
遊佐町漁村センタ -	遊佐町	吹浦字釜磯 1	遊佐町長
遊佐町農業者トレーニングセンタ -	遊佐町	遊佐町字鶴田 50-3	遊佐町長

資料編

遊佐保育園・前広場	遊佐町	遊佐町字五所ノ馬場 4-1	遊佐町長
藤崎保育園・前広場	遊佐町	増穂字西田 96	遊佐町長
吹浦保育園・前広場	遊佐町	吹浦字苗代 34	遊佐町長
旧菅里保育園・前広場	遊佐町	北目字菅野谷地 97-2	遊佐町長
サンスポーツランド遊佐	遊佐町	小原田字北川原 18-1	遊佐町教育委員会
吹浦児童公園	遊佐町	吹浦字苗代 55-1	遊佐町長
菅里広場	遊佐町	菅里字菅野 7-1	遊佐町長
旧稲川小学校グラウンド	遊佐町	増穂字大坪 21-2	遊佐町長
遊佐町民スポーツ広場東コート	遊佐町	藤崎字箕垣下 114-1	遊佐町教育委員会
遊佐町民スポーツ広場西コート	遊佐町	比子字下モ山 68-1	遊佐町教育委員会
比子児童遊園地	遊佐町	比子字青塚 160	遊佐町長
蕨岡児童遊園地	遊佐町	豊岡字乳母懐 39	遊佐町長
野沢農村公園	遊佐町	野沢字上ク子添 105-1	遊佐町長
藤井農村公園	遊佐町	野沢字長坂 1565	遊佐町長
遊佐児童遊園地	遊佐町	遊佐字田子 1	遊佐町長

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総 務 省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(国民保護法施行令第27条第5号)

2. 施設の特徴

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設(当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。)の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 担当者 中沢、原
電話 03-5253-5858
FAX 03-5253-5863
E-mail: j-nakazawa@soumu.go.jp
d-hara@soumu.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総 務 省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報通信政策局地上放送課 担当者 藤井
電話 03-5253-5792
FAX 03-5253-5794
E-mail y2.fujii@soumu.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総務省消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）
（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）

2. 施設の特性

- (1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所
- ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
 - ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- (2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
- ・大量の危険物を取り扱う施設である。
- (3) その他（(1)、(2)を除く）の危険物施設
- ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。

- ・避難経路の確認を行うこと。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急措置を講ずること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

担当 秋葉理事官、山口

TEL 03-5253-7524

FAX 03-3581-7534

E-mail: yamaguchi-k@fdma.go.jp

(参考)

施設の把握方法について

先般実施した「国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査」(消防危第82号)では、特に危険性の高い施設を把握するため、危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所及び消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所が有する指定施設のみを対象としました。

調査の対象から除外された危険物施設につきましても、武力攻撃事態等にあたって円滑な対応を行えるよう、市町村との連絡体制を整備していただくようご留意お願いいたします。

- ①危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所
 - ・市町村長の許可により設置された施設(消防法第11条第1項第1号及び第3号)の把握は、先般実施した「国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査」(消防危第82号)による。
- ②消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
 - ・市町村長が設置の許可を行った施設(消防法第11条第1項第1号及び第3号)についての把握は、先般実施した「国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査」(消防危第82号)による。
 - ・都道府県知事の許可により設置された施設(消防法第11条第1項第2号及び第4号)の把握は、各都道府県が有するデータによる。
- ③その他の危険物施設
 - ・総務大臣の許可により設置された施設(消防法第11条第1項第4号)については、後日消防庁より情報提供する。
 - ・都道府県知事の許可により設置された施設(消防法第11条第1項第2号及び第4号)の把握は、各都道府県が有するデータによる。

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
文部科学省

1. 施設の種類

試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号、第6号）

2. 施設の特性

- 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム、ウラン、トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム、ウランは核兵器等に転用される可能性がある。
- 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。

3. 安全確保の留意点

- (1) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く。）を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。
- 核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底
 - 周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底
 - 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- (2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く。）を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うこと。特に以下の点について徹底すること。
- 文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携
 - 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - 防護区域等の巡視及び監視の実施
 - 防護区域等への人の出入り管理

- ⑤ 核物質防護設備の点検及び整備
- ⑥ 防護対象特定核燃料物質の管理
- ⑦ 防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理
- ⑧ その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備

(3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者（文部科学省所管の施設のものに限る。）は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

○武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課

原子力規制室 担当者：村山、猪俣

電 話：03-6734-3926

F A X：03-6734-4037

E-mail：rmuraya@mext.go.jp、kinomata@mext.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
文部科学省

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第7号）

2. 施設の特性

- ・放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム^{*}の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

（2）放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせ措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ①事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通

報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省原子力安全課放射線規制室 担当者 北村

電 話：03-6734-4043

F A X：03-6734-4048

E-mail: genhosha@mext.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する生物剤、毒素（以下、「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る。）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 担当者 植木 鉄也

電話 6734-4113

FAX 6734-4114

E-mail: tetsuya@mext.go.jp

1. 人に病原性を有する微生物及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス
 エボラウイルス
 クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
 チクングニヤウイルス
 日本脳炎ウイルス
 ニパウイルス
 狂犬病ウイルス
 西部ウマ脳炎ウイルス
 ベネズエラウマ脳炎ウイルス
 高病原性トリインフルエンザウイルス
 フニン(アルゼンチン出血熱)ウイルス
 ラッサ熱ウイルス
 ホワイトポックスウイルス
 ポリオウイルス
 A型肝炎ウイルス

重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス
 マールブルグウイルス
 黄熱ウイルス
 デング熱ウイルス
 ウエストナイル熱
 Bウイルス
 サル痘ウイルス
 東部ウマ脳炎ウイルス
 ダニ媒介性脳炎ウイルス
 ハンタウイルス
 マチュポウイルス
 リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス
 リフトバレー熱ウイルス
 E型肝炎ウイルス
 リッサウイルス

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

炭疽菌
 コレラ菌
 赤痢菌
 パラチフスA菌
 鼻疽菌
 ウシ流産菌
 マルタ熱菌
 ボツリヌス菌
 日本紅斑熱リケッチア
 ブルセラ属菌
 腸管出血性大腸菌
 シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア
 レジオネラ属菌

Q熱菌
 塹壕熱リケッチア
 チフス菌
 発疹チフスリケッチア
 類鼻疽菌
 ブタ流産菌
 ペスト菌
 野兎病菌
 ロッキー山紅斑熱リケッチア
 ジフテリア菌
 オウム病クラミジア
 ライム病ボレリア
 レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫
 熱帯熱マラリア原虫
 卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

オリエンチアツツガムシ
 三日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素
 黄色ブドウ球菌毒素
 コレラ毒素
 デアセトキシシルペノール毒素

ウェルシュ菌毒素
 ベロ毒素
 赤痢菌毒素
 アフラトキシン

アブリン
T-2トキシン
テトロドトキシン
ボルケンシン
モデシン

コノトキシ
HT-2トキシン
ビスカムアルBUMレクチン
マイクロシスチン

2 動物に病原性を有する微生物

牛疫ウイルス
口蹄疫ウイルス

牛肺疫菌
アフリカ豚コレラウイルス

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）

2. 施設の特徴

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課 担当者 柳田

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

E-mail yanagida-takahiro@mhlw.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成17年8月
厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
 - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
 - ※ 不審者に容易に見つけれられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
 - ※ 漏洩した毒物劇物を收容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
 - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
 - ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
 - ※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備

※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
 - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
 - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
 - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
 - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
 - ※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
 - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等^{注1}（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
 - ※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐

れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

- ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
- ※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有
- ・ 応急措置体制を整備する。
 - ※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。
 - ※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
 - ※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当者 樋口政純

電話 3595-2298

FAX 3593-8913

E-mail: higuchi-masazumi@mhlw.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第48条第2項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

【薬局、医薬品の販売業の店舗に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局総務課 担当者 永井

電話 5253-1111(2712)

FAX 3591-9044

E-mail nagai-hirotada@mhlw.go.jp

【医薬品の製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課 担当者 吉野

電話 5253-1111(2739)

FAX 3597-9535

E-mail yoshino-toshinari@mhlw.go.jp

【医薬品の製造販売の事務所】

厚生労働省医薬食品局安全対策課 担当者 太田

電話 5253-1111(2756)

FAX 3508-4364

E-mail oota-fumiki@mhlw.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成17年7月25日
厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ <http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>）に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所に関する連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課 金子

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

e-mail kaneko-kentarou@mhlw.go.jp

【診療所に関する連絡先】

厚生労働省医政局総務課 宮邊

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

e-mail miyabe-kana@mhlw.go.jp

【病院に関する連絡先】

厚生労働省医政局指導課 田川

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

e-mail tagawa-kouta@mhlw.go.jp

【医薬品産業に関する連絡先】

厚生労働省医政局経済課 黒田

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

e-mail kuroda-keita@mhlw.go.jp

【衛生検査所に関する連絡先】

厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室 上野

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

e-mail ueno-akihiro@mhlw.go.jp

【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】

厚生労働省健康局総務課地域保健室 須藤・岡本

電話 03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

e-mail communityhealth@mhlw.go.jp

【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局血液対策課 小林

電話 03-3595-2395

FAX 03-3507-9064

e-mail kobayashi-hiroyuki@mhlw.go.jp

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課 秋山

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

e-mail akiyama-yusuke@mhlw.go.jp

(別 表)

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

- レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス：	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
2. 細菌：	
3. 真菌：	
4. 原生動物：	
5. 毒素：	
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	

ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス：	重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌：	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、壱塚熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物：	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素：	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アプリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|------------------|---|
| 1. ウイルス | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス [*] (大量に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス |
| 2. 細菌 | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌 | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素 | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤 | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
- (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。
- (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
- (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
- (6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキサイド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。
- (7) 実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
- (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|---------|---|
| 1. ウイルス | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス |
|---------|---|

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月5日
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

動物用医薬品の販売業の店舗、動物用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号・第28条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第48条第2項）
（その他留意すべき事項）
- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。

- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取り扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課 担当者 永井

電話 3502-8701

FAX 3502-8275

E-mail hidetaka_nagai@nm.maff.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取扱う施設）

平成17年8月
農林水産省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する生物剤又は毒素（以下、「生物剤等」という）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに

適切な管理を行うこと。

- ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。
- ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省 消費・安全政策課 担当者 藤井

電話 03-3502-2319

FAX 03-3597-0329

E-mail: kouichi_fujii@nm.maff.go.jp

(別表)

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等のリストについては、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

- レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス：	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
2. 細菌：	
3. 真菌：	
4. 原生動物：	
5. 毒素：	
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	

ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。*
(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス：	重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌：	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、壱塚熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物：	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素：	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

* 食品や飼料中の毒素の微量分析を行なうために毒素を保有する事業所にあつては「微生物学実験室」を「化学分析を行なうための実験室」と読み替えて運用する。

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
 (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
 (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|------------------|--|
| 1. ウイルス | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス |
| 2. 細菌 | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌 | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素 | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤 | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※ 25cm³ 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
 (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。
 (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
 (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
 (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
 (6) 実験室とサポート域の間に実験器材の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。
 (7) 実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
 (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
 (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|---------|---|
| 1. ウイルス | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス |
|---------|---|

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）
（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特徴

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成17年8月
経済産業省1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）

2. 施設の特性

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界さく等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成17年8月
経済産業省1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講じること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）

2. 施設の特徴

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（原子力施設）

平成17年8月
経済産業省1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特徴

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

3. 安全確保の留意点

- ・ 事業者等及び事業者等から運搬を委託された者並びに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- ・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - ① 経済産業省及び治安当局等の関係機関との緊密な情報交換
 - ② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - ③ 防護区域等の巡視及び監視の実施
 - ④ 防護区域等への人の出入り管理
 - ⑤ 核物質防護設備の点検及び整備
 - ⑥ 特定核燃料物質の管理
 - ⑦ その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- ・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課

電話03-3501-1637

FAX03-3580-8539

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成17年8月
経済産業省1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（別紙1参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (<http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、別表2及び同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 3501-8625

FAX 3501-0197

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素

1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン

2 家畜に対して病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

(別表2)

生物剤等リスト及びBSL

- レベル1 (1)通常微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
 (2)一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

- | | |
|---|--|
| 1. ウイルス: | } ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を
起こす可能性のないもの。 |
| 2. 細菌: | |
| 3. 真菌: | |
| 4. 原生動物: | |
| 5. 毒素: | |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤:ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。 | |

- レベル2 (1)通常微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
 (2)エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
 (3)実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

- | |
|--|
| 1. ウイルス: |
| 重症急性呼吸器症候群(SARS)、コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス |
| 2. 細菌: |
| コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、壱塚熱リケッチア、腸管出血性大腸菌 |
| 4. 原生動物: |
| 単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫 |
| 5. 毒素: |
| ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシルペノール毒素、アフラトキシン、アプリン、コトキシシン、T-2トキシシン、HT-2トキシシン、テロドトキシシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤:牛疫ウイルス、牛肺疫菌 |

- レベル3 (1)実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
 (2)壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
 (3)排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

1. ウイルス:

黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス(*大量に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス

2 細菌:

炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱、リケッチア

3. 真菌:

コクシジオイデス・イミチス

5. 毒素:

赤痢菌毒素

6. 家畜に病原性を有する生物剤:口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1)独立した建物として隔離域とそれを取り囲むサポート域を設ける。
 (2)壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。
 (3)作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
 (4)実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
 (5)実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は、予備を含めて2組設ける。
 (6)実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキサイド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。
 (7)実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
 (8)実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
 (9)作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス:

痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス

※上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成17年8月
経済産業省1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）

2. 施設の特性

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 3580-0937

FAX 3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

② 避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

① 自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回

警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。

- ・ ゴミ箱の集約・撤去を行うこと。

②利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電 話：（代表）03-5253-8111（内線40182、40183）

（直通）03-4416-5119

F A X：03-5253-1634

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

② 自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③ 施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。

- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局管理課港湾保安対策室

電話：(代表) 03-5253-8111 (内線46283)

(直通) 03-5253-8070

FAX：03-5253-1648

生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。

②施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備

すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

飛行場部管理課

電話：(代表) 03-5253-8111 (内線49120)

(直通) 03-5253-8715

FAX：03-5253-1658

(航空保安施設)

管制保安部保安企画課

電話：(代表) 03-5253-8111 (内線51123)

(直通) 03-5253-8739

FAX：03-5253-1663

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第27条第9号）

2. 施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多くなるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

② 自主警備の強化に関する備え

- ・ 操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。
- ・ 駐車場（出入り口など）については夜間の照明を行うこと。
- ・ 水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

③ 施設の管理に関する備え

- ・ 常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。
- ・ 操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③その他

- ・ 武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省河川局河川環境課ダム管理係

電話：(代表) 03-5253-8111 (内線35-494)

(直通) 03-5253-8449

F A X : 03-5253-1603

山形県国民保護計画 資料編

平成 2 1 年 3 月

山形県総務部危機管理室

〒990-8570 山形県山形市松波 2 丁目 8 番 1 号
TEL 023-630-3039・3244 FAX 023-625-8186
E-mail yseikatsuanzen@pref.yamagata.jp